

大柱1 子育て支援の推進

【評価区分説明】

- A：計画通り順調に進んでいる
 B：概ね順調だが、不十分な点がある
 C：推進できている部分もあるが、不十分な点が多い
 D：推進方法に改善が必要
 -：評価対象なし

中柱1 教育・保育環境の向上

1	1-(1)-ア	教育・保育施設等の働く環境の充実	総合評価
			A
教育・保育施設等で働く職員が安心して子どもと向き合えるとともに、自身の子育ても両立できるような環境を整える取り組みを進めます。 ・国の職員配置基準を上回る配置基準の維持 ・保育士等に対する処遇改善の実施 ・教育・保育施設等職員の保育所等への優先入所 等			
R2策定時担当課	幼児児童施設課、保育課、教育指導課	対象年齢	支援者
R7担当課	子育て支援課、教育指導課	【子どもの権利を守る条例にかかる施策】	
実績	評価	今後の課題と取組	課名
・本市は中核市であるため、児童福祉施設に関する独自の基準条例を定めており、保育所等において国の年齢別配置基準より手厚い人員配置を求めている。また、国の処遇改善等加算Ⅱに上乗せして、経験年数7年以上の保育士等全員に対する月額4万円の処遇改善を目的とした、横須賀市独自の取り組みを行っている。 令和5年度対象者数 保育士等 210人 栄養士・調理員 37人	A	令和6年度に国の基準改正が行われ、満3歳以上については本市基準条例も国に準拠したが、0歳～2歳児は国の配置基準を上回る配置基準を維持している。処遇改善加算については、令和4年度に栄養士及び調理員も対象とする等、制度の拡充を図った。引き続き、国の配置基準を一部上回る保育士等の配置基準を維持すると共に、保育士等の処遇改善については国制度の動向を注視し、検討していく。	子育て支援課
・国の職員配置基準を上回る配置の維持 ・保育士等の処遇改善加算の条件であるキャリアアップ研修を開催した。 ・キャリアアップ研修 ＜食育・アレルギー対応＞ 令和6年9月7日、12日、18日開催、修了42名 ＜障害児保育＞ 令和7年1月18日、23日、28日開催、修了者48名・入園審査の際、教育・保育施設等で保育士、幼稚園教諭、保育教諭に従事している利用申込者に加点をし優先入所に配慮した。	A	5年間、入園審査の際に教育・保育施設等で保育士、幼稚園教諭、保育教諭として勤務している申込者に加点を行い、優先的に入所できるよう配慮してきた。これにより、現場で働く職員が子育てと仕事を両立しやすい環境づくりをおこなった。今後も職員が安心して子どもと向き合えるよう、保育環境や働き方の改善に引き続き取り組む。 ・令和8年度までに4分野取得が、処遇改善の条件に必須となることから、令和5年度から7年度までは1分野から2分野に分野数を増やし行ってきた。令和8年度からは1分野に戻るが、アンケートや要望を参考にしながら、分野を選択していき、各施設職員が十分受講できるよう、引き続き取り組んでいく。	
令和4年度をもって本事業は終了し、今後は国策により令和7年度までに全ての学年で少人数学級指導が実現する見通しである。	評価 -		教育指導課

2	1－(1)－イ	幼稚園教諭、保育士等の資質向上・人材確保		総合評価
				A
教育・保育施設等で働く職員の資質向上を図るため、様々な研修や講習会等を実施します。 また、保育の担い手となる保育人材を確保するための取り組みを進めます。 ・就職セミナー、相談会の実施(市、横須賀市私立幼稚園協会、横須賀市保育会等の共同開催) ・幼稚園教諭、保育士等を対象としたキャリアアップ研修の実施 ・子育て支援員研修の実施 ・保育士・保育所支援センターの運営 等				
R2策定時担当課	保育課、教育指導課		対象年齢	支援者
R7担当課	子育て支援課、教育指導課		【子どもの権利を守る条例にかかる施策】	
実績			今後の課題と取組	課名
・就職セミナー・相談会(学生、潜在保育士向け) 7月6日(土)実施、参加者37名、ブース出展39園 9月28日(土)実施、参加者8名、ブース出展14園(潜在) ・キャリアアップ研修 ＜食育・アレルギー対応＞ 令和6年9月7日、12日、18日開催、修了42名 ＜障害児保育＞ 令和7年1月18日、23日、28日開催、修了者48名 ・子育て支援員研修 修了者 73名 ・保育士・保育所支援センター登録者 市内就職2件 ・こども施設従事者向け研修(健康安全)2回実施 61施設 参加者 268		評価	幼稚園教諭、保育士等の資質向上については、「こども施設従事者向け研修」がコロナ禍より、オンライン開催が中心になり、より多くの各施設職員の受講ができるようになった。またキャリアアップ研修でも分野数が増えたことや、同じくオンラインを取り入れることで、受講しやすさにつながった。人材確保については、潜在保育士自身の参加やニーズが5年間で増加が見られず、周知や調査等を行いながら、今後も引き続き確保策に取り組んでいく。	子育て支援課
		B		
・研修等の経費の一部として、私立幼稚園・認定こども園協会に補助金を交付した。 ・幼稚園、保育所、認定こども園の保育士や教諭を対象とした研修講座を、開催した。 令和6年7月22日と8月5日にそれぞれ実施し、各園より合わせて162名参加		評価	市が主催する幼児教育研修講座、私立幼稚園・認定こども園協会が取り組む研修、研究、そして各園がそれぞれ取り組む研究等によって、幼児教育の理解促進とより質の高い教育・保育の実施が推進されてきた。 今後も継続して研修の開催等、幼児教育の理解促進を行うことが、質の高い教育・保育を維持するために必要である。	教育指導課
		A		

3	1－(1)－ウ	幼児教育の推進			総合評価
					B
幼児教育の質の向上に向けて、各種助成を行います。 ・教材費購入費補助 等					
R2策定時担当課	幼児児童施設課			対象年齢	3歳～就学前、支援者
R7担当課	子育て支援課			【子どもの権利を守る条例にかかる施策】	
実績				今後の課題と取組	課名
・教材等購入費等補助(均等割) 37園／37園 (園児割) 4,013人 ・障害児等教育費補助 42人 ・私立幼稚園・認定こども園協会研修費等補助			評価	教材等購入費等補助については、災害用備品(備蓄品)、その他の施設整備を対象として追加する等、拡充を図ったものの、他制度との関係性が分かりにくい補助制度となっている側面等も生じている。 障害児等教育費補助については、療育プログラム対象児童を補助対象に追加し、補助額も引き上げる等、拡充を図った。 今後は他制度との関係性等を整理するとともに、国及び県の補助制度の動向や他自治体の補助制度も参考にしながら、適切な補助制度のあり方について検討していく。	子育て支援課
			B		

4	1－(1)－エ	就学前教育・保育と小学校教育の連携		総合評価	
				B	
就学前の子どもがスムーズに小学校での生活に移行できるよう幼稚園、保育所、認定こども園等と小学校との連携を図ります。 ・各幼稚園、保育所、認定こども園等と小学校による情報交換会の開催 ・近隣小学校との給食体験や防災訓練等を通じた連携 等					
R2策定時担当課		保育課、教育指導課		対象年齢	0歳～小学生、支援者
R7担当課		子育て支援課、教育指導課		【子どもの権利を守る条例にかかる施策】	
実績			今後の課題と取組		課名
新型コロナウイルス感染防止のため中止されていた小学校との給食交流事業等が再開され、大塚台小学校で実施された。給食交流会では、抽選で選ばれた近隣の幼稚園や保育園、認定こども園の年長の園児を対象に、小学校の案内や、給食を食べることで園との違い(メニューや量、器、片付け方)を学び、就学前の交流を深めることができた。		評価	学校食育課と連携し、給食交流会へ参加をすることで、子どもたちの貴重な経験となっていたが、交流スペースやアレルギーの問題など課題も多く、参加を希望する園に対して、受入れ校数の増加があまり見られなかった。 今後は給食交流も引き続き参加しながら、学区の小学校と、各施設が連携を取りながら、様々な形の交流を計画していく。		子育て支援課
		B			
・令和6年7月24日に中央こども園で市立小学校職員を対象とした見学研修会が行われた。こども園での園児の生活状況を見学し、幼児の育ちと学びについて、講演を行った。 ・研修等で架け橋期の幼保小のより良い連携について学びを深め、地域別での懇談では、具体的にできることなどを確認することができた。		評価	公立園を会場にした見学研修の開催により、就学前の教育・保育活動を通して、小学校接続や乳幼児期の成長発達について、理解を深める場となった。 幼保小連携講座等でも、より地域での交流が互いに持てるよう、各施設での活動内容を工夫し、計画をしていく。		子育て支援課 教育指導課
		B			
就学前教育に係る各園と小学校の担当者による情報交換会を令和6年5月15日開催し、各園と小学校合わせて102名が参加した。幼保小の架け橋プログラムの一環として、小学校教諭を対象としたスタートカリキュラムの研修を令和7年2月5日に行い、全小学校の担当者46名が参加した。		評価	これまで就学前教育と学校教育の円滑な接続を図り、各園と小学校の多くの関係者が共に互いの教育・保育を理解し合い、子ども達の豊かな学びと成長に向けて協議を重ねてきた。 一方で、コロナ禍での感染症対策により、各園、各学校において児童・園児間、職員間での交流を見直し、連携が途絶えていたことは少なくない。 今後も市として各園と小学校の協議・交流の場を設定すると共に、よりよい連携を図るため、連携の実態調査、好事例の収集と発信を行った上で、連携の不十分な学校区への支援を行っていく必要がある。		教育指導課
		B			

5	1－(1)－オ	届出保育施設の育成		総合評価	
				A	
保護者が安心して子どもを預けられるよう、指導、監督の実施や巡回指導員を配置し、届出保育施設の保育の質の確保・向上に努めます。					
R2策定時担当課		幼保児童施設課		対象年齢	0歳～就学前、支援者
R7担当課		子育て支援課、指導監査課		【子どもの権利を守る条例にかかる施策】	
実績			今後の課題と取組		課名
・巡回指導実績 認可外42施設・ベビーシッター1施設・病児病後児2施設 計92回(立ち入り含む)。 ・巡回内容としては、保育内容や安全衛生の点検、立ち入り前の確認や前年度立ち入り時の指摘点改善確認などを実際に視察し、施設長などへの指導助言とともにいった。		評価	立入を含む巡回指導を通し、安心安全な保育環境への助言や、その後の改善確認を行うことで、保育の質の確保へとつながった。 また、施設からの相談や保護者からの苦情等へも対準に対応し、施設との連絡調整をする中で、解決に努めた。引き続き、届出保育施設への巡回相談を行い、改善個所の確認や、保育全般についての指導助言を行っていく。		子育て支援課
		A			
児童福祉法の規定に基づく立入調査時に、認可外保育施設指導監督基準(保育に従事する者の数及び資格等)の遵守状況について確認した。 令和6年度立入調査実施数 37施設(39施設) ※ ()内は、令和7年3月31日現在の施設数		評価	この5年間で、認可外保育施設指導監督基準を各施設に浸透させ、基準遵守を行うことができた。令和2・令和3年度はコロナ禍の影響により立入調査件数を減らさざるを得ず、令和4年度に指導監査課に業務が移管された際は「基準の存在は知っているが、内容等を知らない」施設が数多くあった。令和5年度以降、指導及び改善状況の確認に努めた結果、大きな指摘事項はほぼ皆無となった。引き続き、認可外保育施設指導監督基準を遵守した運営を行っているか確認し、基準を満たしていない場合は、指導、監督を行う。		指導監査課
		A			

中柱2 幼児期の教育・保育の充実

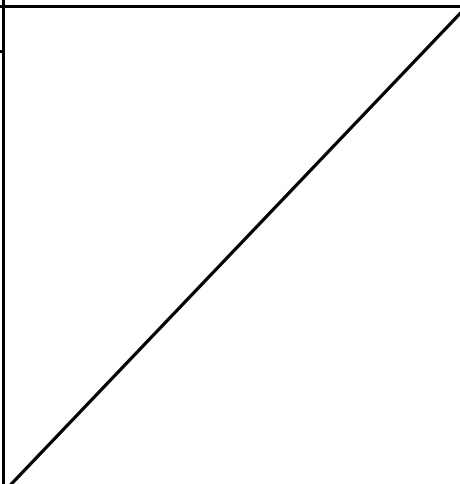
6	1－(2)－ア	保育定員の拡充	総合評価		
			A		
就業率の増加など今後も増加する保育ニーズに対応するため、認定こども園への移行や保育所定員の拡充等を進めます。 特に待機児童の多い低年齢児の受け入れを拡充するため、小規模保育事業等を積極的に設置します。 ・1号認定子ども 利用定員 5,882 人 ・2号認定子ども 利用定員 2,971 人 ・3号認定子ども 利用定員 2,360 人					
R2策定時担当課		幼保児童施設課、こども育成総務課		対象年齢	0歳～就学前
R7担当課		子育て支援課		【子どもの権利を守る条例にかかる施策】	
実績			今後の課題と取組		課名
幼稚園から幼稚園型認定こども園への移行(1園)および既存施設の定員拡充により、利用定員の増を図った。 令和6年度利用定員 ・1号認定子ども 3,591人 (私学助成幼稚園認可定員1,210人を含まない) ・2号認定子ども 2,945人 ・3号認定子ども 1,952人		評価	待機児童数の推移を注視しつつ、実情に応じて既存施設の定員適正化により、待機児童の解消を図る。 一方、公立園は再編に伴い、実情にあった定員設定を行った結果、下方修正となった。今後もさらに再編を進めることで、下方修正となる見込みである。		子育て支援課
		A			

7	1－(2)－イ	認定こども園への移行推進	総合評価	
			A	
保育ニーズに対応するため、認定こども園への移行等を推進し、待機児童の解消を図ります。 ・認定こども園 31 か所				
R2策定時担当課	幼保児童施設課、こども育成総務課		対象年齢	0歳～就学前
R7担当課	子育て支援課		【子どもの権利を守る条例にかかる施策】	
実績			今後の課題と取組	課名
幼稚園から1園が幼稚園型認定こども園へ移行した。 令和6年度認定こども園 31か所(公立・私立) (内訳) ・幼保連携型認定こども園 公立1か所 私立20か所 ・幼稚園型認定こども園 私立10か所		評価	認定こども園への移行において、施設整備補助や認定こども園へ移行する際の長時間預かり補助の実施などに取り組んできた。この結果、計画目標値としていた、31園の整備を達成することができた。 今後、既存施設が認定こども園へ移行を希望する場合は、情報提供や相談などの支援を実施していく。	子育て支援課
		A		
令和4年4月に中央こども園を開園した。		評価	・この5年間で公立こども園の設置を推進した。引き続き計画どおり事業を実施する。 ・令和8年4月に森崎保育園とハイランド保育園を統合し、(仮称)南こども園を開園予定。 ・追浜保育園を現地建て替えし、令和11年4月に(仮称)北こども園として開園予定。 ・武山保育園を現地建て替えし、令和9年10月に(仮称)西こども園として開園予定。 ・武山保育園を現地建て替えし、令和9年中に(仮称)西こども園として開園予定。	
		A		

8	1－(2)－ウ	横須賀市公立保育園再編実施計画の推進	総合評価	
			A	
横須賀市公立保育園再編実施計画を推進し、公立保育園の再配置及び民営化等を実施します。 ・(仮称)中央こども園の整備(上町保育園・鶴が丘保育園の統合) 令和4年4月開園予定 ・逸見保育園の民営化 令和3年4月移行予定				
R2策定時担当課	こども育成総務課		対象年齢	0歳～就学前
R7担当課	子育て支援課		【子どもの権利を守る条例にかかる施策】	
実績			今後の課題と取組	課名
・中央こども園は、建物・園庭の工事を完了し、令和4年4月に開園した。 ・逸見保育園は、令和3年4月に民営化を実施した。 ・(仮称)南こども園の新築工事の設計及び建設場所である久里浜公園内にあるプールの解体工事が完了した。		評価	・この5年間で、公立保育園の再配置、民営化を推進した。引き続き計画どおり事業を実施する。 ・令和8年4月に(仮称)南こども園、令和11年4月に(仮称)北こども園、令和9年10月に(仮称)西こども園を開園予定。 ・令和8年4月に田浦保育園、令和9年4月に船越保育園を民営化予定。	子育て支援課
		A		

9	1－(2)－エ	地域型保育事業の充実	総合評価	
			A	
地域の保育ニーズに対応するため、0歳～2歳児を対象とした地域型保育事業（小規模保育事業、家庭的保育事業等）を充実します。 特に待機児童の多い低年齢児の受け入れを拡充するため、小規模保育事業等を積極的に設置します。				
R2策定時担当課	幼保児童施設課、保育課		対象年齢	0歳～就学前
R7担当課	子育て支援課		【子どもの権利を守る条例にかかる施策】	
実績			今後の課題と取組	課名
令和7年3月31日現在 家庭的保育事業 15事業所 小規模保育事業 3事業所		評価	これまで家庭的保育事業を行う事業所を3か所（定員21人）増やしてきた。 今後も待機児童数の推移を注視しつつ、地域の実情を踏まえ、既存事業所の定員の適正化を図る。	子育て支援課
		A		
・年4回の訪問指導をしながら、各施設の保育や運営に関しての助言等を行った。 ・家庭的保育者向けに、計18時間の現任研修の開催を行った。 ・R6年4月開所の保育室へ、月1～2回訪問をし、保育や運営のフォロー等を行った。		評価	新しい保育室の開設や定員拡大にあたり、指導員が準備や助言を続けてきた。配慮が必要な子どもや保護者が増える中、関係機関と連携し、今後も安全な保育のため指導・サポートを継続する。また、現任研修やキャリアアップ研修の案内、定員増や園での調理開始に関する相談や手続きも支援していく。	
		A		

10	1－(2)－オ	幼稚園での預かり保育の拡充	総合評価	
			A	
多様化する教育・保育ニーズに対応するため、教育時間の前後や休日・長期休業期間中等の受け入れを拡充します。 ・幼稚園での預かり保育の実施 ・幼稚園型一時預かり事業の実施				
R2策定時担当課	幼保児童施設課		対象年齢	3歳～就学前
R7担当課	子育て支援課		【子どもの権利を守る条例にかかる施策】	
実績			今後の課題と取組	課名
令和6年度預かり保育 ・幼稚園での預かり保育 7園 平日1園当たり 平均17人／日 平均延べ2,689.00人／年 夏休み実施園 4園 冬休み実施園 3園 春休み実施園 3園 ・幼稚園型一時預かり事業 35園 夏休み実施園 35園 冬休み実施園 34園 春休み実施園 28園		評価	計画期間を通じた利用状況は、幼保・幼稚園型認定こども園へ移行する園や2号認定者の増加により、利用者数は減少傾向となっている。 今後も1号認定者の多様なニーズに答えるべく預かり保育を継続していく。	子育て支援課
		A		

11	1－(2)－カ	企業主導型保育所の設置支援		総合評価	
				－	
多様な就業形態に対応し、待機児童の解消、仕事と子育ての両立に資する企業主導型保育事業所の設置について積極的に支援します。					
R2策定時担当課		幼保児童施設課、経済企画課		対象年齢	0歳～就学前、事業主
R7担当課		子育て支援課、経済企画課		【子どもの権利を守る条例にかかる施策】	
実績			今後の課題と取組		課名
企業主導型保育事業については、令和5年1月12日付で内閣府から「定員11万人分の受皿整備が概ね達成されたこと、待機児童数が全国的に減少していることから、令和4年度以降の新規募集及び定員増員は実施しない」旨公表されたことから、国の企業主導型保育事業で補助対象にならない備品等のイニシャルコストへ市が単独で補助する制度を設けていたが、令和4年度をもって廃止した。補助金交付実績は令和2年度に1件のみであり、今後実施する見込みなし。 (国の制度では運営費に対しても継続して補助金交付がなされるが、新規募集を行っていないため、これから施設を整備しても運営が困難と見込まれ、設置のニーズがないと想定されることから本市制度について、廃止する判断をしている。)		評価			子育て支援課 経済企画課
		－			

12	1－(2)－キ	延長保育、休日保育の推進			総合評価
					B
働き方の多様化による保育ニーズに対応するため、延長保育、休日保育を推進します。 ・全施設での延長保育の実施 ・休日保育実施施設 1か所					
R2策定時担当課		幼保児童施設課、こども育成総務課		対象年齢	0歳～就学前
R7担当課		子育て支援課		【子どもの権利を守る条例にかかる施策】	
実績				今後の課題と取組	課名
多様化した保育ニーズに対応するため、延長保育、休日保育の充実を図った。 【延長保育実施施設・事業所】 (私立) 保育所 23か所 利用人数767人 認定こども園 29か所 利用人数925人 小規模保育事業 3か所 利用人数 4人 家庭的保育事業 14か所 利用人数 41人 (公立) 保育所 8か所 利用人数 307人 認定こども園 1か所 利用人数 25人 【休日保育実施施設】 2か所 延べ利用人数560人			評価	この5年間は、多様化する子育て世帯のニーズに対応するため、延長保育や休日保育の充実に取り組んだ。延長保育は保育所や認定こども園、家庭的・小規模保育事業など様々な施設で実施し、休日保育も令和4年度から2か所で行い、利用者も年々増えている。 休日保育については、一部予約が取りづらさもあるが、予約方法の見直し等を行い、改善を図っていく。 今後も延長保育や休日保育を継続し、補助金などによる運営支援も行いながら多様な家庭に寄り添い、より利用しやすく安心できる保育サービスの提供に努めていく。	子育て支援課
			B		

中柱3 家庭等における子育て支援の充実

13	1－(3)－ア	妊産婦のケア体制の充実【3-(1)-エの再掲】		総合評価	
				A	
母子健康手帳交付時から、若年や経済的困窮等がある妊婦を早期に発見し支援を行います。 また、産婦健康診査やこんにちは赤ちゃん訪問、乳児健康診査時にメンタルヘルスチェック等を行います。 特に出産後から4か月までの母親の孤立感を軽減する取り組みを進めます。妊産婦のメンタルヘルス相談を実施し、子育てのストレス軽減を図ります。 また、心身のケアや育児サポート等きめ細かな支援を図ります。 ・メンタルヘルス相談の実施 ・産後ケアの実施 ・利用者支援事業(母子保健型) ・母子健康手帳交付時面接及び医療機関との連携 ・支援を要する妊婦等の相談 ・授乳相談の実施 等					
R2策定時担当課		こども健康課		対象年齢	妊産婦
R7担当課		こども家庭支援課、地域健康課		【子どもの権利を守る条例にかかる施策】	
実績				今後の課題と取組	課名
・親子支援心理相談や精神科医によるメンタルヘルス相談で保護者のケアを行った。 相談延べ576人 ・産後ケア事業により産後の母子の心身のケアや育児サポートを行い利用料の一部を助成した。 延べ517回（デイケア116回、ナイトケア36回、ショートステイ201回、訪問型164回）			評価	産後ケア事業では、これまで窓口や郵送での申請を中心に行ってきたが、令和6年度からは「e-kanagawa横須賀」による電子申請の受付を開始した。従来は、利用者が担当課に利用相談を行い、担当課が予約手続きを行っていたため、複数回の連絡や開庁時間外の予約ができないなど、利便性に課題があった。 こうした状況を踏まえ、令和7年度からは、スマートフォンなどによる登録を通じて、いつでも予約ができる予約システムの実証実験を開始した。今後も、利用者の利便性向上を図っていく。	こども家庭支援課
			A		
・健康福祉センターでメンタルヘルスチェックの後、心理相談員による親のメンタルヘルス相談(周産期メンタルヘルス相談)を実施した。 実績 60回 延べ44人 ・妊婦健康診査(実施回数16回)のうち、10,000円3回分、5,000円13回分の公費負担を行った。(多胎児を妊娠した妊婦のみ、5,000円3回分追加助成あり) 受診件数20,078件 ・産婦健康診査(実施回数2回)のうち、5,000円2回分の公費負担を行った。 受診件数2,589件			評価	親のメンタルヘルス相談は、妊婦や育児に不安等のある親に対して、案内をしている。令和2年度から利用者数が減少していたが、令和6年度は前年度より、やや増加した状況。令和7年度からは、市民向けの名称を「ママ・パパのためのこころの相談」に変更し、対象となる方が、より気軽に利用できるようにしており、今後も、実績をみながら、開催方法等を検討していく。 引き続き、妊産婦健康診査の助成を行い、経済的負担の軽減を図る。	地域健康課
			A		

14	1－(3)－イ	こんにちは赤ちゃん訪問事業の推進【3-(1)-オの再掲】		総合評価	
				A	
妊娠初期から子育てに対して、切れ目のない相談体制を整えるため、生後4か月までの乳児がいる家庭への訪問指導、相談等を実施します。 ・全世帯への家庭訪問の実施 等					
R2策定時担当課		こども健康課		対象年齢	誕生前～生後4か月、保護者
R7担当課		地域健康課		【子どもの権利を守る条例にかかる施策】	
実績				今後の課題と取組	課名
生後4か月までの乳児がいる家庭を保健師、助産師が訪問する「こんにちは赤ちゃん訪問」を行った。 延べ3,536件			評価	出生数減少に伴い、訪問件数は減少傾向にあるが、生後4か月までの乳児がいる家庭へのこんにちは赤ちゃん訪問は、高い実施率で行うことができた。訪問が行えない家庭においても、生活実態の把握を行い、必要な支援につなげるなどをし、養育環境把握は毎年度100%だった。引き続き、「こんにちは赤ちゃん訪問」を実施し、早期から各家庭に沿った相談や情報提供を行っていく。	地域健康課
			A		

15	1－(3)－ウ	地域子育て支援事業利用のための相談機能の充実	総合評価	
			A	
地域の子育てに関する相談窓口である健康福祉センターや愛らんど、保育所等で、子どもや子育てに関する相談に対応するとともに、必要な情報を提供します。 ・センター型事業 7か所 ・わいわい広場 10 か所 ・利用者支援事業(基本型) 1か所				
R2策定時担当課		保育課	対象年齢	0歳～就学前、保護者
R7担当課		子育て支援課	【子どもの権利を守る条例にかかる施策】	
実績		評価	今後の課題と取組	課名
・センター型事業6か所/わいわい広場10か所/利用者支援事業(基本型)1か所 ・未就園児(おおむね3歳)を対象としている愛らんどでは、長期休み期間中、幼稚園等に就園しているきょうだい児の利用を可能とした(施設により一部条件あり)。 ・令和6年度8月、愛らんど大津が開設となった。		A	この5年間で、愛らんど追浜のスペース拡充や、大津地区への新設を実施し、利用者の利便性が高まることで、より相談機関として充実させることが出来た。 今後は利用者支援事業(基本型)を拡大し、相談機能を充実させる。	子育て支援課

16	1－(3)－エ	ファミリー・サポート・センターの推進	総合評価	
			B	
ファミリー・サポート・センターの提供会員を市内全域で確保するよう努めるとともに、提供会員の資質の維持、向上のための研修会や提供会員、依頼会員同士の交流会を行い、制度の活性化を図ります。 ・支援会員の募集・研修 等				
R2策定時担当課	保育課		対象年齢	3か月～小学生
R7担当課	子育て支援課		【子どもの権利を守る条例にかかる施策】	
実績			今後の課題と取組	課名
年2回のおまかせ会員研修養成研修会を実施し、会員数の増を目指した。21名参加。		評価	5年間の会員の増が見られず、特に「おまかせ会員」が少ないことで、ニーズはあってもマッチングに至らないケースもあった。 年2回のおまかせ会員養成研修会を柔軟に実施(録画による補講の機会を増やす等)するほか、市民への周知や登録方法等の工夫をし、会員数増を目指す。	子育て支援課
		B		

17	1－(3)－オ	一時預かり事業の拡充	総合評価	
			B	
不定期な仕事や通院、冠婚葬祭、リフレッシュ等様々な理由で保育できないときに一時的に子どもを預かる一時預かり事業を拡充します。 ・一時預かり事業実施施設 14 か所				
R2策定時担当課	幼保児童施設課、こども育成総務課		対象年齢	0歳～就学前
R7担当課	子育て支援課		【子どもの権利を守る条例にかかる施策】	
実績			今後の課題と取組	課名
私立幼保連携型認定こども園5か所、公立保育所1か所、私立保育所1か所、一時預かり事業所2か所の計9か所で一時預かり事業を実施した。 (公立) 延べ 2,224人 (私立) 延べ11,147人		評価	一時預かり事業のニーズは、令和2年度以降増加傾向となっている。 このため、一時預かり事業者に対して補助金を交付することで、その運営を補助してきた。今後も一時預かり事業のニーズは高いと見込まれているため、引き続き支援を行っていく。公立は5年間で利用者が減少している理由として、予約の取りづらさがあった。 今後は予約方法の検討、見直しを行い、広く周知することで、利用しやすさをアピールし、利用率向上を図る。	子育て支援課
		B		

18	1－(3)－カ	病児・病後児保育の充実		総合評価	
				A	
子どもが病気や病気回復期の場合に対応するため、保護者が安心して子どもを預けられる病児・病後児保育を拡充します。					
・(仮称)中央こども園での病児・病後児保育の実施					
・民間ベビーシッター事業者等の保育サービス利用による訪問型病児・病後児保育利用助成制度の利用促進 等					
R2策定時担当課		幼保児童施設課		対象年齢	0歳～小学生
R7担当課		子育て支援課		【子どもの権利を守る条例にかかる施策】	
実績			今後の課題と取組		課名
うわまち病院病児・病後児保育センター、中央こども園病児・病後児保育センターの2箇所体制による指定管理により運営。 (うわまち病院の移転に伴いうわまち病院病児・病後児保育センターも名称を総合医療センター病児・病後児保育センターに変更となり令和7年3月1日に本庁地区から久里浜地区へ移転) うわまち病院病児・病後児保育センター定員5人 延べ利用人数 (病児)169人 (病後児)54人 うち 全額減免 35件 中央こども園病児・病後児保育センター定員5人 延べ利用人数 (病児)280人 (病後児)39人 うち 全額減免7件 訪問型病児・病後児保育利用助成制度申請3件		評価	この5年間で、病児・病後児保育事業は新型コロナウイルス感染症の影響を受けつつも、事業拡充と利用しやすさの向上を図ることができた。令和2・令和3年度はコロナ禍の影響で利用者が大きく減少したが、令和4年度には中央こども園病児・病後児保育センターを新たに開設し、2か所体制での運営を開始したことで利用者数も増加した。また、減免制度により経済的負担がある家庭への支援も着実に進めることができた。 うわまち病院病児・病後児保育センターの移転先の久里浜地区は児童数が多い地域であるため、今後も利用状況を注視し、必要に応じて体制強化などの対応を検討していく。 また、訪問型病児・病後児保育利用助成制度については、毎年度の利用件数に変動はあったものの、徐々に事業の認知が進んできているため、引き続き、より効果的な広報・周知を実施し、必要に応じて情報提供方法の見直しなどに取り組む。		子育て支援課
		A			

19	1－(3)－キ	ショートステイ事業の推進		総合評価	
				B	
保護者が病気や育児疲れ等により、子どもの養育が一時的に困難になった場合に、乳児院や児童養護施設でその家庭の子どもを一時的に預かる事業を実施します。					
担当課		こども家庭支援課		対象年齢	0歳～18歳未満
				【子どもの権利を守る条例にかかる施策】	
実績				今後の課題と取組	課名
乳児院・児童養護施設 14人 58日 ショートステイファミリー(里親) 6人 16日 20件 延日数74日			評価	この5年間で、受け入れ先としてショートステイファミリー(里親)も加え、利用者の状況に応じてより柔軟にサポートできるよう改善し、リピーターも増加している。 しかし、施設の受け入れ体制が十分とは言えず、すべての利用希望に対応できない課題は継続している。 引き続き、本制度の周知に努めるとともに、一時的養育困難な保護者を支援して育児の負担を軽減し、虐待予防の早期対応を行い、児童の安全を図る。	こども家庭支援課
			B		

20	1－(3)－ク	育児支援家庭訪問事業の推進	総合評価	
			A	
様々な原因で子育てが困難になっている家庭にヘルパーや助産師を派遣し、育児、家事の援助や育児に関する技術指導を行うことにより、子育ての負担の軽減や環境の改善を図ります。				
担当課	こども家庭支援課	対象年齢	誕生前～18歳未満、保護者	
		【子どもの権利を守る条例にかかる施策】		
実績			今後の課題と取組	課名
19件(新規14件/継続5件)*うち1件はキャンセル 助産師8件(延62回)・ヘルパー14件(延127回) 会議13回(助産師のみ)		評価	特定妊婦や要支援家庭に対してヘルパーや助産師の派遣を行うために、関係機関による会議を行っている。その会議で世帯の課題などを参加者で共有し、サービスの必要性の有無や利用期間及び利用したことによる効果等について協議を行い、派遣を決定している。今後も関係機関と密に連携を図りながら、引き続きスピード感を持った対応に努める。	こども家庭支援課
		A		

21	1－(3)－ケ	出前型子育て相談、訪問指導、訪問相談の充実		総合評価
				A
子育てアドバイザーや保健師、管理栄養士、歯科衛生士が、求めに応じて地域でのイベント、集会、子育てグループの活動の場で、出前型育児相談を行います。 ・子育てグループ支援 ・出張親子サロン「わいわい広場」等				
R2策定時担当課	こども健康課、保育課、保健所健康づくり課		対象年齢	誕生前～就学前、保護者、支援者
R7担当課	地域健康課、子育て支援課		【子どもの権利を守る条例にかかる施策】	
実績			今後の課題と取組	課名
・地域の子育てグループからの依頼で健康教育や育児相談などグループ支援を実施した。 子育てグループ支援(保健師) 10回 延べ127人 地域依頼健康教室(歯科) 8回 144人		評価	依頼で行うもののため、各年度の開催回数にばらつきは見られたものの、要望があったグループには健康教育やグループ支援を実施した。 引き続き、地域の子育てグループの要望により、必要な支援をする。	地域健康課
		A		
・出張愛らんどわいわい広場は、10か所 42回の実施。 延べ528名参加。		評価	この5年間で、みんなの家の廃止や愛らんど新設に伴い、わいわい広場の会場変更を行うが、主任児童委員との情報交換等で、スムーズに移行できた。 地域によっては利用者数の減もあったが、今後も要因を把握しつつ、利用者拡充を図る。	子育て支援課
		B		

22	1－(3)－コ	家庭教育の推進	総合評価	
			A	
BCG予防接種時に、ブックスタートパック(絵本2冊と赤ちゃん用ブックリスト等)や乳幼児向け行事の情報等を提供します。3歳児健康診査時に幼児向けブックリスト等の情報を提供します。PTA協議会に家庭教育講演会を委託します。市民大学やコミュニティセンターで家庭教育に関する講座を実施します。これらにより、家庭の教育力の向上を図ります。				
R2策定時担当課	こども健康課、生涯学習課、中央図書館、地域コミュニティ支援課、各行政センター		対象年齢	0歳～中学生、保護者
R7担当課	地域健康課、生涯学習課、中央図書館、地域コミュニティ支援課、各行政センター		【子どもの権利を守る条例にかかる施策】	
実績			今後の課題と取組	課名
周産期支援教室や育児支援教室、健診等で子どもの年齢や状況にあった行事などの情報提供や相談を行った。		評価	この5年間は各種教室や健診のタイミングで、その対象に向けた行事等の情報提供を行った。引き続き、周産期支援教室や育児支援教室、健診等で子どもの年齢や状況にあった情報提供や助言を行う。また、ホームページから情報が取得できるよう、内容を充実させていく。	地域健康課
		A		
・家庭教育講演会を横須賀市PTA協議会に委託し、3回実施した。 ・生涯学習センター指定管理事業として実施している市民大学の子ども向け講座「ジュニアカレッジ」で、県立海洋科学高校の協力のもと、親子参加による乗船実習体験の共有ができる「船内見学in湘南丸」を実施した。他にも横須賀総合高校や三浦学苑高校の協力を得て、パソコン体験ロボットプログラミング体験等、合計4講座を実施した。		評価	・親子参加型の講座では、親と子が体験を共有できる貴重な機会を提供することができた。 ・高校生が講師を務めた子ども向け講座では、異年齢交流や相互学習の効果により、高校生と子どもの双方が成長できる機会を提供できた。 ・今後も市民大学において、家庭教育支援に関する講座を引き続き開催していく。	生涯学習課
		A		
・ブックスタートパック配付数 1,478件 ・幼児向けブックリストの配付数 1,901件		評価	令和2年度・3年度はコロナ禍の影響による絵本の読み聞かせの中止や、ブックスタート事業の会場としていたBCG集団接種が個別接種に変更になるなど、事業継続が困難となる状況を経験し、その都度、絵本引換券の配付や実施会場を乳児健診(現3～4か月児健診)時に変更するなどの対応を図ってきた。令和6年度現在、ブックスタート事業の新しい仕組みも定着しつつあり、概ねすべての対象者に絵本等のプレゼントを行っている。今後も、子どもたちの成長に大切な乳幼児期の読書環境の充実に向けて、より多くのご家庭等に興味をもってもらえるよう工夫をしていきたい。	中央図書館
		A		
コミュニティセンターにおいて、「親子deパティシエ体験」・「親と子の工作教室」・「親子あそびとリトミック」などの家庭教育講座を企画した。		評価	毎年、親子を対象とした様々な講座を実施し、全ての回で募集定員を上回る数の応募があった。引き続き、親子対象の講座を開講する。	地域コミュニティ支援課 各行政センター
		A		

23	1－(3)－サ	幼稚園、保育所等での家庭教育への意識啓発		総合評価
				A
家庭での子どもとの関わりについて保護者の意識を啓発するため、幼稚園、保育所等の専門知識をより生かすことができる教室等を開催します。				
R2策定時担当課	保育課、教育指導課、保健所健康づくり課		対象年齢	0歳～就学前、保護者
R7担当課	子育て支援課、教育指導課、地域健康課		【子どもの権利を守る条例にかかる施策】	
実績			今後の課題と取組	課名
電子帳票システムを導入することで、園での活動写真を保護者のスマホに送信し、日々の活動の様子を共有している。また行事予定や健診結果なども配信できるようになった。		評価	令和4年度から電子帳票システムを導入し、連絡帳や行事のお知らせ、献立表、健康診断の結果などを保育園から保護者のスマートフォンへ配信した。園での活動写真も送付できるようにしたことで、家庭への情報共有がより円滑になった。また、紙でのお知らせから電子配信に切り替えたことで、保護者にきちんと読んでもらえるようになり、忘れ物や行事の周知もれが減少した。 引き続きそれらの情報をもとに、保護者に対し、日ごろの教育・保育内容などの理解をさらに深めていく。	子育て支援課
		A		
・放課後の園庭を開放し、迎えにきた保護者がそのまま園に残り、園庭で子どもたちを遊ばせながら保護者同士の情報交換を行ったり、子どもの養育に関する相談を受けたりした。 ・毎月、保護者参加型で季節の行事や和太鼓体験などの集会活動を行った。		評価	・各園で懇談会等機会を設け、保護者同士や保護者と教諭、保育士等の間で交流を行うことができた。 ・保育所や幼稚園において専門知識を活かし、相談への助言や指導を行う。 ・令和6年度末をもって所管するすべての公立幼稚園が閉園したため、本施策は終了となる。	教育指導課
		A		
・市立幼稚園・保育園4・5歳児を対象に集団フツ化物洗口を実施した。 24園1007人 ・幼稚園・保育園等で歯みがき教室を実施した。 幼稚園:8園 414人、保育園等:40園 1529人 ・4・5歳を対象とした児食育歯みがき教室を実施した。 20園 1181人		評価	・この5年間では目標に達していないが、少しずつ人数は増えている。 ・4・5歳児集団フツ化物洗口は市内全園(希望園)で実施。 ・幼稚園・保育園・認定こども園歯みがき教室(希望園)を実施する。	地域健康課
		B		

大柱2 子育てしやすい地域・社会づくり

中柱1 地域で子育てを支援する環境づくり

24	2-(1)-ア	保健、医療、福祉のネットワークづくり		総合評価	
				A	
保健、医療、福祉の連携を図り、妊娠、出産や子育てに対して適切な支援ができるよう、関係機関の職員で構成する連絡会の開催等により、ネットワークを強化していきます。 ・周産期保健看護連絡会の開催 ・周産期のメンタルヘルスを考える会との連携 ・こども家庭地域対策ネットワーク会議の開催 等					
R2策定時担当課		こども健康課、こども家庭支援課		対象年齢	誕生前～18歳未満、妊婦、保護者
R7担当課		地域健康課、こども家庭支援課		【子どもの権利を守る条例にかかる施策】	
実績			今後の課題と取組		課名
・出産を取り扱っている市内・市外の近隣産婦人科医療機関、助産院、こんにちは赤ちゃん訪問職員指導員、関係職員による周産期保健看護連絡会を開催した(年1回)。 ・妊娠中から出産後に、医療機関において親への継続的な支援が必要と判断された場合、電話や継続看護連絡票により市が連絡を受け、家庭訪問等につなげた。また、平成29年6月から産婦健診を実施し、産後うつ等支援が必要な場合は医療機関から連絡を受け早期に支援している。 ・市内精神科・産婦人科・小児科医療機関、助産院、近隣自治体、関係部署による周産期のメンタルヘルスを考える会を開催し、医師の講演や支援の流れについて情報共有を行った(年1回)		評価	周産期保健看護連絡会は令和2年、令和3年度はコロナ禍の影響で書面開催、令和4年度～令和6年度は対面開催で行うことができた。周産期のメンタルヘルスを考える会はコロナ禍の影響もあり開催を見合わせた年もあったが、令和5年度、令和6年度に対面開催で行うことができた。両会議とも、各機関と情報共有を行うことができ、ネットワークの構築を図ることができた。 また、医療機関から電話や継続看護支援依頼票での連絡により、支援が必要な人へ早期からの支援介入を行うことができた。 引き続き、年1回、周産期保健看護連絡会、周産期のメンタルヘルスを考える会を開催するとともに、ネットワークを生かし、子ども虐待の予防、早期発見、適切な対応のため関係機関の連携を図る。		地域健康課
		A			
こども家庭地域対策ネットワーク会議の開催 全体会議 年1回 各機関から「子どもに関する日頃の事業活動と課題について」 実務担当者連絡会議 年4回 意見交換「多様化する家族への関わり方とその支援について」について サポートチーム会議 年266回		評価	全体会議や実務担当者連絡会議では、通常時に直接顔を合わせない機関からの情報提供を受けることで、有意義な情報交換の場となっている。サポートチーム会議は、年々開催回数が増加しており、地域の児童らを見守るために、関係機関が情報共有の場を積極的に求め、強く虐待予防に努めたいという意識の高まりがある。引き続き、ネットワークを生かし、子ども虐待の予防、早期発見、適切な対応のため関係機関の連携を図る。 関係機関：医師会、民生委員児童委員・主任児童委員、保育園・幼稚園・認定こども園、児童養護施設・乳児院、警察署、消防署、小・中学校、ほか庁内関係機関		こども家庭支援課
		A			

25	2-(1)-イ	関係部局での相談体制の充実と情報提供		総合評価
				A
はぐくみかんでの子どもや青少年に関する総合相談機能を関係機関との連携を図りながら充実するとともに、広報や子育てガイド、ホームページ等により子育て支援や青少年の健全育成に関する情報を提供します。教育委員会には、教育相談窓口を設置して、学校教育にかかわる相談に対し速やかに対応します。 ・各種ガイドブックの作成・配布 ・各種相談の実施 ・来所相談、電話相談、メール相談の実施 ・外国語による相談支援 等				
R2策定時担当課	こども家庭支援課、こども健康課、児童相談課、こども育成総務課、支援教育課		対象年齢	誕生前～20歳未満、保護者、支援者
R7担当課	こども家庭支援課、地域健康課、児童相談課、子育て支援課、支援教育課		【子どもの権利を守る条例にかかる施策】	
実績			今後の課題と取組	課名
こども青少年相談の実施 新規相談 72件 (うち継続相談 35件) 相談延回数 1,001回 かながわ子ども家庭110番相談LINE 延314件		評価 <		

学校生活に関する相談や相談教室に関する相談 来所相談、電話相談、メール相談の実施 新規相談176件 支援対応延べ件数2,482件	評価	この5年間で来所相談、電話相談、メール相談ともに増加傾向がある。新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、不安を抱えているお子さん、保護者の方に対して、時には学校と協力して適切に支援を行ってきた。毎年、全校児童生徒に教育相談のチラシを配布し、支援の手立てとして周知してきた。横須賀市の児童生徒数は減少しているが、不安を抱える要因が複雑化していることを考えると今後もニーズは高い。引き続き、全校児童生徒への周知行い、適切に対応していく。	支援教育課
	A		

26	2-(1)-ウ	地域での相談体制の充実と情報提供	総合評価	
			A	
地域での身近な相談窓口である健康福祉センターや愛らんど、保育所、学校の相談員、教育委員会の教育相談、子育て支援団体により、子どもや子育てに関する相談に対応するとともに、必要な情報を提供します。 また、子育て支援や関係機関と連携し、相談体制を充実します。				
R2策定時担当課		こども健康課、保育課、支援教育課、 こども育成総務課	対象年齢	0歳～18歳、保護者
R7担当課		地域健康課、こども家庭支援課、 子育て支援課、支援教育課	【子どもの権利を守る条例にかかる施策】	
実績			今後の課題と取組	課名
・健康福祉センターで育児相談会(スカリン育児相談会)を実施した。 12回 延べ202人 ・管理栄養士・歯科衛生士・保健師によるオンライン育児相談を実施した。 3回 延べ4人 ・健康福祉センターで、心理相談員による親のメンタルヘルス相談(周産期メンタルヘルス相談)を実施した。 60回 延べ44人		評価	スカリン育児相談会は、令和3年度から感染症拡大防止のため予約制で実施した(令和6年度まで)。コロナ禍で参加者は減少したが、令和6年度は増加がみられた。令和6年度事業化したオンライン育児相談は、参加者が少なく、オンラインより来所による相談ニーズが高かったと想定される。今後は、オンライン相談日を設定するのではなく、電話、面接のほか、オンラインツールを活用して、随時、相談ができる体制をとり、支援の充実を図る。 親のメンタルヘルス相談は、妊婦や育児に不安等のある親に対して、案内をしている。令和2年度から利用者数が減少していたが、令和6年度は前年度より、やや増加した状況。令和7年度からは、父親も対象となることをわかりやすく周知するため、市民向けの名称を「ママ・パパのためのこころの相談」に変更し、対象となる方が、より気軽に利用できるようにしており、今後も、実績をみながら、開催方法等を検討していく。	地域健康課
		B		
親子支援心理相談や精神科医によるメンタルヘルス相談で保護者のケアを行った。 相談延べ576人		評価	親子支援相談及びメンタルヘルス相談の延相談数は、令和元年度が一番多かったものの、令和6年度は2番目に多かった。令和6年度から、チラシの内容を見やすくし、利用に繋がりやすくする工夫をした。引き続き関係機関と連携し、支援を実施していく。	こども家庭支援課
		A		
・公立園での園庭開放や相談業務、またこども園では子育て支援事業を行い、地域の子育て世帯の相談を実施した。 ・愛らんどでの長期休み期間の就園きょうだい児の利用を可能にしたことにより、より利用しやすい環境づくりを行った。		評価	気になる保護者や児童に関しては、引き続き健康福祉センターや児童相談所などの関係機関と連携し、相談体制を充実させる。 公立園に地域子育て相談機関を設置し、相談体制を充実させる。	
		A		

子ども会指導者協議会や母親クラブ連絡会、青少年関係団体との連携や活動支援を通じて、地域での子育て支援、青少年の健全育成を推進した。	評価	この5年間は、コロナ禍もあり、各団体の活動が縮小する時期もあったが、わんぱくフェスティバル等、市内の青少年団体が中心となる行事等を合同で開催し続けることで、団体間の連携を保ちつつ、青少年に向けた様々な方策を実施することが出来た。引き続き、青少年関係団体との連携や活動支援を行う。	子育て支援課
	A		
来所相談：月曜日～金曜日9:00～17:00 電話相談：月・水・金曜日9:00～17:00 メール相談：随時受付 ・学校生活に関する相談や相談教室に関する相談を受けている。 ・教育相談での見立てや支援方針を共有し、学校での支援につなげることができた。	評価	この5年間で来所相談、電話相談、メール相談ともに増加傾向がある。新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、不安を抱えているお子さん、保護者の方に対して、時には学校と協力して適切に支援を行ってきた。毎年、全校児童生徒に教育相談のチラシを配布し、支援の手立てとして周知してきた。横須賀市の児童生徒数は減少しているが、不安を抱える要因が複雑化していることを考えると今後もニーズは高い。引き続き、全校児童生徒への周知行い、適切に対応していく。	支援教育課
	A		

27	2-(1)-エ	子育てグループ等の活動支援		総合評価	
				A	
子育てグループの組織化や活動を支援します。子育て中の親が気軽に安心して集える場として、既存の公共施設の活用を促進します。 ・公立幼稚園・保育所の園庭開放 ・子育てグループへの支援、市民協働事業の実施 ・補助金交付等の活動支援 等					
R2策定時担当課		保育課、こども健康課、こども育成総務課、教育指導課、保健所健康づくり課、市民生活課		対象年齢	0歳～就学前、保護者、支援者
R7担当課		子育て支援課、地域健康課、教育指導課、地域コミュニティ支援課		【子どもの権利を守る条例にかかる施策】	
実績				今後の課題と取組	課名
感染症対策を行いながら、公立園の園庭開放および相談事業を実施した。 ・園庭開放 保育園8園 72回 こども園 12回			評価	コロナ禍の利用制限解除後、あまり利用数が伸びず、問い合わせも少なかった。未就園児の親子に気軽に参加してもらうことで、身近に相談できる安心の場となり得るので、今後は周知方法や開催内容を検討し、より利用しやすい雰囲気を作っていく。	子育て支援課
			B		
単位母親クラブへの補助金交付のほか、母親クラブ連絡会への明るい家庭・地域づくり推進事業の委託を通じて母親クラブ活動の支援を行った。			評価	この5年間は、コロナ禍もあり、活動が停滞してしまう単位母親クラブもあったが、母親クラブ連絡会としての会合の場を持ち続けることが出来た。また、事業委託の中身の見直し、新規イベントの開催等、活動の拡充や、単位母親クラブの新規加入に繋げることが出来た。引き続き、単位母親クラブへの補助金交付のほか、母親クラブ連絡会への明るい家庭・地域づくり推進事業の委託を通じて母親クラブ活動の支援を行う。	
			A		

地域の子育てグループからの依頼で健康教育や育児相談などグループ支援を実施した。 子育てグループ支援(保健師) 10回 延べ127人 地域依頼健康教室(歯科) 8回 144人	評価	依頼で行うもののため、各年度の開催回数にばらつきは見られたものの、要望があったグループには健康教育やグループ支援を実施した。 引き続き、地域の子育てグループの要望により、必要な支援をする。	地域健康課
	A		
・保護者の自主的な活動の場として、教室等を提供した。 ・大楠幼稚園では令和6年10月19日(土)に行われた運動会や令和7年3月1日(土)に行われたお別れ開放に向けて、園関係者とも連携しながら保護者、卒園児保護者が自主的な集まりを開いた。 ・放課後の園庭を開放し、保護者同士が情報を交換する場を提供した。	評価	・大楠幼稚園は閉園に向けて保護者の集まりが特例的に活発に行われたが、日常的な利用も行われていた。 ・令和6年度末をもって所管するすべての公立幼稚園が閉園したため、本施策は終了となる。	教育指導課
	A		
令和6年度は、市民協働推進補助金を該当する2団体に交付した。 なお、市民協働モデル事業については応募がなかったため実施していない。	評価	子育てグループからもコンスタンスに申込みがあった。新たに活動を始めたい人、市と協働したい人に認知されるよう、引き続きより効果的な広報・周知に取り組む。	地域コミュニティ支援課
	A		

28	2-(1)-オ	主任児童委員の活動支援		総合評価
				A
主任児童委員が子育てに悩みや不安を抱える保護者の相談の対応やサポートができるよう、活動の場の提供や職員の派遣等、地域の実情に応じた支援を行います。 ・主任児童委員連絡会議の定期的実施 ・主任児童委員への研修の実施 等				
R2策定時担当課	保育課、こども健康課、児童相談課、福祉総務課		対象年齢	支援者
R7担当課	子育て支援課、地域健康課、児童相談課、福祉総務課		【子どもの権利を守る条例にかかる施策】	
実績		今後の課題と取組		課名
出張愛らんどわいわい広場への協力依頼や、利用されたお子さんの様子や、保護者の子育てや入園についての相談、わいわい広場について要望等の情報提供や意見交換を行った。	評価	引き続き出張愛らんどわいわい広場のサポートを依頼し、地域の子育て世帯の支援等を共に行う。 地域によっては参加者が少ない回もあるので、周知方法を工夫し、利用増を図っていく。	子育て支援課	
	B			
各健康福祉センター管轄の地区ごとに、主任児童委員連絡会議に参加し、地域の子育て情報等について情報交換を行った。また、主任児童委員活動の周知(チラシ配布など)に協力した。(地域健康課) 2月に「社会で子どもが育つこと～里親制度について学ぶ」をテーマに里親の体験談を含んだ制度周知の研修会を横須賀市民生委員協議会に研修会を実施した。(児童相談課)	評価	隔月開催される主任児童委員連絡会議に参加し、地域の子育て情報等について情報交換を行った。また、主任児童委員活動の周知(チラシ配布など)に協力した。引き続き、主任児童委員連絡会議に参加する。 研修を通して、里親制度についての知識を広く伝えることができた。今後も時代や希望に沿った研修を実施していく。	地域健康課 児童相談課	
	A			

横須賀市民生委員児童委員協議会に主任児童委員の活動費を支給するほか、研修を実施した。 〔令和6年度に実施した研修〕 ○新任民生委員児童委員研修 ○会長部会長研修 内容: 持続可能な民生委員活動に向けて ○テーマ別研修Ⅰ 内容: 災害に備える 民生委員児童委員だからできる活動 ○テーマ別研修Ⅱ 内容: 怒りの感情の裏には何がある? 対人関係を円滑にするアンガーマネジメント	評価	横須賀市民生委員児童委員協議会に主任児童委員の活動費として1名あたり月額9,000円を支給するとともに、各年度4回ずつ研修を行った。今後もこれらの実施を通して、主任児童委員の活動を支援していく。	福祉総務課
	A		

29	2-(1)-カ	子育て中の父親のネットワークづくり		総合評価	
				A	
父親が子育てに参加する意識を高めるため、情報交換会や父親向けの子育て冊子による情報提供などを行うとともに、初めて子育てに臨む父親に、子育て経験のある父親の経験談やアドバイスを聞く機会を提供し、父子で参加できる体験教室等を開催します。 ・父親応援講座の開催					
R2策定時担当課		保育課		対象年齢	0歳～就学前、保護者
R7担当課		子育て支援課		【子どもの権利を守る条例にかかる施策】	
実績				今後の課題と取組	課名
愛らんどで実施される父親対象の親子講座やイベントの企画(ふれあい遊びや体操など)の周知を行った。 ・お父さん講座 12回 91組248人			評価	休日に愛らんどで行う「お父さん講座」は、毎回参加者も多く、ダイナミックな遊びも取り入れることで、親子で楽しむ様子が見られた。 他の愛らんどでも少しずつ取り入れていけるよう、イベントの企画・運営のフォローを引き続き行っていく。	子育て支援課
			A		

中柱2 子育てしやすいまちづくりの推進

30	2-(2)-ア	小児医療費助成事業の推進	総合評価	
			A	
必要なときに適切な医療を受けられることにより、安心して子どもを育てられるよう、医療費の助成を行います。 ・中学校3年生まで助成(所得制限なし)				
R2策定時担当課	こども青少年給付課		対象年齢	0歳～中学生
R7担当課	こども給付課		【子どもの権利を守る条例にかかる施策】	
実績			今後の課題と取組	課名
令和6年度(令和7年3月末現在) 受給者 44,901人 助成件数 716,104件 助成額 1,572,231,934円		評価 A	対象児童(0歳から18歳年度末)に対して所得制限なしで医療費の自己負担分を助成した。引き続き、こどもの健全な育成支援を図り、健康の増進に努める。	こども給付課

31	2-(2)-イ	子育てに適する市営住宅の提供	総合評価	
			A	
子育て世帯を支援するため、小学校就学前までの子どもを扶養する若年夫婦世帯を対象として、入居期限付き(入居期限は10 年間、または小学校未就学児である子どもが中学を卒業するまでの間のいずれか短い方)の優先枠を設定します。また、入居期間満了時に、子どもが中学校を卒業していないなどの一定の要件を満たすことで、最長5年間の延長が可能です。				
担当課	市営住宅課	対象年齢	就学前の子どもがいる世帯	
		【子どもの権利を守る条例にかかる施策】		
実績			今後の課題と取組	課名
「子育てに適する市営住宅」の申込件数と入居件数 ・令和2年5月募集 募集戸数 3戸(申込件数 1件・入居件数 1戸) ・令和2年11月募集 募集戸数 3戸(申込件数 0件・入居件数 0戸) ・令和3年5月募集 募集戸数 1戸(申込件数 1件・入居件数 1戸) ・令和3年11月募集 募集戸数 1戸(申込件数 0件・入居件数 0戸) ・令和4年5月募集 募集戸数 1戸(申込件数 0件・入居件数 0戸) ・令和4年11月募集 募集戸数 1戸(申込件数 0件・入居件数 0戸) ・令和5年5月募集 募集戸数 1戸(申込件数 0件・入居件数 0戸) ・令和5年11月募集 募集戸数 3戸(申込件数 1件・入居件数 1戸) ・令和6年5月募集 募集戸数 3戸(申込件数 1件・入居件数 0戸) ・令和6年11月募集 募集戸数 1戸(申込件数 0件・入居件数 0戸)		評価	定期募集時に、子育てに適する間取りや立地等で住宅を選定し、募集を行った。住宅を必要とする小学校就学前までの子どもを扶養する若年夫婦世帯に住宅を提供することができた。 引き続き、定期募集で優先枠として、子育て住宅に適する市営住宅の提供を図る。	市営住宅課
		A		

32	2-(2)-ウ	市営住宅申込みにおける義務教育世帯に係る収入基準の緩和		総合評価	
				A	
子育て世帯を支援するため、高齢者や障害者がいる世帯と同様に子育て世帯等の特に居住の安定を図る必要がある世帯を「裁量階層(※)」とし、入居者収入基準を緩和することで、市営住宅への入居を可能とします。 ※プラン本文では、「裁量階級」と誤った表記になっていましたので、進行管理表で修正させていただきます。					
担当課		市営住宅課		対象年齢	中学校卒業前の子どもがいる世帯
				【子どもの権利を守る条例にかかる施策】	
実績			今後の課題と取組		課名
収入基準を緩和したことによる応募件数の増加数 ・令和2年5月募集 3件 ・令和2年11月募集 1件 ・令和3年5月募集 2件 ・令和3年11月募集 0件 ・令和4年5月募集 1件 ・令和4年11月募集 1件 ・令和5年5月募集 3件 ・令和5年11月募集 4件 ・令和6年5月募集 4件 ・令和6年11月募集 1件		評価	収入基準を緩和することで、より多くの中学校卒業前の子どもがいる世帯にも申し込みの機会を提供することができた。 引き続き、収入条件の緩和を維持し、子育て世帯を支援する。		市営住宅課
		A			

33	2-(2)-エ	教育・保育等に関する経済的負担の軽減	総合評価	
			A	
幼稚園、保育所、認定こども園、放課後児童クラブ等の保育料の軽減を図り、経済的な負担を軽減します。 ・教育・保育施設、認可外保育所等に関する保育料の無償化及び負担軽減 ・放課後児童クラブに関する保育料の負担軽減 ・実費徴収に係る補足給付 等				
R2策定時担当課	幼保児童施設課、保育課、こども育成総務課		対象年齢	0歳～小学生、保護者
R7担当課	子育て支援課		【子どもの権利を守る条例にかかる施策】	
実績			今後の課題と取組	課名
【無償化対象者実績】 教育・保育施設利用者 7,274人 認可外保育所等(私学助成幼稚園含む)利用者 1,745人		評価	この5年間、教育・保育施設に通う3歳から小学校就学前までの子どもの保育料無償化や、要件に該当する子どもの保育料の軽減を図った。また、令和4年4月から認可保育施設等の保育料の多子軽減について、兄弟の年齢にかかわらず第2子は半額、第3子以降は無償とした。保育料の軽減や多子軽減に取り組むことで、子育て世帯の経済的な負担軽減を図ることができた。令和7年4月からは、企業主導型保育事業所の第2子についても保育料半額助成するよう無償化を拡充する予定である。引き続き、無償化や保育料軽減に取り組むことで、子育て世帯の経済的負担軽減や教育・保育施設等の利用のしやすさの向上を図る。	子育て支援課
		A		

ひとり親世帯及び多子世帯の児童の利用料を減免する放課後児童クラブに対し助成を行った。 ひとり親世帯減免対象人数 447人 多子世帯減免対象人数 416人	評価	ひとり親世帯及び多子世帯の児童の利用料を減免する放課後児童クラブに対する助成を継続しておこなった結果、保護者の利用料負担を軽減することができた。 今後も、ひとり親世帯及び多子世帯の児童の利用料を減免する放課後児童クラブに対する助成を継続する。
	A	
【実費徴収に係る補足給付の対象者実績】 対象者数 201人	評価	各施設で実費徴収方法が異なることもあり、対象となる世帯への制度の周知が十分でない等の課題も見られた。 引き続き、対象となる世帯への周知をしながら、適切に給付を行っていく。
	B	

34	2-(2)-オ	防犯意識の啓発と防犯活動の推進	総合評価	
			A	
子どもや青少年が犯罪に巻き込まれないよう、インターネットやSNS の利用に関する講座等を通じ、市民の防犯意識の啓発や幼稚園、保育所、認定こども園、学校等の施設内における安全対策を推進します。関係機関や地域団体等との情報共有、連携を図るとともに、子どもの避難所の確保や、通学路等のパトロールを行い、防犯活動を推進します。				
・団体への防犯関係物品の支給 ・防犯講話、講座、研修会の開催 等				
R2策定時担当課	地域安全課、こども育成総務課、こども家庭支援課、保育課、支援教育課		対象年齢	0歳～20歳未満、保護者、支援者
R7担当課	市民生活課、子育て支援課、こども家庭支援課、支援教育課		【子どもの権利を守る条例にかかる施策】	
実績			今後の課題と取組	課名
・子ども安全の日に青色回転灯装備車(青パト)によるパトロールを20回実施した。 ・よこすか防犯安心メールの配信を265回行った。 ・防犯関係物品の支給を行った。 ・地域防犯リーダー養成講座を4回開催し、142人終了した。 ・防犯協定を締結している事業者ステッカーを1,707枚配布した。(隔年) ・横須賀パトロールランウォークの登録者855人を達成した。		評価	・コロナ禍には、一部の事業を中止せざるを得ない時期もあったが、それ以外の期間は着実に事業を展開することができている。 ・共働き家庭の増加や近所付き合いの希薄化により、通学路や遊び場での大人の「目」が足りなくなっていることが課題だが、町内会等での防犯講話(出前トーク)を行ったり、防犯関係物品の支給や地域防犯リーダー養成講座を開催することにより、地域での防犯活動の推進を行う。また、令和6年度からは横須賀パトロールランウォークを実施しており、市民の「ながらパトロール」を推進することによって、地域の見守りの担い手を増加させる。 ・加えて、子ども安全の日等に青パトによるパトロールを実施し、市としても子どもの見守りを行うとともに、事業者との防犯協定の締結を随時行い、業務中の「ながらパトロール」や、子どもが駆け込める事業所の確保をすすめることで、見守りの目を増やしていく。 ・よこすか防犯安心メールについては、令和6年11月より市公式LINEでの配信を開始しており、より多くの市民の防犯意識の向上を図りたい。 ・引き続き、市民、地域団体、事業者などと協働しながら、子どもたちの安全を守る活動を推進したい。	市民生活課
		A		

・青少年育成推進員などの協力を得て、中学校区ごとに組織されている青少年育成活動地域連絡会にパトロール等の青少年育成活動を委託した。 ・青少年育成推進員連絡協議会が繁華街でパトロールを実施した。	評価	この5年間は、コロナ禍もあり、協議会として全市的な活動が出来ない時期もあったが、各地域ごとに小規模でのパトロールを開催する等、新しい形に絶えず変化していく取組みを行うことができた。今後も青少年育成推進員などの協力を得て、パトロール等を継続する。 パトロールの方法、箇所、回数等は適宜変更を行い実施する。	子育て支援課
	A		
防犯訓練は各公立園年4回実施した。 またスクールサポーターによる防犯教室を実施した園もあった。	評価	5年間で各園の環境に即した防犯の取組みを行い、計画や訓練の実施による、子どもや職員の防犯意識の啓発を図ることが出来た。 今後もスクールサポーターとの協力を得ながら、様々な対策を図っていく。	子育て支援課
	A		
・市巡回指導員による巡回指導を年間通じて行った。 青少年巡回指導件数 218件(指導152件、助言66件) 青少年健全育成協力店 283店	評価	・巡回指導件数は多いことが良いことではないが、指導件数が減少している。原因は少子化と考えられる。 ・青少年健全育成協力店について、令和6年度は新規登録店舗がなく、また、廃業する店舗が増えていることから、登録店舗数が年々減少している。 ・青少年の健全育成に関する出前トーク(非行防止講座)を地域や中学校にて開催する。 ・青少年育成推進員などの協力を得て、パトロール等を継続する。 ・青少年健全育成協力店の新規開拓を進めて、青少年の非行防止に取り組む。	こども家庭支援課
	B		
・児童生徒指導担当者研修講座において、インターネットやSNSに関する学校で起こりうる諸問題への対応について協議し、防犯や安全対策のため、情報交換を実施した。(中学校年11回。小学校年4回) ・スクールサポーター(警察OB)が各学校を巡回、指導した。	評価	この5年間で学校におけるインターネットやSNS等をめぐるトラブルが増加している傾向にあるなかで、担当者による研修で事案について取り扱い、協議することで各校の対応につなげることができた。また、小中ブロック情報交換を実施することで、近隣校との情報共有や関係諸機関との連携を図った。今後も引き続き、児童生徒指導担当者研修講座において、防犯や安全対策のため、情報交換を行っていく。	支援教育課
	A		

35	2-(2)-カ	子どもの防火防災教育の推進		総合評価	
				A	
幼稚園、保育所、認定こども園、小学校が行う防火教室を通じて、正しい花火の取り扱い、火遊び防止等の啓発活動を行います。 ・防火教室の実施					
担当課	予防課	対象年齢	幼児、小学校3年生		
		【子どもの権利を守る条例にかかる施策】			
実績			今後の課題と取組		課名
・幼児を対象とした防火教室 実施回数79回、参加延べ人数5,454人 ・小学3年生を対象とした防火教室 実施回数49回、参加延べ人数2,625人		評価	・幼児期及び児童期から火災や地震に遭遇した場合の「自分の命の守り方」を指導することで、防火防災に対する意識を向上することができた。 ・今後も引き続き防火教室を実施することで、園児・児童に限らず職員等に対しても、防火防災意識向上を目的とした指導を行う。 ・地震発生時の行動に併せ、津波ハザードマップを考慮した行動要領の指導も行う。		予防課
		A			

36	2-(2)-キ	「すかりぶ」の取り組み	総合評価	
			A	
市、横須賀商工会議所、市内事業者が一体となって、市内在住の結婚・子育て世代を中心に、くらしの応援サービス情報を提供していく“子育て応援ひろば「すかりぶ」”の取り組みを推進します。 ・結婚・子育て世帯向けのくらしの応援サービスの情報提供を実施				
担当課	企画調整課	対象年齢	市内在住の16歳以上	
		【子どもの権利を守る条例にかかる施策】		
実績			今後の課題と取組	課名
登録者数 10,701件 協賛事業者数 356件 すかりぶおやこまつりの開催 1回		評価	わんぱくフェスティバルと共催で、すかりぶおやこまつりを開催し、広くすかりぶを周知することができた。メルマガやInstagramなどのSNSを活用し、子育て世代向けのイベント情報の発信につとめ、登録者の増加につながっている。また、令和6年度末には、協賛事業者へ情報掲載の一斉確認をおこなった。 今後は、ホームページがより効果的で、ニーズに合ったものとなるよう、リニューアルを予定している。	企画調整課
		A		

大柱3 妊娠前から子育て期にわたる包括的な支援

中柱1 妊娠前から子育て期までの切れ目のない支援

37	3-(1)-ア	不妊・不育専門相談センター事業の推進		総合評価	
				A	
子どもを希望する夫婦などが安心して妊娠・出産できるように、こども健康課内に相談センターを設置するなど相談体制の充実を図ります。 ・不妊・不育専門相談センターの実施					
R2策定時担当課		こども健康課		対象年齢	子どもを希望する夫婦、支援者
R7担当課		地域健康課		【子どもの権利を守る条例にかかる施策】	
実績				今後の課題と取組	課名
・電話 延べ189件 ・来所 延べ164件 ・メール 延べ8件 ・不妊・不育症相談会 1回3人(2組) ・妊活LINEサポート事業 登録者303人 ・グリーンフケア 臨床心理士 延べ16件 保健師 2件 ・不妊・不育症講演会 1回20人 ・不妊症交流会 1回4人 ※講演会と交流会は同日で、オンライン開催。			評価	電話や来所による相談は、令和5年度からはやや減少し横ばいの状況。令和3年度から妊活LINEサポート事業(委託)を開始し、専門家(看護師、胚培養士等)にオンライン相談ができるようになり、登録者は年々増加している。新たな相談先として有効なため、今後も事業を継続する。グリーンフケアは、継続して臨床心理士の相談に来所する方もいるため、今後も該当となる方には案内していく。講演会と交流会は、令和5年度から同日開催とし、どちらも参加しやすいように工夫した。今後は、より多くの方に参加してもらえるように、テーマ設定や周知方法を工夫していく。	地域健康課
			A		

38	3-(1)-イ	特定不妊治療費助成事業等の推進		総合評価	
				A	
不妊・不育症治療の経済的負担を軽減するため、配偶者間の特定不妊治療、不育症検査費及び治療費を助成します。 ・治療費の一部を助成 ・不妊・不育症相談の実施 等					
R2策定時担当課		こども健康課		対象年齢	子どもを希望する夫婦
R7担当課		地域健康課		【子どもの権利を守る条例にかかる施策】	
実績				今後の課題と取組	課名
・生殖補助医療費助成事業 延べ157件 ・不育症治療費助成事業 延べ6件(検査6件 治療0) ※両事業の対象に「事実婚夫婦」を含む			評価	令和4年度からは、不妊治療の保険適用に伴い、生殖補助医療費助成事業(市独自)として開始した。助成の件数は増加しており、今後も、実績をみながら、助成内容の検討をしていく。不育症治療費助成事業(市独自)は、実績にばらつきがあるが、検査や治療には、健康保険が適用されないものが多いため、今後も周知を工夫し、実績をみながら助成内容の検討をしていく。	地域健康課
			A		

39	3-(1)-ウ	女性健康支援相談体制の推進		総合評価	
				B	
生涯を通じた女性の健康保持及び増進を図るため、ライフステージに応じた心身の悩みに関する相談体制の充実を図ります。 ・周産期メンタルヘルス相談、妊娠SOS 相談 ・妊娠、出産、子育てに関する情報提供 等					
R2策定時担当課		こども健康課、児童相談課		対象年齢	主に思春期から周産期の女性
R7担当課		地域健康課、こども家庭支援課、児童相談課		【子どもの権利を守る条例にかかる施策】	
実績				今後の課題と取組	課名
・女性健康支援相談(地域健康課) 電話 延べ6件 来所 延べ2件 メール 0件 ・女性健康支援相談(こども家庭支援課) 電話 28件 来所 7件 メール 3件 ・周産期メンタルヘルス相談 60回 延べ44人 ・各健康福祉センターでの特定妊婦への相談・支援 延べ 49 件 ・女性の健康支援セミナー 1回39人(会場とオンラインの同時開催) ・パンフレット配布 1,669部 ・特定妊婦等支援事業 1人 ・相談カード配架(児童相談課とこども家庭支援課共同作成) 82施設(116か所) 3,450枚			評価	周産期メンタルヘルス相談は、妊婦や育児に不安等のある親に対して、案内をしている。令和2年度から利用者数が減少していたが、令和6年度は前年度より、やや増加した状況。令和7年度からは、父親も対象となることをわかりやすく周知するため、市民向けの名称を「ママ・パパのためのこころの相談」に変更し、対象となる方がより気軽に利用できるようにしており、今後も、実績をみながら、開催方法等を検討していく。特定妊婦への相談・支援は、令和2年度から横ばいの状況で、出生数は減少している一方で、特定妊婦は一定数いる状況。今後も丁寧な支援を継続していく。 妊娠に関する啓発のパンフレットは、毎年内容を更新しており今後も継続していく。 女性の健康に関するセミナーは、令和3年度までは妊活に関するテーマだったが、令和4年度からは女性ホルモンや性教育等、幅広いテーマで開催している。令和6年度からは、企業と共同で開催しており、今後も、特に、若い世代が参加できるようなテーマ設定や周知方法を考えながら開催していく。 相談カード配架は、令和5年度からドラッグストアへの配架を開始した。引き続き、市民に身近で効果的な場所への配架を行っていく。	地域健康課 こども家庭支援課 児童相談課
			B		

40	3-(1)-エ	妊産婦のケア体制の充実	総合評価	
			A	
母子健康手帳交付時から、若年や経済的困窮等がある妊婦を早期に発見し支援を行います。 また、産婦健康診査やこんにちは赤ちゃん訪問、乳児健康診査時にメンタルヘルスチェック等を行います。 特に出産後から4か月までの母親の孤立感を軽減する取り組みを進めます。妊産婦のメンタルヘルス相談を実施し、子育てのストレス軽減を図ります。 また、心身のケアや育児サポート等きめ細かな支援を図ります。 ・メンタルヘルス相談の実施 ・産後ケアの実施 ・利用者支援事業(母子保健型) ・母子健康手帳交付時面接及び医療機関との連携 ・支援を要する妊婦等の相談 ・授乳相談の実施 等				
R2策定時担当課		こども健康課	対象年齢	妊産婦
R7担当課		こども家庭支援課、地域健康課	【子どもの権利を守る条例にかかる施策】	
実績			今後の課題と取組	課名
・親子支援心理相談や精神科医によるメンタルヘルス相談で保護者のケアを行った。 相談延べ576人 ・産後ケア事業により産後の母子の心身のケアや育児サポートを行い利用料の一部を助成した。 延べ517回（デイケア116回、ナイトケア36回、ショートステイ201回、訪問型164回）		評価	産後ケア事業では、これまで窓口や郵送での申請を中心に行ってきたが、令和6年度からは「e-kanagawa横須賀」による電子申請の受付を開始した。従来は、利用者が担当課に利用相談を行い、担当課が予約手続きを行っていたため、複数回の連絡や開庁時間外の予約ができないなど、利便性に課題があった。 こうした状況を踏まえ、令和7年度からは、スマートフォンなどによる登録を通じて、いつでも予約ができる予約システムの実証実験を開始した。今後も、利用者の利便性向上を図っていく。	こども家庭支援課
		A		
・健康福祉センターでメンタルヘルスチェックの後、心理相談員による親のメンタルヘルス相談(周産期メンタルヘルス相談)を実施した。 実績 60回 延べ44人 ・妊婦健康診査(実施回数16回)のうち、10,000円3回分、5,000円13回分の公費負担を行った。(多胎児を妊娠した妊婦のみ、5,000円3回分追加助成あり) 受診件数20,078件 ・産婦健康診査(実施回数2回)のうち、5,000円2回分の公費負担を行った。 受診件数2,589件		評価	親のメンタルヘルス相談は、妊婦や育児に不安等のある親に対して、案内をしている。令和2年度から利用者数が減少していたが、令和6年度は前年度より、やや増加した状況。令和7年度からは、市民向けの名称を「ママ・パパのためのこころの相談」に変更し、対象となる方が、より気軽に利用できるようにしており、今後も、実績をみながら、開催方法等を検討していく。 引き続き、妊産婦健康診査の助成を行い、経済的負担の軽減を図る。	地域健康課
		A		

41	3-(1)-オ	こんにちは赤ちゃん訪問事業の推進		総合評価	
				A	
妊娠初期から子育てに対して、切れ目のない相談体制を整えるため、生後4か月までの乳児がいる家庭への訪問指導、相談等を実施します。 ・全世帯への家庭訪問の実施 等					
R2策定時担当課		こども健康課		対象年齢	誕生前～生後4か月、保護者
R7担当課		地域健康課		【子どもの権利を守る条例にかかる施策】	
実績				今後の課題と取組	課名
生後4か月までの乳児がいる家庭を保健師、助産師が訪問する「こんにちは赤ちゃん訪問」を行った。 延べ3,536件			評価	出生数減少に伴い、訪問件数は減少傾向にあるが、生後4か月までの乳児がいる家庭へのこんにちは赤ちゃん訪問は、高い実施率で行うことができた。訪問が行えない家庭においても、生活実態の把握を行い、必要な支援につなげるなどをし、養育環境把握は毎年度100%だった。引き続き、「こんにちは赤ちゃん訪問」を実施し、早期から各家庭に沿った相談や情報提供を行っていく。	地域健康課
			A		

42	3-(1)-カ	保健、医療、福祉のネットワークづくり【2-(1)-アの再掲】	総合評価	
			A	
保健、医療、福祉の連携を図り、妊娠、出産や子育てに対して適切な支援ができるよう、関係機関の職員で構成する連絡会の開催等により、ネットワークを強化していきます。 ・周産期保健看護連絡会の開催 ・周産期のメンタルヘルスを考える会との連携 ・こども家庭地域対策ネットワーク会議の開催 等				
R2策定時担当課	こども健康課、こども家庭支援課		対象年齢	誕生前～18歳未満、妊婦、保護者
R7担当課	こども家庭支援課、地域健康課		【子どもの権利を守る条例にかかる施策】	
実績			今後の課題と取組	課名
こども家庭地域対策ネットワーク会議の開催 全体会議 年1回 各機関から「子どもに関する日頃の事業活動と課題について」 実務担当者連絡会議 年4回 意見交換「多様化する家族への関わり方とその支援について」について サポートチーム会議 年266回		評価	全体会議や実務担当者連絡会議では、通常時に直接顔を合わせない機関からの情報提供を受けることで、有意義な情報交換の場となっている。サポートチーム会議は、年々開催回数が増加しており、地域の児童らを見守るために、関係機関が情報共有の場を積極的に求め、強く虐待予防に努めたいという意識の高まりがある。引き続き、ネットワークを生かし、子ども虐待の予防、早期発見、適切な対応のため関係機関の連携を図る。	こども家庭支援課
		A	関係機関：医師会、民生委員児童委員・主任児童委員、保育園・幼稚園・認定こども園、児童養護施設・乳児院、警察署、消防署、小・中学校、ほか庁内関係機関	

・出産を取り扱っている市内・市外の近隣産婦人科医療機関、助産院、こんにちは赤ちゃん訪問職員指導員、関係職員による周産期保健看護連絡会を開催した(年1回)。 ・妊娠中から出産後に、医療機関において親への継続的な支援が必要と判断された場合、電話や継続看護連絡票により市が連絡を受け、家庭訪問等につなげた。また、平成29年6月から産婦健診を実施し、産後うつ等支援が必要な場合は医療機関から連絡を受け早期に支援している。 ・市内精神科・産婦人科・小児科医療機関、助産院、近隣自治体、関係部署による周産期のメンタルヘルスを考える会を開催し、医師の講演や支援の流れについて情報共有を行った(年1回)	評価	周産期保健看護連絡会は令和2年、令和3年度はコロナ禍の影響で書面開催、令和4年度～令和6年度は対面開催で行うことができた。周産期のメンタルヘルスを考える会はコロナ禍の影響もあり開催を見合わせた年もあったが、令和5年度、令和6年度に対面開催で行うことができた。両会議とも、各機関と情報共有を行うことができ、ネットワークの構築を図ることができた。また、医療機関から電話や継続看護支援依頼票での連絡により、支援が必要な人へ早期からの支援介入を行うことができた。引き続き、年1回、周産期保健看護連絡会、周産期のメンタルヘルスを考える会を開催するとともに、ネットワークを生かし、子ども虐待の予防、早期発見、適切な対応のため関係機関の連携を図る。	地域健康課
	A		

43	3-(1)-キ	出前型子育て相談、訪問指導、訪問相談の充実【1-(3)-ケの再掲】	総合評価	
			A	
子育てアドバイザーや保健師、管理栄養士、歯科衛生士が、求めに応じて地域でのイベント、集会、子育てグループの活動の場で、出前型育児相談を行います。 ・子育てグループ支援 ・出張親子サロン「わいわい広場」等				
R2策定時担当課	こども健康課、保育課、保健所健康づくり課		対象年齢	誕生前～就学前、保護者、支援者
R7担当課	地域健康課、子育て支援課		【子どもの権利を守る条例にかかる施策】	
実績			今後の課題と取組	課名
・地域の子育てグループからの依頼で健康教育や育児相談などグループ支援を実施した。 子育てグループ支援(保健師) 10回 延べ127人 地域依頼健康教室(歯科) 8回 144人		評価	依頼で行うもののため、各年度の開催回数にばらつきは見られたものの、要望があったグループには健康教育やグループ支援を実施した。 引き続き、地域の子育てグループの要望により、必要な支援をする。	地域健康課
		A		
・出張愛らんどわいわい広場は、10か所 42回の実施。 延べ528名参加。		評価	この5年間で、みんなの家の廃止や愛らんど新設に伴い、わいわい広場の会場変更を行うが、主任児童委員との情報交換等で、スムーズに移行できた。 地域によっては利用者数の減もあったが、今後も要因を把握しつつ、利用者拡充を図る。	子育て支援課
		B		

44	3-(1)-ク	妊娠、出産、子育てに関する学習機会の提供	総合評価	
			A	
健やかな妊娠と出産に関する学習の機会を提供するため、妊婦とその配偶者を対象に「プレママ、プレパパ教室」を休日にも開催します。 また、子育て支援教室や乳幼児健康診査の機会に、親子の愛着形成の重要性について市民の意識を啓発します。特に子育てにおける父親の役割について考える機会、情報を提供します。母子健康手帳交付時に各種教室の周知を図ります。 ・プレママ、プレパパ教室の開催 ・プレママ、プレパパ歯科教室の開催 ・各種子育て教室の開催				
R2策定時担当課	こども健康課、保健所健康づくり課		対象年齢	誕生前
R7担当課	地域健康課		【子どもの権利を守る条例にかかる施策】	
実績			今後の課題と取組	課名
・プレママ・プレパパ教室を実施した。 平日 4回 延べ53人(うち配偶者23人) 休日 20回 延べ431人(うち配偶者203人) ・プレママ・プレパパ教室で使用する母子保健テキストを掲載した「子育てガイド」を母子健康手帳交付時に配布し、教室へ参加できない妊婦等へも情報提供を行った。また、「子育てガイド」に出産後の親のサポートのため、祖父母を対象とした「一緒に孫育て」を掲載した。 1,751部配布 ・プレママ・プレパパ教室食事編 3回 延べ9人(うち配偶者2人) ・各種子育て教室の開催		評価	プレママ・プレパパ教室は令和2年～令和4年度はコロナ禍のため、講話のみの実施とし、令和5・令和6年度は講話と沐浴実習を行った。参加希望者も多いため、定員を増やすなどの対応を行った。 引き続き、広報や母子健康手帳交付時に各種教室の周知を図る。	地域健康課
		A		

中柱2 子どもと家庭の健康づくり

45	3-(2)-ア	妊産婦健康診査の推進		総合評価	
				A	
安全な出産のために妊婦健康診査を実施し、妊婦の健康管理の向上と経済的負担の軽減を図ります。 また、産後うつや新生児への虐待防止を図るため、産婦健康診査時にメンタルヘルスチェック等を行い、必要な妊産婦への支援を行います。 ・妊婦健康診査、産婦健康診査費用の一部を助成 ・妊婦歯科検診の実施 等					
R2策定時担当課		こども健康課、保健所健康づくり課		対象年齢	妊産婦
R7担当課		地域健康課、健康管理支援課		【子どもの権利を守る条例にかかる施策】	
実績				今後の課題と取組	課名
・妊婦健康診査 (実施回数16回)のうち、10,000円3回分、5,000円13回分及び多胎児を妊娠した妊婦のみ、5,000円3回分追加で公費負担を行った。受診件数20,081件 ・産婦健康診査(実施回数2回)のうち、5,000円2回分の公費負担を行った。受診件数2,590件			評価	健康診査の助成回数を国が基準とする14回に、2回分を追加し、合わせて16回を出産までに助成しているが、全国的な少子化傾向と同様、当市でも出生数が減少している。そうした状況のなか、更なる妊婦の経済的負担軽減のため、令和6年度より3,500円の補助券を5,000円に増額し、助成総額を75,500円から95,000円へと引き上げた。また、多胎児を妊娠している妊婦用に5,000円の補助券3回分を追加で助成することにより、経済的負担がより多くかかる多胎妊婦への支援も着実に行うことができた。引き続き、効果的な妊産婦健康診査の助成を行い、妊娠期から出産期まで安心して過ごせるように取り組んでいく。	地域健康課
			A		
・妊婦歯科検診 対象者1,637人中受診者469人 受診率28.6% 要精検者率65.0%			評価	この5年間で受診率は4.6%増加し、妊婦歯科検診の重要性の周知は広まってきている。しかし令和6年度に目標としていた受診率より1%程低かったため、今後も歯科医師会と連携し、受診率向上、要精検者率の減少を目指す。 受診率の向上のため、SNS配信、産科婦人科医療機関や市の施設にポスター掲示を行う。	健康管理支援課
			B		

46	3-(2)-イ	乳幼児健康診査の推進	総合評価	
			A	
病気や発達障害、虐待等を早期に発見し的確な指導を行えるよう、乳幼児健康診査の質の向上を図るとともに、健康診査未受診者の状況を把握し、未受診者に対し、子どもの健全育成に欠かせない重要な保健、福祉情報を提供します。 また、聴覚障害による音声言語発達等への影響を最小限に抑えるため、早期発見を図ります。 ・乳児健康診査、10 か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査の実施 ・1歳6か月児健康診査(歯科)、2歳6か月児歯科健康診査、3歳児健康診査(歯科)の実施 ・新生児聴覚検査に対する助成 等				
R2策定時担当課		こども健康課、保健所健康づくり課	対象年齢	0歳～3歳
R7担当課		健康管理支援課、地域健康課	【子どもの権利を守る条例にかかる施策】	
実績			今後の課題と取組	課名
2歳6か月児歯科健康診査(むし歯有病者1.48%)		評価	この5年間でむし歯の有病者は3%以上減少した。引き続き2歳6か月児歯科健康診査 委託医療機関歯科医師研修会を開催し、歯科健診を実施する。受診率向上、歯科医師から保護者への保健指導とフッ化物塗布推奨により、有病者減少をを目指す。	健康管理支援課
		A		
・共働き等により、平日に受診しにくい家庭のために、平成13年度から土曜健診を隔月で実施した。平成27年度より日曜日を含めた休日健診とし、令和4年度より毎月実施するようになった。 ・新生児聴覚検査のうち、3,000円分(AABR)または1,500円分(OAE)及び1か月児健康診査のうち4,000円を上限として公費負担を行った。 受診率 3～4か月児健診 99.16% 10か月児健診 92.28% 1歳6か月児健診 97.63% 3歳児健診 96.20% 新生児聴覚検査 受診件数1,314件(AABR)、18件(OAE)、1か月児健康診査1,322件 ・乳幼児健診の未受診者の保護者へ受診勧奨を行った。受診しない場合は担当保健師が家庭訪問を行うなど状況把握を行った。 ・保健師のスキルアップを目指し、研修を行うとともに、外部研修にも参加した。 ・令和6年度、1歳6か月児健康診査(むし歯有病者0.58%)、3歳児健康診査(むし歯有病者7.73%)		評価	・引き続き、新生児聴覚検査、1か月児健康診査の助成を行い、経済的負担の軽減を図る。 ・乳幼児健診の未受診者の保護者へ受診勧奨を行うなどし、高い受診率を維持している。受診しない場合は担当保健師が家庭訪問を行うなど状況把握を行った。引き続き、乳幼児健診を実施し、乳幼児一人ひとりに合った支援を行っていく。 ・有病者減少を目指す。	地域健康課
		A		

47	3-(2)-ウ	かかりつけ医・薬局の確保		総合評価	
				B	
かかりつけ医・薬局の確保を図るため、母子健康手帳交付時面接や乳幼児健康診査、予防接種、講演会等の機会に、啓発を行います。					
R2策定時担当課		こども健康課		対象年齢	乳幼児、保護者
R7担当課		地域健康課		【子どもの権利を守る条例にかかる施策】	
実績			今後の課題と取組		課名
・こんにちは赤ちゃん訪問や10か月児健診、予防接種、子育てガイドなどを通して、かかりつけ医の確保について啓発を行った。 ・医療機関の適切な受診に関する保護者の理解を深め、小児救急医療体制を保持することを目的として、小児救急医療講演会「上手な小児科のかかり方」を開催し、かかりつけ医の確保についても啓発した。 令和6年度実績 2回(ハイブリッド方式)参加者延べ50人(来所12人、オンライン38人)		評価	訪問や健診、予防接種、子育てガイドなど、保護者の方と関わる機会がある際に、かかりつけ医の確保について普及を行うことができた。 上手な小児科のかかり方は令和2年オンライン開催(3回)、令和3年度オンライン開催(4回)、令和4年度オンライン開催(2回)、令和5年度と令和6年度は来所とオンラインのハイブリッド(2回)と開催方法は変更しながらも開催することができた。参加者のアンケート結果から、高い満足度を得ることができている。 引き続き、こんにちは赤ちゃん訪問や10か月児健診、予防接種、子育てガイドなどを通して、かかりつけ医の確保について啓発を行う。 また、上手な小児科のかかり方についても、開催方法等を検討しながら継続していく。		地域健康課
		B			

48	3-(2)-エ	予防接種の推進		総合評価	
				A	
感染症の集団発生を防ぐため、予防接種未接種者への啓発を行い、接種率の向上を図ります。特にMR2期については、厚生労働省の指針にある接種率95%以上を目標とし、接種期間を一年延長するとともに、きめ細かい勧奨等を行います。 ・予防接種講座の開催					
R2策定時担当課		こども健康課		対象年齢	0歳～19歳
R7担当課		保健所企画課		【子どもの権利を守る条例にかかる施策】	
実績			今後の課題と取組		課名
・定期予防接種の対象者全員に個別に通知し、接種を促した。 ・令和2年10月より、ロタウイルスワクチンが定期接種化された。 ・令和4年4月より、HPVワクチンの積極的勧奨が再開された。 令和6年度実績 接種率 MR2期 88.71%		評価	令和2年度から令和6年度の5年間で定期予防接種の対象者に個別に接種を促した。R4年度から積極的勧奨が再開されたHPVワクチンについては、定期接種の対象である小学6年生から高校1年生の接種者数がR4年度は「610人」であったが、令和6年度は「1,167人」に増加した。今後も対象者全員へ個別通知を行うとともに、健康診査時や広報誌、ホームページ等を通じて接種勧奨を重ね、接種率向上を目指す。また、HPVワクチンについては、中学1年生の4月ごろに送付していた予診票を、小学校6年生の4月ごろに二種混合ワクチンと同時に送付に変更することで、接種率向上を目指す。		保健所企画課
		A			

49	3-(2)-オ	乳児事故予防教室の実施	総合評価	
			A	
乳児の不慮の事故を予防するため、予防教室を実施するなど市民の意識を啓発します。 ・乳児事故防止教室の開催 ・こんにちは赤ちゃん訪問等での配布冊子を活用した意識啓発 等				
R2策定時担当課	救急課、こども健康課		対象年齢	乳児、保護者
R7担当課	救急課、地域健康課		【子どもの権利を守る条例にかかる施策】	
実績			今後の課題と取組	課名
主に出産の予定がある方や乳幼児とお住まいの方を対象に各健康福祉センター等で乳児の事故原因と予防策の講義、心肺蘇生法や異物除去法の実技を実施。計9回、延べ80名が参加。		評価	5年間で全44回、延べは362名が参加。乳幼児と一緒に参加できることから、比較的短い時間の中で、講義と実技を実施。限られた時間の中で、要点をまとめ更にわかりやすい講義等を目指す。	救急課
		A		
・「子育てガイド」を活用して事故予防のための意識啓発をしている。 ・3～4か月児健診時に、乳幼児の事故防止と応急手当の冊子「わが家の安心ガイドブック」を配布している。		評価	対象者に「子育てガイド」や「わが家の安心ガイドブック」等の冊子を配布し、市民の意識啓発を行った。 引き続き健診等の場を活用しながら、意識啓発を行っていく。	地域健康課
		A		

50	3-(2)-カ	救急医療の充実	総合評価	
			A	
救急医療センター事業及び広域病院群輪番制運営事業等、救急医療を推進します。				
R2策定時担当課	地域医療推進課	対象年齢	全年齢	
R7担当課	健康総務課	【子どもの権利を守る条例にかかる施策】		
実績			今後の課題と取組	課名
・初期救急医療体制として、指定管理者による救急医療センター(内科、小児科、外科)運営に対し、小児救急に係る事業を業務委託により実施した。 令和6年度救急医療センター患者数:37,447人 ・二次救急医療体制として、広域病院群輪番制運営に係る事業(内科、小児科、外科)を業務委託により実施した。		評価	5年間の計画期間内には、新型コロナウイルスが流行した時期もあったが、継続して救急医療体制を維持することができた。 初期救急医療機関としては、横須賀市だけではなく、三浦市等の患者も多くを受け入れ、また二次救急医療としては、三浦・逗子・葉山との輪番体制で救急医療を維持してきた。 今後も、安定的に救急医療を提供できるよう体制を整えていく。	健康総務課
		A		

51	3-(2)-キ	むし歯及び歯周疾患予防の推進		総合評価	
				B	
生涯を通じた歯と口腔の健康づくりを推進するため、子どもの年齢に応じた歯科健康診査や、むし歯予防教室、学校歯科巡回教室を行います。 また、歯科健康診査を受診する機会の減る18歳以上の市民に対して、成人歯科健康診査を実施します。喫煙は歯周疾患を悪化させることから、歯科領域からの禁煙支援を行います。 ・歯科教室、歯みがき教室の実施 等					
担当課		健康増進課、健康管理支援課、地域健康課		対象年齢	0歳～30歳
				【子どもの権利を守る条例にかかる施策】	
実績			今後の課題と取組		課名
・学校歯科巡回教室 140回 ・歯と口の健康づくり教室(児童生徒) 5回 ・リーフレット作成、SNSによる歯みがき方法を配信		評価	学校歯科巡回教室において、コロナ禍で中止していた、歯垢染出しと歯みがきの実技指導を再開した。 今後も学校歯科巡回教室での実技指導を実施していく。		健康増進課
		A			
・横須賀市健診センター歯科健康診査47回 ・30歳歯周病検診(委託医療機関)を303人が受診 受診率9.2%		評価	横須賀市健診センターにおいて、年間を通じて予定していた歯科健康診査はすべて実施した。若い世代の受診者数が他の世代に比較し低いので、その世代に向けた周知や、受診のしやすさなど対応を考えていく必要がある。 引き続き歯周病検診及び、歯科健康診査を受診する機会の減る18歳以上の市民に対して、成人歯科健康診査を実施。		健康管理支援課
		B			
・市立幼稚園・保育園4・5歳児を対象に集団フッ化物洗口を実施した。 24園 1007人 ・幼稚園・保育園等で歯みがき教室を実施した。 幼稚園:8園 414人、保育園等:40園1529人 ・4・5歳を対象とした児食育歯みがき教室を実施した。 20園 1181人 ・初めての歯みがき教室を実施した。 12回 乳幼児98人、保護者等113人 ・2歳児歯科教室を実施した。 12回 幼児30人、保護者等34人 ・地域依頼歯みがき教室 8回 乳幼児55人、保護者等89人		評価	・この5年間では目標に達していないが、少しずつ人数は増えている。 ・4・5歳児集団フッ化物洗口は市内全園(希望園)で実施。 ・幼稚園・保育園・認定こども園歯みがき教室(希望園)を実施する。 ・初めての歯みがき教室、2歳児歯科教室、地域依頼歯みがき教室を実施。		地域健康課
		B			

52	3-(2)-ク	妊婦の喫煙と受動喫煙の予防啓発		総合評価	
				A	
健やかな妊娠、出産のため、妊婦本人やその家族、周囲の人の禁煙を啓発し、妊婦の喫煙、妊婦や子ども、青少年の受動喫煙を予防します。 ・母子健康手帳交付時の面接等での情報提供 等					
R2策定時担当課		こども健康課、保健所健康づくり課		対象年齢	誕生前
R7担当課		地域健康課、健康増進課、健康管理支援課		【子どもの権利を守る条例にかかる施策】	
実績			今後の課題と取組		課名
母子健康手帳交付時の面接や、プレママ・プレパパ教室で、妊婦の喫煙や受動喫煙の影響、禁煙行動の必要性について説明し、禁煙に関する保護者の意識啓発のための情報提供を行った。		評価	母子健康手帳交付時の面接や、プレママ・プレパパ教室で、妊婦の喫煙や受動喫煙の影響、禁煙行動の必要性について説明し、妊娠中の喫煙率が減少傾向にある。引き続き、母子健康手帳交付時の面接や各種教室などで啓発活動を行う。		地域健康課
		A			
・市内の公共施設及び交通機関にポスター掲示した。 ・世界禁煙デーに、市LINEアカウントによる市ホームページにリンクさせた発信をして、情報提供を行った。		評価	市内保育施設、公共施設などに受動喫煙防止の普及啓発のポスター及びSNS配信を実施。		健康増進課
		A			
妊婦歯科検診受診率R6年度 28.6%		評価	この5年間で、妊婦歯科検診と保健指導を歯科医師会に委託し、喫煙と受動喫煙の害について保健指導の中で理解を深めるよう普及啓発を実施した。受診率を向上し、より多くの妊婦さんに検診を受けてもらうことが今後の課題である。		健康管理支援課
		B			

53	3-(2)-ケ	幼児期における食育の推進	総合評価	
			A	
栄養面だけでなく、食材をつくる人、調理する人等への感謝の気持ちや、食品の安全性に対する意識を啓発し、食を通じた家族のふれあいや子どもの心の成長を促します。 また、個食、孤食、拒食、過食、偏食といった食に対する問題の相談支援に努めます。 さらに、保育所、幼保連携型認定こども園の設置に関して原則調理室を設け、給食の提供について、きめ細かな対応を図ります。 ・子どもの年齢に応じた食育に関する教室の開催 ・乳幼児健康診査での相談指導 等				
R2策定時担当課	保健所健康づくり課、こども健康課、保育課、幼保児童施設課		対象年齢	誕生前～就学前、保護者
R7担当課	健康増進課、地域健康課、子育て支援課、指導監査課		【子どもの権利を守る条例にかかる施策】	
実績			今後の課題と取組	課名
・横須賀市食生活改善推進団体ヘルスマイトよこすかによる委託事業として、私立保育園、認定こども園での食育に関する講話を実施した。 10園 205人		評価	希望する園に対し、ヘルスマイトよこすかの活動や人員等の状況により、実施園数を増やせないことが課題となっている。園数を増やすことは難しいため、現状の10園での実施を継続する。	健康増進課
		A		

・各種教室を開催し、食育を推進している。 プレママ・プレパパ教室食事編 3回9人 はじめての離乳食教室(4～6か月児を対象) 24回195人 9か月からの離乳食教室(7～11か月児を対象) 23回99人 幼児食教室(1～3歳児を対象) 5回27人 幼児のための食事の教室(年中・年長児とその保護者を対象)2回14人 4、5歳児食育・歯みがき教室 20回1,181人	評価	離乳食、幼児食教室は参加者数を鑑み、対象月齢と内容を見直した。それに伴い、教室名を変更した。周知に関しても市SNS等を使用。 切れ目ない支援ができる環境を維持し、引き続き食育を推進する。	地域健康課
	B		
毎月、保育所及び幼保連携型認定こども園等に、食事や食育のおたよりを配布し、乳幼児期の食事の大切さや行事食の由来、旬の食材など食に関する意識啓発を行った。 公立園では、8園に巡回し、4・5歳児を対象に食育パフォーマンスを行った。	評価	保育所及び幼保連携型認定こども園等に毎月食事や食育のおたよりを配布し、保護者と子どもと一緒に楽しめるような旬の食材の情報や、食事に対する意識啓発を行うことが出来た。 今後も食育パフォーマンス等とも併せて、食育推進を図っていく。	子育て支援課
	A		
保育所、幼保連携型認定こども園等の指導監査時において、各施設が作成した食育計画(旬の食材から季節を感じる、野菜の栽培・収穫、食事の準備や後片づけへの参加等)の実施状況について確認した。 施設指導監査実施数 幼保連携型認定こども園 21施設 (21施設) 認可保育所 31施設 (31施設) 小規模保育所 3施設 (3施設) 家庭的保育事業所 15施設 (15施設) ※ ()内は、令和6年4月1日現在の施設数	評価	指導監査時に各施設が食育計画に基づいて児童に対して食育を実施していることを確認した。 また、計画を作成していない施設に対して計画を作成するよう指導し、次年度に計画の作成及び計画に基づく食育の実施状況を確認した。 今後も指導監査における実施状況の確認を継続する。	指導監査課
	A		

54	3-(2)-コ	ピロリ菌対策事業		総合評価	
				A	
若年層の将来の胃がん発症のリスク低減及び感染予防のため、中学2年生を対象に全額公費負担でピロリ菌検査・除菌事業を実施します。					
担当課	健康管理支援課			対象年齢	中学2年生
				【子どもの権利を守る条例にかかる施策】	
実績				今後の課題と取組	課名
・一次検査(尿検査)を実施し、2,705人が受検した(受検率86.3%)。 ・令和6年度より学校検尿の検体と同一検体で、ピロリ菌検査を実施し、市立中学校生徒の受検率は90.2%となった。 ・一次検査陽性者に対して確定検査(尿素呼気検査)を実施し、56人が受検した(受検率76.7%)。 ・確定検査陽性者22人に対して除菌治療を実施した。 ・除菌治療受診者22人のうち、成功した人が8人、除菌確認できなかった人が14人、判定検査未受検者はいなかった。除菌確認ができなかった人に対しては、2年後の高一時に再除菌治療の案内を予定している。			評価	この5年間で中学2年生のピロリ菌検査全体の受検率は令和2年度67.2%から令和6年度86.3%と大幅に向上した。 市立学校に対しては令和2年度から令和4年度まで学校検尿とは別日に実施していたものを受検者の負担軽減のため実施方法について令和5年度より同日実施に改め、さらに令和6年度より学校検尿の検体と同一検体で、実施するようにした。その結果、令和6年度には市立学校での受検率は90.2%を達成することができた。一方、市立以外の学校の生徒の受検率は令和6年度は39.1%にとどまるため、引き続き、より効果的な広報・周知を実施し、必要に応じて情報提供方法の見直しなどに取り組む。	健康管理支援課
			A		

大柱4

子どもと青少年が心身ともに健やかに成長するための環境づくり

中柱1 子どもの生きる力の育成に向けた学校教育の推進

55		4-(1)-ア	地域資源や外部人材等を活用した指導の推進		総合評価	
					A	
本市の自然や芸術文化、先端技術等の地域資源を活用するとともに、地域教育ボランティアや外部人材の協力を得ながら児童、生徒の学習活動を実施します。 ・保育園や学校等での環境教育指導者による環境学習の開催 ・自然観察会の実施 等						
R2策定時担当課		教育指導課、環境企画課、自然環境共生課、博物館運営課			対象年齢	3歳～中学生、保護者
R7担当課		教育指導課、環境政策課、自然環境・河川課、博物館運営課			【子どもの権利を守る条例にかかる施策】	
実績			今後の課題と取組			課名
・教育人材バンクや学校教育支援チューターを広く募り、各学校へ周知した。教育人材バンクへの登録者は、学校運営協議会制度の浸透に伴い、教育委員会が一括して募集するニーズが低下している。学校教育支援チューターは、教職課程を履修する学生を中心に67名が登録し、学校への派遣を行った。 ・小学校34校、中学校8校で、学校図書館ボランティアを活用し、図書整備等の協力を得た。		評価	・学校教育支援チューターについては、毎年50名以上の登録があり、各校で学習支援や授業補助として活躍している。継続登録する学生も多く、各校においてその活動が定着している。 ・学校図書館ボランティア養成講座等を実施し、学校で目指す学校図書館像を共有し、司書教諭、学校司書、学校図書館ボランティアが協働して学校図書館運営に携われるようにした。			教育指導課
		A				
・国等で認定した環境カウンセラー等を環境教育指導者として登録し、講師派遣を希望する学校に派遣した。 派遣先：小学校7回(4校、派遣人数：延7人、受講者数延277人)、保育園3回(4園、派遣人数：延6人、受講者数延66人)、その他3回(3団体、派遣人数：延3人、受講者延60人) ・猿島において、森林インストラクター等を講師とし、自然観察を中心とした体験的な環境学習を実施した。 小学校7校参加		評価	この5年間で、環境教育指導者などを学校や保育園に講師として派遣し、多くの子どもたちが身近に環境について学べる機会をつくってきた。また、猿島での自然観察を中心とした体験的な環境学習も継続して実施し、毎年多くの小学校が参加するなど、実際に自然とふれあいながら学ぶ機会を創出することができた。 今後は、海洋プラスチックごみ問題や食品ロスなど、近年注目されているテーマを取り上げて、環境学習を実施していきたい。			環境政策課
		A				
・学区の自然環境体験事業(12校、37回、延べ2,310人) ・田んぼ学校(荻野小学校：田植え、稲刈り、脱穀を実施。1クラス37人)		評価	・引き続き、学区の自然体験事業は年間12校を対象に募集する。 ・田んぼ学校(荻野小学校)は毎年学校からも好評であり、参加した児童も積極的に作業に取り組んでいる様子が見られた。 今後も年3回のプログラムを実施いただくよう働きかけていきたい。			自然環境・河川課
		A				
自然環境研究会等の協力により各種教室を開催 ・そだててしらべる！カブトムシ(全2回、延べ52人) ・基礎から学ぼう昆虫学(全4回、延べ119人) ・横須賀ジオツアー(全4回、延べ81人) ・野比海岸の地層(28人) ・ホテルの観察(全3回、148人) ・「ウミウシの観察」(23人) ・「潮だまりの生き物」(19人) ・箱めがねで磯の生き物観察(14人) ・夜の昆虫かんさつ(全2回、46人) ・つくって学ぶ！しだ・こけテラリウム(28人) ・森のさんぽとクリスマスクラフト(全2回、21人)		評価	令和2年度はコロナ禍の影響で計画していた事業の中止が相次ぎ、令和6年度は博物館本館のリニューアルに向けて既存事業の見直しを行ったため事業数がやや少なかったが、全体としては概ね高い水準で目標を達成することができた。 今後は博物館本館リニューアルに向けた取組みが本格化する中で、R6以降、既存事業の見直しを行っており、これまでの5年間と同様の水準を維持することは難しいと考えている。一方で、リニューアルでは体験型の展示や屋外の自然と結び付ける仕掛けを盛り込もうとしていることから、リニューアルされた展示を通して本項の目的を達成させたい。			博物館運営課
		A				

56	4-(1)-イ	体験学習、交流活動の機会の充実	総合評価
			A
総合的な学習の時間等を活用し、児童、生徒が自然や動植物とふれあったり、地域の高齢者との交流を通して昔の遊びを体験したりする機会を提供します。 また、職場見学、職場体験等のキャリア教育を推進します。 ・中学、高校生の職場体験の受け入れ ・地域高齢者との交流会の実施 ・体験学習の実施 等			
R2策定時担当課	教育指導課、保育課、博物館運営課	対象年齢	0歳～高校生
R7担当課	教育指導課、子育て支援課、博物館運営課	【子どもの権利を守る条例にかかる施策】	
実績		今後の課題と取組	課名
総合的な学習の時間、道徳、特別活動、生活科の時間などを活用し、自然や動植物、人とふれ合う学習を計画し、実施した。動植物の飼育は理科や生活科で魚類・水生生物から虫類まで全小学校飼育を実践しており、植物の栽培も同様に全小学校で行っている。地域の方をゲストティーチャーとして招く学習は、生活科の昔遊びや総合的な学習の時間の町おこし・地域課題の探究学習等、広く実践した。	評価	動植物の飼育栽培は、今後も全小学校で広く実施していく。 市が年間2回主催する教育課程研究会や夏季研修を通じて、地域人材を活用することで児童の興味関心、課題意識の高まりを図ることができることを発信してきた。 この5年間を通じて、コロナ禍で学校に外部人材が入ることが中断されていた時期もあった。しかし、その教育的効果をふまえ、現在はコロナ禍以前のように広く各学校で外部人材を活用した学習が実施されている。	教育指導課
	A		
・年2回の地域の高齢者と過ごす敬老会を各園実施。 ・中・高生の職場体験の受け入れ実施。	評価	各園敬老会では、普段はかかわることの少なかった近隣住民との交流を図ることが出来たことで、敬老会後の地域での見守りを強化していただくなど、園を知っていただく良い機会となった。 中・高生だけではなく、小学生からのキャリア教育へ引き続き、協力し実施する。	子育て支援課
	A		
・小学校生活科および理科の授業の中で、身近な自然や生きものについて学ぶ場を提供した。(16件) ・小学校3年生の社会科の授業「昔の道具とくらし」の授業支援として、博物館本館にて展示解説を行った。(10校) ・中学、高校生の職場体験を行い、生徒はイベント準備や販売物の在庫管理、学芸業務の補助等を担当した。(3校) ・中学校キャリア教育について、商工会議所の事業への対応として依頼に応じた。(1件)	評価	・コロナ禍においては臨時休館や学校活動の制限により、博物館見学等に訪れる学校が減少したが、感染症対策の緩和に伴い徐々に来館する学校が増え、学校支援事業に貢献することができた。 ・今後も引き続き、小学校3年生の社会科の授業「昔の道具とくらし」に対する授業支援として、小学生の祖父母時代に使用していた生活道具や職人道具などを展示解説するとともに、当時の生活の一部を体験させる。 ・中学、高校生の職場体験やキャリア教育を通じ、博物館の機能や学芸員の業務を知っていただく機会として、今後も学校からの依頼や全市の動きに合わせて対応していく。	博物館運営課
	A		

57	4-(1)-ウ	芸術鑑賞教育の実施	総合評価	
			A	
幼稚園、保育所、認定こども園等の子どもに対し、芸術にふれあう機会を提供します。 ・学芸員とともに行う対話型鑑賞教育の実施 ・幼児が美術館に来館して行う、対話型鑑賞教育及び鑑賞マナー教育の実施 等				
R2策定時担当課	保育課、美術館運営課		対象年齢	0歳～就学前
R7担当課	子育て支援課、美術館運営課		【子どもの権利を守る条例にかかる施策】	
実績			今後の課題と取組	課名
・対話型鑑賞教育を実施。 ・4・5歳児を対象に、美術館訪問直前に、絵画を使ったカードやパズルなどを使って、美術作品に親しみが持てるよう、子どもたちへ学芸員による出前トークを2園実施後、美術館鑑賞を行った。		評価	就学前の5歳児を対象に、美術館で芸術作品を身近に感じながら鑑賞を行った。コロナ禍であっても、美術館学芸員による様々な工夫で、密にならないよう楽しむことができた。 今後も感受性豊かな幼児期に、芸術に親しめる機会を大切に、継続していく。	子育て支援課
		A		
・公立保育園7園の5歳児を対象。美術館を訪れ、作品カードを使って美術作品に親しむとともに学芸員と作品を鑑賞する「遠足プログラム」を行った(7園123人が参加)。 ・対話型鑑賞教育・鑑賞マナー教育を実施した。 ・学芸員が保育園を訪問し、4・5歳児を対象にカードやパズルなどを使って美術作品に親しむ「出前プログラム」を行った(3園71人が参加)。		評価	2012年から継続している事業であり、多くの幼児に芸術作品と触れ合う機会や、社会教育施設である美術館に親しむ機会を提供できている。新型コロナウイルス感染症の影響が大きかった期間においても、遠足プログラムのみの実施や、密にならない鑑賞環境づくりなどの工夫を行い、継続して実施することができた。 今後も、公立保育園を中心に、子どもの発達段階に合わせた鑑賞教育および支援に取り組む。	美術館運営課
		A		

58	4-(1)-エ	ホームタウンチーム活動推進事業	総合評価	
			A	
体を動かすことや、スポーツの楽しさを伝え、子どもに夢や感動を与えることができるよう、横須賀市をホームタウンとするプロスポーツチームと連携し、現役選手やコーチによる学校訪問を行います。 ・横浜DeNA ベイスターズファームチームによる小学校訪問 ・横浜DeNA ベイスターズ球団マスコットと、オフィシャルパフォーマンスチームdiana による幼稚園等訪問 ・横浜F・マリノスのコーチが幼稚園等に訪問				
担当課	スポーツ振興課		対象年齢	0 歳～12 歳(特別支援学校は13 歳～18 歳も対象)
			【子どもの権利を守る条例にかかる施策】	
実績			今後の課題と取組	課名
・横浜DeNA ベイスターズファームチームによる小学校訪問 →実施校 4校 ・横浜DeNA ベイスターズ球団マスコットと、オフィシャルパフォーマンスチームdiana による幼稚園等訪問 →実施園 6園 ・横浜F・マリノスのコーチが小学校等に訪問 →実施校 24校21園 F・マリノスのコーチが訪問した小学校等にはサッカーボールなどのスポーツ環境向上に資する物品を贈呈した。		評価	令和2,令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響を受けつつも、学校等からの希望も多く、実施回数の増に取り組んできた。今後も可能な限り、希望に応えられるようプロスポーツチームと調整を図っていく。	スポーツ振興課
		A		

59	4-(1)-オ	子どもの生活リズムの確立	総合評価	
			A	
幼稚園、保育所、認定こども園での指導や乳幼児健康診査、子育て教室等を通じて子どもにとっての適切な運動、休養及び睡眠の必要性に対する意識を啓発し、子どもの健康を大切にしたい家庭生活となるよう、生活リズムの確立を進めます。				
R2策定時担当課	こども健康課、保育課		対象年齢	0歳～就学前、保護者
R7担当課	地域健康課、子育て支援課		【子どもの権利を守る条例にかかる施策】	
実績			今後の課題と取組	課名
乳幼児健診や各種教室で適切な運動、休養及び睡眠の必要性などの啓発や情報提供を実施した。		評価	健診でチラシを配布し、情報提供を行った。また、「育はぐ教室」を活用し、講義内で子どもの成長発達に必要な運動や休養・睡眠についての啓発を行った。 引き続き、乳幼児健診や各種教室での啓発や情報提供を実施する。	地域健康課
		A		
・年間指導計画(年齢別指導計画)に基づき、園児の発達段階に応じた生活リズムや食習慣が確立できるよう保育を行った。 ・食事のおたよりを園と保護者に配布し、感染症予防対策など適切な情報発信を行った。		評価	年間指導計画(年齢別指導計画)に基づき、園児の発達段階に応じた生活リズムや食習慣が確立できるよう保育を行った。 今後も「食のおたより」や、公立園では、看護師による「ほけんだより」を通じ、園と保護者に健康安全に関する情報発信も行う。	子育て支援課
		A		

60	4-(1)-カ	思春期の健康づくりの推進	総合評価	
			A	
望ましい食習慣や生活リズム、喫煙、飲酒、薬物乱用の防止等について、児童、生徒の意識を啓発し、思春期の健康づくりを進めます。 また、命の大切さ、避妊、性感染症及びエイズについて学ぶ機会を提供します。 ・喫煙、飲酒、薬物乱用防止に関する教室の開催 ・エイズに関する啓発の実施 ・ケータイ・スマホの使い方に関する理解啓発(リーフレットの配布等) ・体と心の変化、命の大切さ、妊娠等に関する健康教育及び性に関する指導の実施 等				
R2策定時担当課	こども健康課、保健所健康づくり課、保健体育課、支援教育課		対象年齢	思春期
R7担当課	地域健康課、保健所保健予防課、保健体育課、支援教育課		【子どもの権利を守る条例にかかる施策】	
実績			今後の課題と取組	課名
市民向けに、女性の健康支援セミナー「PMSと更年期を理解しよう」を開催し、学童期の保護者世代の参加者もいるため、思春期の女性の健康について啓発する機会になった。		評価	学校や地域からの依頼に応じて、性感染症の予防や命の大切さについて健康教育を行い、啓発することができた。令和6年度は依頼がなかったが、それまでは依頼に応じて実施した。また、年に1回の女性の健康支援セミナーにおいて、性教育や女性ホルモン等の啓発を行い、今後も継続していく。	地域健康課
		A		
・神奈川県立保健福祉大学学園祭にて性感染症に関する普及啓発を目的とした普及啓発物品を配布した。(性感染症チラシ450部、ウェットティッシュ300個他) ・健康フェスタin久里浜にて性感染症に関するチラシ600部を配布した。 ・成人の集いの案内状に性感染症チラシを同封し約4200部を配布した。 ・無料・匿名のエイズ等性感染症検査を173件実施した。		評価	この5年間、性感染症に関する普及啓発を目的に、神奈川県立保健福祉大学学園祭や健康フェスタin久里浜、成人の集いなどの場でチラシや啓発物品を多数配布し、幅広い市民への啓発に取り組んだ。また、エイズ・性感染症に関するポスターの掲示を市内医療機関、高校、大学、庁内施設などで依頼し、情報発信に努めた。 新型コロナウイルス感染拡大防止の影響で健康づくり教室を実施できない年度もあったが、市内中学校、高校からの依頼を受けて、性感染症についての健康づくり教室も実施した。 また、エイズおよび性感染症の無料・匿名検査を年間170件程度継続して実施し、受検しやすい体制を維持した。 今後も、近隣学校や地域のイベント、健康教育など様々な機会を通じて、正しい知識の普及啓発やHIV感染拡大防止のための無料・匿名検査の継続に努め、受検者の心理的・経済的負担の軽減にも取り組んでいく。	保健所保健予防課
		A		

学習指導要領に沿った喫煙・飲酒、薬物乱用防止、性感染症等に関する指導のほか、薬物乱用防止教室や講師派遣を行い、児童生徒、教職員の意識啓発を図った。 ・喫煙・飲酒・薬物乱用防止については、小学校において薬物乱用防止啓発教室、中学校において薬物乱用防止教室を実施した。小学校では、薬物乱用防止講師を招いて、小学校6年生を対象に行った。また、中学校では、各学校の実態に応じて講演などを行った。令和6年度は、小学校34校68クラス1960人に実施。中学校では、12校2245人を対象に行った。 ・薬物乱用防止教育研修講座には、横須賀市から2名が参加した。 ・性に関する指導については、各学校で適切な指導につながるよう、10月に県が作成している「性に関する指導の手引き」を改めて周知した。	評価	この5年間で、小学校では薬物乱用防止啓発教室、中学校では薬物乱用防止教室を実施し、児童生徒だけではなく教職員にも意識啓発を図ることができた。今後は、実施した学校へのアンケート等を通じて事業の改善を図り、より効果的な取組となるよう努めていく。 引き続き、薬物乱用防止等の取組により、思春期の健康づくりを推進する。 また、性に関する指導については、「生命(いのち)の安全教育」も含めて、指導事項を整理し、各学校がより良い実践ができるよう環境整備を図っていく必要がある。	保健体育課
	B		
「よこすかスマホ・SNSスタンダード」リーフレットを小中学校保護者を対象に配付した。また、中学校生徒用を新入生を対象に配付した。	評価	イントラネット上で公開している指導用資料や配付したリーフレットについて、授業等や入学説明会時での活用を周知し、児童生徒及び保護者への理解啓発を継続する。	支援教育課
	A		

61	4-(1)-キ	多様な性の理解推進	総合評価	
			A	
男性と女性で分けることや、恋愛の対象を異性と決めつけないこと、一人一人の性の在り方は異なることなど、性の多様性を理解する大切さを伝える機会の提供を推進します。 ・性的マイノリティに関する研修の実施 ・性的マイノリティ啓発パネルの貸し出し ・性的マイノリティ啓発リーフレットの配布				
R2策定時担当課		人権・男女共同参画課、教育研究所、支援教育課	対象年齢	小学生～高校生
R7担当課		人権・ダイバーシティ推進課、教育研究所、支援教育課	【子どもの権利を守る条例にかかる施策】	
実績			今後の課題と取組	課名
・多様な性に関する研修を小中学校合わせて6校で開催した。(内1校は生徒と保護者) ・啓発パネル展示を市内4か所で行い、小中学校9校へ貸し出した。 ・啓発リーフレット「性別で決めつけをいませんか？」を全市立中学1年生や市内保育施設に通う年中児の保護者、研修実施校等で配布した。		評価	・多様な性に関する研修を今後も継続して小中学校で開催する。 ・啓発パネル展示を市内施設で行い、小中学校へ貸し出す。 ・啓発リーフレットを今後も全市立中学1年生や市内保育施設に通う年中児の保護者、研修実施校等で配布するほか、希望校へ配布する。	人権・ダイバーシティ推進課
		A		
・教職5年経験者研修で性の多様性について研修を実施した。 ・教育課題研修で「多様な性と私たち」というテーマで研修を実施した。		評価	令和2年度は新型コロナウイルス感染症のため、ほとんどの研修が中止となったが、令和3年度からは教職5年を経験した教員に、性の多様性について研修を行い、令和6年度までに延べ200名を超える教員が研修を受講した。また、選択研修である教育課題研修講座において、この5年間で3名の外部講師を招聘し、性の多様性について研修を行った。 今後も教職5年経験者研修において性の多様性の研修を継続していくとともに、選択研修として幅広く教員が性の多様性について学ぶ機会を確保していく。	教育研究所
		A		
生徒指導担当者研修講座において、話題の一つとして多様な性について扱った。		評価	生徒指導担当者研修講座等において、引き続き多様な性に関する周知を行う。	支援教育課
		B		

62	4-(1)-ク	健康教育の推進	総合評価	
			B	
児童生徒の体力や運動能力、運動習慣等に関する実態を把握し、その結果を活用して、体育・健康に関する指導が学校の教育活動全体を通じて適切に行われるよう推進します。 また、児童生徒が自ら考え、判断して、生涯にわたって健康的な生活を送ることができるよう、生活習慣を見直す機会の確保や、食に関する指導等の健康教育を推進します。				
担当課		保健体育課	対象年齢	小学生～中学生
			【子どもの権利を守る条例にかかる施策】	
実績			今後の課題と取組	課名
・令和6年度より、味の素株式会社、県立保健福祉大学、横須賀市教育委員会と連携協定を締結し、産学官で連携した体力向上施策に取り組んでいる。 ・味の素株式会社のノウハウを取り入れた味覚教室を小学校2校(5年生対象)において実施した。 ・横須賀市児童生徒健康・体力向上推進委員会担当部会(4部会)を年度当初に発足し、横須賀市の独自調査結果を踏まえながら、各学校での具体的な取組方法や改善策について実践した。 ・平成27年度より取り組んでいる横須賀市児童生徒体力・運動能力、運動習慣等調査(小学校3年生～中学校3年生を対象)では、県立保健福祉大学の全面協力のもと、令和5年度より独自質問による調査を実施している。 ・独自調査結果について、大学側で研究・分析し、市教委も内容について共有し、年度末の「体力づくり実践研究発表大会」にて、各学校に周知を図った。 ・生涯にわたってスポーツに親しむことにつながる、スポーツや運動に対する肯定的な捉えが高まるよう、体育/保健体育科の授業改善を中心とした、健康・体力づくりを推進した。		評価	・過去5年間を振り返ると、県立保健福祉大学との連携により、生活習慣や運動習慣に関する具体的な質問項目を盛り込んだ本市独自の調査を令和5年度から実施できていることは非常に価値があると考えられる。その一方で、調査の「実施」自体のウエイトが非常に大きく、肝心の調査結果の「活用」や「改善」といったサイクルに十分取り組めていないことが現状の課題である。今後は、調査結果を有効に活用し、改善につなげるサイクルの構築に努めていく。 ・横須賀市児童生徒健康・体力向上推進委員会及び同担当部会において、横須賀市独自調査結果も踏まえ、子どもたちの実態に応じた具体的な取組を協議し、実践していく。	保健体育課
		B		

63	4-(1)-ケ	体力づくりの推進	総合評価	
			B	
子どもの体力の実態を把握するため、小中学校等で新体力テストを実施します。実施結果を体育、保健体育の授業での指導の工夫、改善や子どもが自ら進んで体力向上を図ることに活用し、生涯にわたってスポーツに親しむ習慣、意欲、能力を高めます。				
R2策定時担当課	保健体育課、保育課		対象年齢	0歳～中学生
R7担当課	保健体育課、子育て支援課		【子どもの権利を守る条例にかかる施策】	
実績			今後の課題と取組	課名
・令和6年度より、味の素株式会社、県立保健福祉大学、横須賀市教育委員会と連携協定を締結し、産学官で連携した体力向上施策に取り組んでいる。 ・横須賀市児童生徒健康・体力向上推進委員会担当部会(4部会)を年度当初に発足し、横須賀市の独自調査結果を踏まえながら、各学校での具体的な取組方法や改善策について実践した。 ・平成27年度より取り組んでいる横須賀市児童生徒体力・運動能力、運動習慣等調査(小学校3年生～中学校3年生を対象)では、県立保健福祉大学の全面協力のもと、令和5年度より独自質問による調査を実施している。 ・独自調査結果について、大学側で研究・分析し、市教委も内容について共有し、年度末の「体力づくり実践研究発表大会」にて、各学校に周知を図った。 ・生涯にわたってスポーツに親しむことにつながる、スポーツや運動に対する肯定的な捉えが高まるよう、体育/保健体育科の授業改善を中心とした、健康・体力づくりを推進した。		評価	・過去5年間を振り返ると、県立保健福祉大学との連携により、生活習慣や運動習慣に関する具体的な質問項目を盛り込んだ本市独自の調査を令和5年度から実施できていることは非常に価値があると考えられる。その一方で、調査の「実施」自体のウエイトが非常に大きく、肝心の調査結果の「活用」や「改善」といったサイクルに十分取り組めていないことが現状の課題である。今後は、調査結果を有効に活用し、改善につなげるサイクルの構築に努めていく。 ・横須賀市児童生徒健康・体力向上推進委員会及び同担当部会において、横須賀市独自調査結果も踏まえ、子どもたちの実態に応じた具体的な取組を協議する。 ・各種研修会を開催し、教員の指導力向上に努める。 ・横須賀市児童生徒体力・運動能力、運動習慣等調査を分析し、体育/保健体育科の授業改善中心にした体力向上の推進を図っていく。	保健体育課
		B		
R5年度は未実施。(公立保育園における県立保健福祉大学の園児の運動能力研究に対する協力)		評価	新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、事業を行うことが難しくなった。今後は学校側からの研究等に必要調査研究依頼があれば対応していく。	子育て支援課
		-		

64	4-(1)-コ	学校における食育の推進		総合評価	
				A	
子どもが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、栄養教諭を中核とした学校、家庭、地域の連携・協働による食育の充実を図ります。 また、中学校完全給食の実施に向けて、小中学校9年間を通した食に関する指導の充実を図ります。 ・「給食時間マニュアル」に基づいた給食指導 ・中学校完全給食の実施 等					
R2策定時担当課		保健体育課		対象年齢	小学生～中学生
R7担当課		学校食育課		【子どもの権利を守る条例にかかる施策】	
実績				今後の課題と取組	課名
(小学校) ・全校で「給食時間マニュアル(小学校版)」に基づく給食指導を継続して実施した。 (中学校) ・全校で「給食時間マニュアル(中学校版)」に基づく給食指導を継続して実施した。 ・給食ひとくちメモや献立写真の活用、栄養教諭の巡回指導を強化し、さらなる食育の充実に努めた。 (その他) ・令和4年度から家庭との連携による食育の充実を図るため、保護者等を対象に管理栄養士・栄養教諭による講義、給食センターの施設見学及び給食の試食を行う「食育講座」を実施した。 ・令和5年度からは新たな「食育講座」として、夏休み期間中、児童・保護者を対象に、給食センター調理場内見学や栄養教諭による食育に関する講話を含めた夏季特別講座(2回)を開催し、食育に関する意識啓発を行った。			評価	・令和3年に学校給食センターが竣工し、市立中学校も完全給食が始まったことから、この5年間は小学校から中学校まで9年間の学校給食を通して、児童生徒が望ましい食習慣とその実践力を身に付けられるよう、給食時間マニュアルに沿った給食指導を継続して行ってきた。 また、栄養教諭のネットワーク体制を見直し、小学校の栄養教諭も中学校を巡回し食育の充実を図る取り組みが始まっている。 ・今後は食育担当者会等を活用し、より実効性のある計画の作成とそれに沿った食に関する指導の充実を図っていきたい。 ・家庭との連携をさらに広げるため「食育講座」及び「夏季特別講座」について、講義内容をリニューアルしながら今後も継続して実施していきたい。	学校食育課
			A		

65	4-(1)-サ	学習支援員の配置		総合評価	
				A	
児童・生徒が確かな学力を身につけられるよう、「横須賀市学力向上推進プラン」に基づき、学力向上の取り組みを充実します。 ・全小・中学校に配置					
担当課	教育指導課		対象年齢	小学生～中学生	
			【子どもの権利を守る条例にかかる施策】		
実績			今後の課題と取組		課名
・小・中学校に会計年度任用職員(学習支援員)を派遣し、主に学習状況に課題の見られる児童・生徒を対象として学習支援を行った。 令和6年度実績 小学校(46校)週3～6回の派遣 実配置時間数 29,282時間 中学校(23校)週2～4回の派遣 実配置時間数 8,595時間 ・平成24年度から、学習支援員事業の質の向上を図るため、学習支援員の連絡会を継続して実施している。		評価	・多様化、複雑化する児童生徒の学習状況や個別ニーズに対して、より丁寧かつ効果的な支援を強化する必要がある。 ・学習支援員(旧サポートティーチャー)と担当者や担任とさらなる連携の強化を進める。 ・学習支援員への研修・連絡会を年に2回実施し、内容をさらに充実させ、多様な教育的ニーズに応えられる実践力を養うとともに、学習支援員(旧サポートティーチャー)同士や担任との情報共有を一層円滑に進めていく。		教育指導課
		A			

66	4-(1)-シ	就学前教育・保育と小学校教育の連携【1-(1)-エの再掲】		総合評価
				B
就学前の子どもがスムーズに小学校での生活に移行できるよう幼稚園、保育所、認定こども園等と小学校との連携を図ります。 ・各幼稚園、保育所、認定こども園等と小学校による情報交換会の開催 ・近隣小学校との給食体験や防災訓練等を通じた連携 等				
R2策定時担当課	保育課、教育指導課		対象年齢	0歳～小学生、支援者
R7担当課	子育て支援課、教育指導課		【子どもの権利を守る条例にかかる施策】	
実績			今後の課題と取組	課名
新型コロナウイルス感染防止のため中止されていた小学校との給食交流事業等が再開され、大塚台小学校で実施された。給食交流会では、抽選で選ばれた近隣の幼稚園や保育園、認定こども園の年長の園児を対象に、小学校の案内や、給食を食べることで園との違い(メニューや量、器、片付け方)を学び、就学前の交流を深めることができた。		評価	学校食育課と連携し、給食交流会へ参加をすることで、子どもたちの貴重な経験となっていたが、交流スペースやアレルギーの問題など課題も多く、参加を希望する園に対して、受入れ校数の増加があまり見られなかった。 今後は給食交流も引き続き参加しながら、学区の小学校と、各施設が連携を取りながら、様々な形の交流を計画していく。	子育て支援課
		B		
・令和6年7月24日に中央こども園で市立小学校職員を対象とした見学研修会が行われた。こども園での園児の生活状況を見学し、幼児の育ちと学びについて、講演を行った。 ・研修等で架け橋期の幼保小のより良い連携について学びを深め、地域別での懇談では、具体的にできることなどを確認することができた。		評価	公立園を会場にした見学研修の開催により、就学前の教育・保育活動を通して、小学校接続や乳幼児期の成長発達について、理解を深める場となった。 幼保小連携講座等でも、より地域での交流が互いに持てるよう、各施設での活動内容を工夫し、計画をしていく。	子育て支援課 教育指導課
		B		
就学前教育に係る各園と小学校の担当者による情報交換会を令和6年5月15日開催し、各園と小学校合わせて102名が参加した。幼保小の架け橋プログラムの一環として、小学校教諭を対象としたスタートカリキュラムの研修を令和7年2月5日に行い、全小学校の担当者46名が参加した。		評価	これまで就学前教育と学校教育の円滑な接続を図り、各園と小学校の多くの関係者が共に互いの教育・保育を理解し合い、子ども達の豊かな学びと成長に向けて協議を重ねてきた。 一方で、コロナ禍での感染症対策により、各園、各学校において児童・園児間、職員間での交流を見直し、連携が途絶えていたことは少なくない。 今後も市として各園と小学校の協議・交流の場を設定すると共に、よりよい連携を図るため、連携の実態調査、好事例の収集と発信を行った上で、連携の不十分な学校区への支援を行っていく必要がある。	教育指導課
		B		

67	4-(1)-ス	社会的居場所づくり支援事業の充実		総合評価
				A
生活保護世帯や生活困窮世帯の子ども等のうち、学習支援を要する者、ひきこもりや不登校となっている者の、健全な学習・育成・社会参加及び自立の助長を図ります。 ・生活保護世帯の小学・中学・高校生への個別学習支援 ・生活困窮世帯の中学生への学習支援 ・生活保護世帯等の子どもと保護者に対する相談 等				
担当課		生活支援課	対象年齢	小学生～高校生
			【子どもの権利を守る条例にかかる施策】	
実績			今後の課題と取組	課名
・平成23年度から生活保護受給世帯の中学生等を対象に、NPO法人に委託して学習支援を実施した。 令和6年度実績 中学生12人・高校生10人・高校中退者2人に対し学習支援を実施 ・平成24年度から、子ども支援員を配置し、生活保護ケースワーカーとの家庭訪問等を通じて家庭状況を把握したうえで、子どもの日常生活や親の生活習慣等、世帯全体の課題解決に向けた支援を行った。 令和6年度実績 家庭訪問等支援回数 273回 ・平成28年度から生活困窮世帯の中学3年生を対象に、NPO法人に委託して学習支援を実施した。また、令和6年度からは新たに生活困窮世帯の中学2年生も対象に加えた。 令和6年度実績 9地区 中学3年生96人、3地区 中学2年生18人、合計114人に対し学習支援を実施		評価	引き続き、生活保護受給世帯の中学生等を対象に、高校への入学と卒業に向けた支援をCW・こども支援員・NPO法人(以下「3者」とする。)と連携して実施するとともに、生活保護世帯の子どもが多く在籍する高校との連携を継続していくことで、中退・留年防止のネットワークづくりを目指す。昨年度までの、これらの取り組みにより、進学を希望する生活保護世帯の中学校3年生の9割以上が高校進学を果たしている。また、支援が届かないことで退学になっていた生活保護受給世帯の生徒が、3者の支援により卒業することができる等、一定の成果が出ているほか、大学等への進学についても3者による支援により、奨学金の紹介や給付金等の支給を可能な限り早急に行うなど、安心して進学ができる環境づくりに努めている。 生活困窮世帯の中学生の支援については、引き続き、市内全域(9か所)で就学援助費の対象世帯の中学校2年生(10月開講)・3年生(5月開講)を対象にNPO法人に委託して学習支援事業を実施している。令和6年度は、学習支援事業に参加した中学校3年生全員が全日制の高校へ進学することができた。 上記のとおり、生活保護世帯・生活困窮世帯に対する学習支援については、貧困の連鎖の防止のための十分な成果が出ていると判断している。	生活支援課
		A		

68	4-(1)-セ	関係部局での相談体制の充実と情報提供【2-(1)-イの再掲】		総合評価 A	
はぐみかんでの子どもや青少年に関する総合相談機能を関係機関との連携を図りながら充実するとともに、広報や子育てガイド、ホームページ等により子育て支援や青少年の健全育成に関する情報を提供します。教育委員会には、教育相談窓口を設置して、学校教育にかかわる相談に対し速やかに対応します。 ・各種ガイドブックの作成・配布 ・各種相談の実施 ・来所相談、電話相談、メール相談の実施 ・外国語による相談支援 等					
R2策定時担当課		こども家庭支援課、こども健康課、児童相談課、こども育成総務課、支援教育課		対象年齢	誕生前～20 歳未満、保護者、支援者
R7担当課		こども家庭支援課、地域健康課、児童相談課、子育て支援課、支援教育課		【子どもの権利を守る条例にかかる施策】	
実績			今後の課題と取組		課名
こども青少年相談の実施 新規相談 72件 (うち継続相談 35件) 相談延回数 1,001回 かながわ子ども家庭110番相談LINE 延314件		評価	・この5年間は新型コロナウイルス感染症の影響により相談件数が減少傾向にあったが、他機関との連携のもと、相談者に必要な支援を実施してきた。今後は、保健所保健予防課、支援教育課、こども家庭支援課間で相談引継ぎ用紙を使用し、より円滑な連携を図る。さらに、児童相談課とも密に情報共有を行いながら、本人・保護者および学校への支援を推進していく。 ・引き続き、子育て支援や青少年相談に関する情報発信について、ホームページや広報を活用し、内容の充実を図る。		こども家庭支援課
・子育て情報パンフレットを作成し、母子健康手帳交付時及び、こんにちは赤ちゃん訪問時等に配布した。 産後ケア、プレママプレパパ教室等のご案内 1,751部配布 子育て情報パンフレット等 1,535部配布 ・婚姻届提出時などに妊娠に関する知識の普及・啓発のためのパンフレットを配架するとともに、女性の健康に関するセミナーを開催した。 パンフレット 1,669部配布 女性の健康支援セミナー 1回 39人(会場とオンラインの同時開催)		評価	毎年度更新される子育てガイドを対象の方に配布し、子育てに関する情報提供を行った。引き続き、充実した相談体制をめざし、母子関連部署等と連携し、情報提供を行う。 妊娠に関する啓発のパンフレットは、毎年内容を更新しており、今後も継続していく。 女性の健康に関するセミナーは、R3年度までは妊活に関するテーマだったが、R4年度からは女性ホルモンや性教育等、幅広いテーマで開催している。R6年度からは、企業と共同で開催しており、今後も、特に、若い世代が参加できるようなテーマ設定や周知方法を考えながら開催していく。		地域健康課
児童相談所として、18歳未満の子どもに関する様々な相談を受け、必要に応じ関係機関等と連携を図りながら、児童・家族等の支援を行った。 相談受付件数 1,632件		評価	相談受付件数は過去最多となり、虐待以外の相談件数も増加してきている。引き続き、児童相談所として関係機関等と連携し、支援を行う。		児童相談課
子育てに関する便利帳である「子育てガイド」を8,000部作成し、母子健康手帳交付時や子育て世帯の転入時に配付するほか、関係機関へ配布した。また、子育て支援課に入園相談に来庁した保護者に対しても必要に応じて配布した。		評価	この5年間、子育てに役立つ情報や市の事業などをまとめた「子育てガイド」を、毎年子育て世代のニーズや社会の動向に合わせて作成し、母子手帳配布時のほか、行政センターや健康福祉センター、役所屋、教育・保育施設等で配布してきた。計画期間中は毎年8,000部を印刷し、平均して7,000部以上を多くの方に配布できたことで、多くの子育て世帯に情報を届けることができた。引き続き子育て世代のニーズや社会動向に注視し、それを踏まえ「子育てガイド」を毎年作成、配布する。		子育て支援課
学校生活に関する相談や相談教室に関する相談 来所相談、電話相談、メール相談の実施 新規相談176件 支援対応延べ件数2,482件		評価	この5年間で来所相談、電話相談、メール相談ともに増加傾向がある。新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、不安を抱えているお子さん、保護者の方に対して、時には学校と協力して適切に支援を行ってきた。毎年、全校児童生徒に教育相談のチラシを配布し、支援の手立てとして周知してきた。横須賀市の児童生徒数は減少しているが、不安を抱える要因が複雑化していることを考えると今後もニーズは高い。引き続き、全校児童生徒への周知行い、適切に対応していく。		支援教育課

69	4-(1)-ソ	地域での相談体制の充実と情報提供【2-(1)-ウの再掲】		総合評価
				A
地域の身近な相談窓口である健康福祉センターや愛らんど、保育所、学校の相談員、教育委員会の教育相談、子育て支援団体により、子どもや子育てに関する相談に対応するとともに、必要な情報を提供します。 また、子育て支援や関係機関と連携し、相談体制を充実します。				
R2策定時担当課	こども健康課、保育課、支援教育課、こども育成総務課		対象年齢	0歳～18歳、保護者
R7担当課	地域健康課、こども家庭支援課、子育て支援課、支援教育課		【子どもの権利を守る条例にかかる施策】	
実績			今後の課題と取組	課名
・健康福祉センターで育児相談会(スカリン育児相談会)を実施した。 12回 延べ202人 ・管理栄養士・歯科衛生士・保健師によるオンライン育児相談を実施した。 3回 延べ4人 ・健康福祉センターで、心理相談員による親のメンタルヘルス相談(周産期メンタルヘルス相談)を実施した。 60回 延べ44人		評価	スカリン育児相談会は、R3年度から感染症拡大防止のため予約制で実施した(R6年度まで)。コロナ禍で参加者は減少したが、R6年度は増加がみられた。R6年度事業化したオンライン育児相談は、参加者が少なく、オンラインより来所による相談ニーズが高かったと想定される。今後は、オンライン相談日を設定するのではなく、電話、面接のほか、オンラインツールを活用して、随時、相談ができる体制をとり、支援の充実を図る。 親のメンタルヘルス相談は、妊婦や育児に不安等のある親に対して、案内をしている。R2年度から利用者が減少していたが、R6年度は前年度より、やや増加した状況。R7年度からは、父親も対象となることをわかりやすく周知するため、市民向けの名称を「ママ・パパのためのこころの相談」に変更し、対象となる方が、より気軽に利用できるようにしており、今後も、実績をみながら、開催方法等を検討していく。	地域健康課
		B		
親子支援心理相談や精神科医によるメンタルヘルス相談で保護者のケアを行った。 相談延べ576人		評価	親子支援相談及びメンタルヘルス相談の延相談数は、令和元年度が一番多かったものの、令和6年度は2番目に多かった。令和6年度から、チラシの内容を見やすくし、利用に繋がりがりやすくする工夫をした。引き続き関係機関と連携し、支援を実施していく。	こども家庭支援課
		A		
・公立園での園庭開放や相談業務、またこども園では子育て支援事業を行い、地域の子育て世帯の相談を実施した。 ・愛らんどでの長期休み期間の就園きょうだい児の利用を可能にしたことにより、より利用しやすい環境づくりを行った。		評価	気になる保護者や児童に関しては、引き続き健康福祉センターや児童相談所などの関係機関と連携し、相談体制を充実させる。 公立園に地域子育て相談機関を設置し、相談体制を充実させる。	子育て支援課
		A		
子ども会指導者協議会や母親クラブ連絡会、青少年関係団体との連携や活動支援を通じて、地域での子育て支援、青少年の健全育成を推進した。		評価	この5年間は、コロナ禍もあり、各団体の活動が縮小する時期もあったが、わんぱくフェスティバル等、市内の青少年団体が中心となる行事等を合同で開催し続けることで、団体間の連携を保ちつつ、青少年に向けた様々な方策を実施することが出来た。引き続き、青少年関係団体との連携や活動支援を行う。	子育て支援課
		A		
来所相談:月曜日～金曜日9:00～17:00 電話相談:月・水・金曜日9:00～17:00 メール相談:随時受付 ・学校生活に関する相談や相談教室に関する相談を受けている。 ・教育相談での見立てや支援方針を共有し、学校での支援につなげることができた。		評価	この5年間で来所相談、電話相談、メール相談ともに増加傾向がある。新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、不安を抱えているお子さん、保護者の方に対して、時には学校と協力して適切に支援を行ってきた。毎年、全校児童生徒に教育相談のチラシを配布し、支援の手立てとして周知してきた。横須賀市の児童生徒数は減少しているが、不安を抱える要因が複雑化していることを考えると今後もニーズは高い。引き続き、全校児童生徒への周知行い、適切に対応していく。	支援教育課
		A		

中柱2 放課後児童の居場所の充実

70	4-(2)-ア	放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)の充実	総合評価	
			A	
放課後児童を対象とした放課後児童クラブに対する助成を行い、放課後、子どもが安心して過ごせる生活の場、遊びの場を確保します。 また、安定した運営が確立されるよう、小学校の教室等の活用などによる場の確保を含め、制度の充実に努めます。 引き続き放課後児童支援員等の処遇改善に努めるとともに、研修会を開催し、子どもの接し方や指導についての知識と技術向上を図ります。				
R2策定時担当課	こども育成総務課、教育政策課		対象年齢	小学生、保護者
R7担当課	子育て支援課、教育政策課		【子どもの権利を守る条例にかかる施策】	
実績			今後の課題と取組	課名
・令和6年度放課後児童クラブ 79クラブ 在籍人数 2,912人 (うち小学校内設置クラブ 32クラブ) ・公設の長浦小学校、逸見小学校、鶴久保小学校、野比東小学校放課後児童クラブの運営を行った。		評価	・令和4年度に放課後児童クラブへの補助金メニューを拡充したことで、クラブの安定的な運営や利用料の低減に繋げることができた。 ・今後も放課後児童クラブが安定的に運営でき、利用者が安心して利用できるよう、国・県の補助制度等の積極的な活用を検討していく。 ・小学校の教室等を活用して放課後児童クラブを積極的に設置した。(小学校内クラブ数: 令和元年度26クラブ→令和6年度32クラブ) 現在、活用できる小学校の教室等が少ないため、今後の児童数の推計や学校の教室の使い方等を見極めながら場の確保を進めていきたい。 ・支援員等の研修を実施し、質の向上を図ることができた。	子育て支援課 教育政策課
		A		

71	4-(2)-イ	放課後子ども教室の充実	総合評価	
			A	
小学生が放課後を安全・安心に過ごすことができるよう、学習や多様な体験・活動を行う放課後子ども教室を拡充します。 ・放課後子ども教室数 7か所以上				
R2策定時担当課	こども育成総務課、教育政策課		対象年齢	小学生
R7担当課	子育て支援課、教育政策課		【子どもの権利を守る条例にかかる施策】	
実績			今後の課題と取組	課名
小学校37校で放課後子ども教室を実施した。 (鷹取・鶴久保・公郷・津久井・荻野・富士見・武山・久里浜・明浜・桜・小原台・浦賀・北下浦・鴨居・衣笠・城北・野比・追浜・池上・神明・山崎・船越・高坂・大津・諏訪・田戸・望洋・大塚台・岩戸・大矢部・長井・栗田・野比東・夏島・浦郷・汐入・沢山小学校) 年間総利用者数57,606人(1校1日平均10.5人)		評価	・放課後子ども教室の設置を進め、令和元年度時点では2校だったが、令和6年度時点で37校となった。 令和7年度中に7校で設置を進め、R7年度末には全校設置する予定である。 ・利用者の意見等を踏まえ、実施内容の改善を検討し、より良い放課後の居場所づくりを進める。	子育て支援課 教育政策課
		A		

72	4-(2)-ウ	一体型の放課後児童クラブと放課後子ども教室の推進	総合評価	
			A	
児童の健全育成を図り、放課後を安全・安心に過ごすことができるよう、同一の小中学校内に放課後児童クラブと放課後子ども教室を設置します。 ・一体型の放課後児童クラブと放課後子ども教室実施数 2か所以上				
R2策定時担当課	こども育成総務課、教育政策課		対象年齢	小学生
R7担当課	子育て支援課、教育政策課		【子どもの権利を守る条例にかかる施策】	
実績		評価	今後の課題と取組	課名
・校内交流型の放課後子ども教室を25校で実施した。(鷹取・鶴久保・公郷・荻野・富士見・武山・久里浜・明浜・小原台・浦賀・鴨居・衣笠・神明・山崎・高坂・大津・望洋・大塚台・岩戸・大矢部・長井・栗田・野比東・夏島・浦郷小学校) 校内交流型(「一体型」から「校内交流型」に国が名称変更)とは、同じ学校の敷地内に設置された放課後児童クラブの登録児童が放課後子ども教室に参加できるよう、必要な体制がとられたものを指す。			・校内に放課後児童クラブがある学校に、新規で放課後子ども教室を設置する場合は校内交流型で実施した。(校内交流型実施数:令和元年度1校→令和6年度25校)	子育て支援課 教育政策課
		A		

73	4-(2)-エ	放課後児童クラブの公設化の検討	総合評価	
			A	
現在1か所ある公設放課後児童クラブに加え、小学校に設置している、民設放課後児童クラブのうち、保護者の負担が大きいなどの問題を抱えているクラブについて、関係者との十分な協議を踏まえ、公設化を検討します。				
R2策定時担当課	こども育成総務課		対象年齢	小学生
R7担当課	子育て支援課		【子どもの権利を守る条例にかかる施策】	
実績			今後の課題と取組	課名
民設放課後児童クラブに対し、公設化に関する調査を実施した。調査結果より、令和8年度からの開設に向けて、放課後児童クラブと協議を行った。		評価	令和5年度に1か所(鶴久保小学校)、令和6年度に2か所(長浦、野比東小学校)の公設放課後児童クラブを開設した。今後も、R6年度に民設放課後児童クラブへ実施した公設化の調査結果をもとに、公設化の協議を進めていく。	子育て支援課
		A		

74	4-(2)-オ	既存施設の活用の推進		総合評価	
				-	
子どもの接し方や指導についての知識と技術向上を図り、より利用しやすい放課後児童の居場所として、みんなの家等の既存施設を活用します。					
R2策定時担当課		こども育成総務課		対象年齢	小学生
R7担当課		子育て支援課		【子どもの権利を守る条例にかかる施策】	
実績				今後の課題と取組	課名
・令和5年度末のみんなの家7か所の廃止に際し、近隣の公共施設に放課後児童の居場所の機能を移転した。また、近隣の小学校に放課後子ども教室を設置した。 ・暑い時期に気軽に利用できる施設の一覧を作成し、利用できる施設の周知を図った。			評価	放課後児童の居場所として既存施設の活用の推進を図った一方で、計画期間内においてFM戦略プランに基づき、みんなの家を10か所廃止したことから評価することが難しく対象外とした。引き続き、放課後児童の居場所として、既存施設の活用を推進していく。	子育て支援課
			-		

中柱3 子どもと青少年の多様な体験、社会参加、キャリアアップの促進

75	4-(3)-ア	青少年関係団体の活動支援の推進		総合評価	
				A	
青少年関係団体が子どもや青少年の健全育成のために様々な活動を行えるよう、活動の場の確保、活動のPR等を支援します。 ・母親クラブ ・子ども会指導者協議会 ・ジュニアリーダーズ ・青少年育成推進員連絡協議会 等					
R2策定時担当課		こども育成総務課		対象年齢	0歳～22 歳、支援者
R7担当課		子育て支援課		【子どもの権利を守る条例にかかる施策】	
実績				今後の課題と取組	課名
・青少年関係団体が企画する行事の実施に際し、よりスムーズな運営と、多くの市民への周知のため、会場の確保やチラシ・ポスターの掲示や配布等による支援を行った。 ・青少年団体連絡室を青少年会館に設置し、会議等の場所の支援を行った。			評価	従来のチラシ・ポスターの掲示や配布の継続に加え、令和5年度以降は市の公式LINE等を活用した周知方法など、新たな試みを行い、集客に繋げることが出来た。引き続き、青少年関係団体の取り組みを支援し、地域における青少年育成活動を促進する。	子育て支援課
			A		

76	4-(3)-イ	若い世代のリーダー養成の充実	総合評価	
			A	
ジュニアリーダー養成講習会、研修会を開催し、地域で活動する青少年ボランティアのリーダーとしての人材を養成するとともに、地域における活動をはじめ、その活動を支援します。 ・養成講習会修了者数 65 人 ・地域活動参加者数 延べ205 人				
R2策定時担当課	こども育成総務課		対象年齢	小学3年生～22 歳
R7担当課	子育て支援課		【子どもの権利を守る条例にかかる施策】	
実績			今後の課題と取組	課名
・ジュニアリーダー養成講習会等を毎年実施。養成講習会修了者で組織している横須賀市ジュニアリーダーズの活動を支援することにより、ジュニアリーダーの地域活動への参加等を促進した。 R6年度養成講習会修了者数 15人 R6年度地域活動参加者数(延べ) 37人		評価	令和2年～令和5年度はコロナ禍により、活動の制限やそれに伴う技術力の低下、会員数の減少が発生した。令和6年度には養成講習会の受講者の追加募集や研修会の回数を増やすなど会員数の増加と会員の技術力の底上げを図った。今後も引き続き、ジュニアリーダーの養成、活動支援を行う。	子育て支援課
		A		

77	4-(3)-ウ	若者の就労促進	総合評価	
			A	
横須賀市、横須賀商工会議所及び神奈川労働局の3者で締結した「横須賀市民の就労支援事業の実施に関する協定」に基づき、就職を目指す若者を対象に合同企業就職説明会を開催し、その人に合った職種や業種を選択できる機会を提供します。 また、企業が求める技術・技能を習得することは就職に結びつきやすいため、県立職業技術校等に就学する者に奨励金を支給し支援します。その他、適時適切に就職情報を提供するなどして、若者の就労を促進します。 ・協定事業 (i)若年求職者を対象とした合同企業就職説明会の開催 (ii)高校生を対象とした業種、企業説明会の開催やインターンシップの支援 ・県立職業技術等就学者奨励金の支給 ・ハローワークと連携した就職情報の提供				
担当課		経済企画課	対象年齢	18歳～40歳未満
			【子どもの権利を守る条例にかかる施策】	
実績			今後の課題と取組	課名
・ハローワーク、商工会議所と3者による、高校生対象及び大学生等対象の合同就職説明会を実施した。 大学生等対象合説 7月17日 参加企業:53社 33人参加 高校生対象合説 7月16日 参加企業:52社 生徒71人参加 ・就職に関する情報をホームページに掲載し、情報提供を行った。		評価	合同企業説明会を実施したことで、高校生～社会人まで幅広い年齢の方へ、市内企業を紹介し、その人に合った職種や業種を選択できる機会を提供でき、市内中小企業の認知度を上げることもつながった。 今後も合同企業説明会(高校生、大学生等対象)の実施や就労に関する様々な情報を市ホームページ等での情報提供を実施予定。	経済企画課
		A		

78	4-(3)-エ	学校外での多様な体験の推進	総合評価	
			A	
子どもと青少年が異年齢とふれあったり、国内外の子どもや青少年と交流したりする機会を提供します。 また、環境学習や野外活動、農業体験等、学校外での様々な体験活動を推進します。 ・体験型環境学習の実施 ・自然観察会の実施 ・健康福祉センターにおける中学生の職場体験の受入れ ・農業体験の実施 等				
R2策定時担当課	こども育成総務課、こども健康課、国際交流・基地政策課、環境企画課、自然環境共生課、農業振興課、博物館運営課		対象年齢	0歳～大学生、保護者、教員
R7担当課	子育て支援課、地域健康課、国際交流・基地政策課、環境政策課、自然環境・河川課、農水産業振興課、博物館運営課		【子どもの権利を守る条例にかかる施策】	
実績			今後の課題と取組	課名
多様な遊びを体験する子ども向け行事「あそびにおいでよ」を実施した。 青少年会館・青少年の家の5施設で、6月から3月までの間に46行事を実施し、延べ744人が参加した。 (令和5年度末で6施設を廃止)		評価	令和2年度には新型コロナウイルス感染症流行の影響で実施を見送ることもあったが、その後は参加する子どもも年々増え、役割を担うことができている。 今後も引き続き、多様な遊びを体験する子ども向け行事「あそびにおいでよ」を、毎年6月から青少年会館と青少年の家において、各9回を実施予定。	子育て支援課
		A		
双子、三つ子等の多胎児を対象としたツインズ全体会で、高校生ボランティア13名を受け入れた。		評価	令和3・4年度はコロナ禍で受け入れなかったが、それ以外の年は受け入れることができた。引き続き、ツインズ全体会など保育を要するイベントが開催される場合は、保育ボランティアの受け入れ等、妊婦や乳幼児とその保護者とのふれあいの機会を提供する。	地域健康課
		A		

・姉妹都市との高校生の派遣・受け入れ 姉妹都市であるアメリカ・コーパスクリスティ市、フランス・プレスト市、イギリス・メッドウェイ市の3市と高校生の派遣と受け入れを行った。 派遣数 各2人×3市 計6人 受け入れ数 各2人×3市 計6人 ・子どもや青少年のための国際交流イベントを行った。 「国際ユースフォーラム」 8月5日 場所 ヴェルクよこすか 66人参加 「日米交流事業 in 横須賀米海軍施設」 11月2・3日 場所 基地内キニックハイスクール 30人参加 ・米海軍横須賀基地内にあるメリーランド大学の英語学習プログラム(ブリッジプログラム)を市民が受講した。 令和6年8月～令和7年8月(全6学期) 3人受講	評価 A	コロナ禍により、姉妹都市との高校生の派遣・受け入れや日米交流事業は実施できない年度があったが、国際ユースフォーラムやブリッジプログラムはオンラインを活用することで計画通り実施できた。今後も国際交流事業や米海軍基地内の教育機関と連携した事業を行い青少年の国際理解を深める。	国際交流・基地政策課
猿島において、森林インストラクター等を講師とし、自然観察を中心とした体験的な環境学習を実施した。 小学校7校参加	評価 A	コロナ禍により実施数が伸びない時期もあったが、過猿島において森林インストラクターなどの専門家を講師に招き、自然観察を中心とした体験型の環境学習を継続的に実施した。参加した小学生は実際に島を歩きながら植物や生き物の観察を行い、自然とふれあうことで環境の大切さに気づく機会となったと思う。今後は猿島を限定した実施ではなく、海洋プラスチックごみ問題などの「海」をテーマにした講座や体験的な環境学習の開催を予定している。	環境政策課
・自然観察会の実施(5/11@県立観音崎公園29人うち子ども16人) ・長坂緑地沢山池の里山において自然体験会を実施 ①親子を対象とした田んぼ体験(田植え6/2参加者54人、稲刈り9/22参加者58人) ②里山の素材でリースづくり(11/24参加者31人) ③里山の素材で門松づくり(12/15参加者37人) ・野比かがみ田緑地にて自然観察会の実施(10/12参加者15人うち子ども10人)	評価 A	・自然観察会は年1回実施(9月は雨天予報により実施できず)。来年度以降は従来通りの年2回実施を目指す。 ・里山での各種自然体験会は、定員を上回る申込を受けることがあり、参加者からも非常に好評をいただいている。 ・主催者である「長坂緑地里山活動連絡会」で、参加人数を増やすことの可否や新たなイベント企画について検討したい。	自然環境・河川課
農業に関する意識啓発及び交流促進事業(農業体験)の実施(実施は令和4年度から) ・対象:市内小学校3校の5年生 ・内容:①市およびJA市職員による「よこすか野菜」についての出張授業 ②自校での野菜栽培に対する農家からの栽培指導 ・効果:児童は栽培から収穫までの体験や、農業に携わる人々の声を聞くことで、地元の野菜や農業についての理解を深めることができた。 ○実績…延べ8校、537人 ・畜産関係PRイベント すかなごっそで乳しぼり体験 ○実績…延べ2回開催(令和5・令和6年度)	評価 A	市職員が行う座学だけではなく、指導にあたってくれた、農業者やJA職員から生の声を実際に聞いたり、農作業を体験したりすることで野菜についてより理解が深まった。また、自ら野菜を育てることで野菜に愛着が生まれ、苦手だった野菜が食べられるようになった児童もいた。 今後は農業だけではなく、漁業・水産について範囲を広げていければ良いと考えている。	農水産業振興課
・自然関係の連続講座を実施した。(3件、延べ10回、延べ252人) ・自然観察会等を実施した。(8件、12回、347人) ・自然科学をテーマとした発表および交流のイベント「みんなの理科フェスティバル」を開催した。(出展80件、来場者3,403人)	評価 A	博物館本館リニューアルに向けた取組みが本格化する中で、R6以降、既存事業の見直しを行っており、これまでの5年間と同様の水準を維持することは難しいと考えている。一方で、リニューアルでは体験型の展示や屋外の自然と結び付ける仕掛けを盛り込もうとしていることから、リニューアルされた展示を通して本項の目的を達成させるとともに、多くの参加者が集う場となっている発表および交流のイベントは継続させたい。	博物館運営課

79	4-(3)-オ	明日の文化の担い手の育成	総合評価	
			A	
子どもが文化に親しみ、その優れた価値、楽しさを理解する取り組みや、様々な文化活動を体験する機会の充実を進めます。 ・ファミリーコンサートの実施 ・伝統芸能ワークショップの開催 ・小冊子「子ども向け横須賀ゆかりの歴史上の人物」の発行 ・地域の歴史や文化に関する資料の展示解説 ・民俗関係の映像展示				
担当課	文化振興課、博物館運営課		対象年齢	0歳～18歳、保護者
			【子どもの権利を守る条例にかかる施策】	
実績			今後の課題と取組	課名
・ファミリーコンサートを実施した(参加者866人) ・伝統芸能ワークショップを実施した(参加者26人) ・小冊子「横須賀ゆかりの歴史上の人物」増刷		評価	・ファミリーコンサートは、例年定員に達する人気事業で、アンケート結果をもとに内容を改善し、参加者満足も高くリピーターが約6割を占めている。 ・伝統芸能ワークショップは、神奈川県主催行事として毎年盛況で定員に達している。 ・小冊子は、学校だけではなく市内施設でも配架し、幅広い市民の方々に郷土の歴史を伝える機会を提供している。	文化振興課
		A		
4月27日(土)と11月3日(日・祝)に、文化財収蔵庫内の国指定有形民俗文化財「三浦半島の漁撈用具」について解説を行った。 また、常設展示コーナーで民俗芸能の映像展示を行った。		評価	・地域文化や歴史に対する理解を深めるとともに、映像展示などを通じて幅広い世代に興味を持つ機会を提供できた。 ・今後も引き続き、地域の歴史や文化に関する資料の展示解説を行い郷土文化への関心を深める。 ・後継者不足により消滅が危惧される民俗芸能の映像展示を行い郷土文化の重要性について理解を深める。	博物館運営課
		A		

中柱4 青少年を取り巻く環境の健全化

80	4-(4)-ア	社会環境健全化活動の推進	総合評価	
			A	
青少年育成推進員等関係団体の協力を得て、青少年の非行問題が発生しやすい場所をパトロールするなど、青少年の非行防止に取り組みます。 また、酒、たばこの未成年者への販売禁止、有害図書の区分陳列、青少年の深夜立ち入り制限等の法令順守や青少年の見守り等について、事業者との協力関係をつくります。 ・青少年健全育成協力店の拡充・連携 ・青少年育成活動地域連絡会によるパトロール ・青少年育成推進員連絡協議会による非行防止キャンペーン 等				
R2策定時担当課	こども家庭支援課、こども育成総務課		対象年齢	4歳～20歳の子ども・青少年およびその家族、関係機関
R7担当課	こども家庭支援課、子育て支援課		【子どもの権利を守る条例にかかる施策】	
実績			今後の課題と取組	課名
・青少年健全育成協力店の拡充は、令和6年度末時点で協力店舗数は計283店舗となった。 ・青少年の非行防止および健全育成を目的とした巡回指導員による地域指導は横須賀中央駅および汐入駅周辺、久里浜駅周辺など市内全域を活動範囲とし、青少年に指導・助言を行うことで非行行動の拡大を防ぐ活動を行った。 青少年巡回指導件数 218件（指導152件、助言66件）		評価	・巡回指導件数は多いことが良いことではないが、指導件数が減少している。原因は少子化と考えられる。 ・青少年健全育成協力店について、令和6年度は新規登録店舗がなく、また、廃業する店舗が増えていることから、登録店舗数が年々減少している。 ・青少年健全育成協力店は、今年度も引き続き店舗数の拡大を目指す。 ・巡回指導員による地域指導を引き続き行うことで非行行動を防ぐ活動を行っていく。	こども家庭支援課
・中学校区ごとに組織されている青少年育成活動地域連絡会にパトロール等の青少年育成活動を委託した。 ・青少年育成推進員連絡協議会に委託し、市内7か所で非行防止キャンペーンを実施した。 ・青少年育成推進員連絡協議会に社会環境実態調査を委託し、対象の8店舗を調査した。		評価	この5年間は、コロナ禍もあり、活動が停滞した時期もあったが、小規模でも各地域で継続的にパトロールを開催することが出来た。中高生と協力した街頭キャンペーン等についても、学校の働き方改革に合わせた活動の見直しを行いながら、近隣の学校と連携して実施してきた。 社会環境実態調査についても、青少年育成推進員連絡協議会が調査・報告をあげた店舗に、神奈川県から実際に指導が入り、是正に繋げる等一定の成果をあげることが出来た。 ・引き続き、中学校区ごとに組織されている青少年育成活動地域連絡会にパトロール等の青少年育成活動を委託する。 ・引き続き、青少年育成推進員連絡協議会に市内での非行防止活動等事業委託を行い、非行防止キャンペーンを実施する。 ・青少年育成推進員連絡協議会に、インターネットカフェ、マンガ喫茶等の状況を把握するための社会環境実態調査を委託する。 ・青少年育成活動地域連絡会の構成員に対し、役割をわかりやすく伝える取組を行う。	子育て支援課

81	4-(4)-イ	青少年を取り巻く環境の健全化に関する意識啓発	総合評価	
			A	
インターネット上のトラブルや非行を防止するため、インターネット・SNS 等の適切な利用に関する啓発活動を行うほか、青少年にとって望ましい環境づくり等についてユース出前トークを開催します。 また、中学校区ごとに組織されている青少年育成活動地域連絡会の活動を支援し、青少年が健やかに成長する社会環境づくりに対する市民の意識を啓発します。 ・青少年育成活動地域連絡会の活動支援 ・ユース出前トーク ・インターネット等の適切な利用に関する啓発用リーフレットの配布 等				
R2策定時担当課	こども家庭支援課、こども育成総務課		対象年齢	4歳～20歳、保護者
R7担当課	こども家庭支援課、子育て支援課		【子どもの権利を守る条例にかかる施策】	
実績			今後の課題と取組	課名
青少年地域連絡会において、青少年育成推進員に対して、巡回指導における状況や巡回指導上の留意点、青少年健全育成協力店制度を主テーマとしてユース出前トークを実施予定としていたが、申し込みがなかった。（開催0回）		評価	・令和3年度3回、令和4年度1回の実施があったが、令和5年度及び6年度は申し込みがなかったため実施できなかった。 ・引き続き周知に努め、青少年の健全育成に関する出前トーク（非行防止講座）を地域や中学校にて開催する。	こども家庭支援課
		B		
青少年育成活動地域連絡会の活動を支援し、青少年が健やかに成長する社会環境づくりに対する市民意識を啓発した。 活動委託費60,000円×23中学校区 各地区での非行防止街頭キャンペーン、夜間パトロール、社会環境実態調査への参画、地域イベント・学校行事の手伝い等		評価	この5年間は、コロナ禍もあり、活動が停滞した時期もあったが、各地域様々な事業を企画・開催してくれており、地域の青少年との交流の機会を多く創出することができた。引き続き青少年育成活動地域連絡会を支援する。	子育て支援課
		A		

大柱5 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

中柱1 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進に向けた環境づくり

82	5-(1)-ア	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現にむけた事業主に対する広報、啓発、情報提供		総合評価
				A
ワーク・ライフ・バランスの実現を図るための多様な働き方の支援と男性を含めた働き方の見直しのために、事業主に対し広報、啓発を行います。 また、必要に応じて事業所内保育所設置に対する助成制度等関係情報を提供します。 ・事業所内保育所の設置に関する相談 ・ワーク・ライフ・バランスの取り組み事例紹介と啓発 等				
R2策定時担当課	人権・男女共同参画課、経済企画課、幼保児童施設課		対象年齢	0歳～小学生、保護者、事業主
R7担当課	人権・ダイバーシティ推進課、経済企画課、子育て支援課		【子どもの権利を守る条例にかかる施策】	
実績			今後の課題と取組	課名
・ジェンダー平等実現の広報紙「ニューウェーブ」を2回発行し、情報提供を行った。 ・事業者(主に経営者)や市民等を対象に、女性活躍推進(ダイバーシティの視点で)の実現に関するセミナーを1回実施した。 ・セルフチェックによる職場研修を2回実施した。 ・女性活躍推進をテーマとした職場リーダー会議研修(市民及び市職員課長級職員対象)を実施した。		評価	この5年間の間で、ワーク・ライフ・バランスに対する意識のさらなる高まりもあり、広報紙では市内企業と連携し、健康経営をテーマに記事を作成し、市内事業所に広く周知した。 また、令和5年度から、商工会議所と連携し、市内事業所の経営者を対象にセミナーを開催した。 今後も引き続き、啓発冊子の配布や事業者向けセミナーを実施し、ニーズに見合った、より効果的な事業展開を目指す。	人権・ダイバーシティ推進課
		A		
市内事業者に対し、必要に応じて市関連施設や横須賀商工会議所を通じた情報提供を行えるように、セミナーに出席し、理解を深めた。具体的に案内に至るケースはなかった。		評価	具体的な案内に至らないまでも、市内事業者への周知については成果を上げた。計画期間を通じて、市内企業が自らが意識変革の必要性を認識していく感覚を感じている。引き続き、市から市内事業主へ、市関連施設や横須賀商工会議所を通じた情報提供を行う。	経済企画課
		B		
相談のあった事業者に対し、事業所内保育所設置に係る基準や手続き、指導監査等に関する情報提供を行った。 新規設置 1施設		評価	利用児童の減少等により運営に苦慮されている事業所もあるが、引き続き、事業所内保育所の設置に関する相談や情報提供の充実に努める。	子育て支援課
		A		

83	5-(1)-イ	多様な保育サービスの充実		総合評価
				A
延長保育、休日保育、幼稚園での預かり保育、放課後児童クラブ等、仕事と子育ての両立を支援する多様な保育サービスをさらに充実させるとともに、必要とする人が必要ときにサービスを受けられるよう情報を提供します。				
・認定こども園 31 か所 ・保育所 31 か所 ・幼稚園での預かり保育事業 全施設（公立施設を除く） ・一時預かり事業 14 か所 ・延長保育事業 全施設 ・休日保育事業 1か所 ・病児・病後児保育事業 3か所 ・放課後児童クラブ 83 か所 ・利用者支援事業（基本型・特定型）2か所				
R2策定時担当課	幼保児童施設課、保育課、こども育成総務課		対象年齢	0歳～小学生、保護者
R7担当課	子育て支援課		【子どもの権利を守る条例にかかる施策】	
実績			今後の課題と取組	課名
・認定こども園 31か所 ・保育所 31か所 ・幼稚園での預かり保育事業 全施設（公立施設を除く） ・一時預かり事業 11か所 ・延長保育事業 全施設 ・休日保育事業 2か所 ・病児・病後児保育事業 2か所		評価	この5年間、子育て世帯のさまざまなニーズに対応するため、保育サービスの充実や施設整備を進めてきた。認定こども園は22か所から31か所に増え、補助金などを活用して定員拡大や安全対策を進めた。また、一時預かり専用施設を新設し、8か所から11か所に拡充した。休日保育は2か所で実施し、病児・病後児保育も令和4年度から2か所体制となり、保護者の急なニーズにも対応できるよう取り組んでいる。 新型コロナウイルスの影響で一時的に利用者が減少したが、現在は徐々に回復傾向にある。 今後も子育て世帯のニーズを把握しながらサービスや情報提供を充実させ、安心して利用できる保育環境づくりを進めていく。	子育て支援課
		A		
子育て支援課窓口には子育てコンシェルジュ（保育園入園相談・利用調整担当会計年度職員）を2名配置し、保育園入園等に関する相談や、子育てサービスの情報提供など、利用者のさまざまな相談に対応した。また、愛らんど追浜にも子育てコンシェルジュを配置し、専門スタッフが子育ての悩みや保育所等の利用相談、パンフレットやSNSを通じて子育てに関するサ情報案内を行った。加えて、電話やメール、FAX等での育児相談も受け付け、幅広いニーズにきめ細かく対応した。		評価	この5年間、愛らんど（追浜）では、子育て家庭一人ひとりのニーズに応じた情報提供や相談対応を行い、子どもの発達状況や保育所利用に関するアドバイスなど、きめ細やかな支援に努めてきた。 また、子育て支援課窓口には子育てコンシェルジュ（保育園入園相談・利用調整担当職員）を2名配置し、相談体制の充実を図ってきた。 今後は、現在1か所のみ（追浜）で実施している利用者支援事業を、令和7年8月からは市内6か所（大津を除く）に拡充する予定である。これにより、子育て支援課と連携し、より身近な地域の子育て支援センターにおいて、子育てサービスの情報提供や保育園入園相談を行う体制を強化する。	
		A		
・放課後児童クラブ等に関する情報提供（各クラブの基本情報、小学校別利用可能クラブ一覧、夏休み中のみ利用可能クラブ一覧）を行った。 ・放課後児童クラブ 79クラブ 在籍人数 2,912人 ・放課後子ども教室 37校 参加児童数 延57,606		評価	・市公式ホームページやSNSを活用し、放課後児童クラブ等に関する情報提供（各クラブの基本情報・小学校別利用可能クラブ・夏休み中のみ利用可能クラブ一覧）を実施した。今後も、引き続き情報提供の充実を図る。 ・放課後児童クラブが不足している学区に、新規クラブを開設した。（令和3年度2クラブ、令和4年度5クラブ、令和5年度2クラブ、令和6年度6クラブ）今後も、不足している学区がある場合には、新規クラブの開設を検討する。 ・放課後子ども教室についてはR7年度中の全校設置に向けて開設を進める。	
		A		

84	5-(1)-ウ	企業主導型保育所の設置支援【1-(2)-力の再掲】	総合評価	
			-	
多様な就業形態に対応し、待機児童の解消、仕事と子育ての両立に資する企業主導型保育事業所の設置について積極的に支援します。				
R2策定時担当課	幼保児童施設課、経済企画課		対象年齢	0歳～就学前、事業主
R7担当課	子育て支援課、経済企画課		【子どもの権利を守る条例にかかる施策】	
実績			今後の課題と取組	課名
企業主導型保育事業については、令和5年1月12日付で内閣府から「定員11万人分の受皿整備が概ね達成されたこと、待機児童数が全国的に減少していることから、令和4年度以降の新規募集及び定員増員は実施しない」旨公表されたことから、国の企業主導型保育事業で補助対象にならない備品等のイニシャルコストへ市が単独で補助する制度を設けていたが、令和4年度をもって廃止した。補助金交付実績は令和2年度に1件のみであり、今後実施する見込みなし。 (国の制度では運営費に対しても継続して補助金交付がなされるが、新規募集を行っていないため、これから施設を整備しても運営が困難と見込まれ、設置のニーズがないと想定されることから本市制度について、廃止する判断をしている。)		評価	- 	

中柱2 仕事と子育ての調和した家庭づくりに向けた啓発

85	5-(2)-ア	固定的な性別役割意識を超えてともに協力し、子どもを育てることの意義に関する学習の機会の提供	総合評価 A
家庭の役割の大切さや、固定的な性別役割意識を超えて、ともに協力して家庭を築き、子どもを育てることについての学習の機会を提供します。 ・各種講座や講演会の開催 ・広報紙や冊子等の作成配布 等			
R2策定時担当課	人権・男女共同参画課、教育指導課	対象年齢	小学生～高校生、保護者
R7担当課	人権・ダイバーシティ推進課、教育指導課	【子どもの権利を守る条例にかかる施策】	
実績		今後の課題と取組	課名
・ジェンダー平等実現のための広報紙「ニューウェーブ」を2回発行し、情報提供を行った。 ・ジェンダー平等に関するセミナーを1回実施した。 ・女性活躍推進やワーク・ライフ・バランスの実現に関するセミナーを1回実施した。 ・市内の中学3年生を対象に、中学生向け男女共同参画学習冊子「男女共同参画社会について考えよう～自分らしく生きるために～」を配布した。 ・高校生向けのジェンダー平等に関する特別授業、ワークショップを2校で行った。		評価 A この5年間で、若年層への啓発をさらに強化していくため、令和5年度から若年層向けのワークショップを開催し、高校生を中心とした若い世代への啓発活動を行った。引き続き、幅広い世代のニーズをとらえ、より効果的な情報提供に取り組む。 また、教育現場や審議会の声を反映させ、より現場で利用してもらえるよう中学生冊子の内容の改定し、提供方法もあわせて検討する。	人権・ダイバーシティ推進課
・学校教育においては道徳科の内容項目「家庭愛、家庭生活の充実」の特質及び児童生徒の発達を理解し、児童生徒が主体的に道徳性を養うことができるように指導した。 ・家庭科、技術・家庭科の学習指導要領に位置付けられている家族・家庭生活の指導内容に沿って、家庭生活と家族の大切さや家族・家庭の基本的な機能、家庭生活が家族の協力によって営まれていることに気付いたり、互いに協力し分担する必要があることを指導した。		評価 A ・各校の実情を踏まえて、十分な配慮を欠かさないう留意した上で、道徳科や生活科、家庭科等の各教科と連携しながら様々な家族や家庭のかたち、家族間での平等や相互尊重の重要性を学ぶとともに、グループワークや地域交流等を通じて多様な家庭観に触れる機会を強化してきた。 ・小学校家庭科、中学校家庭分野では、児童生徒と幼児とのふれあい体験をより充実できるように検討する。	教育指導課

86	5-(2)-イ	妊娠、出産、子育てに関する学習機会の提供【3-(1)-クの再掲】	総合評価 B
健やかな妊娠と出産に関する学習の機会を提供するため、妊婦とその配偶者を対象に「プレママ、プレパパ教室」を休日にも開催します。 また、子育て支援教室や乳幼児健康診査の機会に、親子の愛着形成の重要性について市民の意識を啓発します。特に子育てにおける父親の役割について考える機会、情報を提供します。母子健康手帳交付時に各種教室の周知を図ります。 ・プレママ、プレパパ教室の開催 ・プレママ、プレパパ歯科教室の開催 ・各種子育て教室の開催			
R2策定時担当課	こども健康課、保健所健康づくり課	対象年齢	誕生前
R7担当課	地域健康課	【子どもの権利を守る条例にかかる施策】	
実績		今後の課題と取組	課名
・プレママ・プレパパ教室を実施した。 平日 4回 延べ53人(うち配偶者23人) 休日 20回 延べ431人(うち配偶者203人) ・プレママ・プレパパ教室で使用する母子保健テキストを掲載した「子育てガイド」を母子健康手帳交付時に配布し、教室へ参加できない妊婦等へも情報提供を行った。また、「子育てガイド」に出産後の親のサポートのため、祖父母を対象とした「一緒に子育て」を掲載した。 1,751部配布 ・プレママ・プレパパ教室食事編 3回 延べ9人(うち配偶者2人) ・各種子育て教室の開催		評価 B プレママ・プレパパ教室は令和2年～令和4年度はコロナ禍のため、講話のみの実施とし、令和5・令和6年度は講話と沐浴実習を行った。参加希望者も多いため、定員を増やすなどの対応を行った。 引き続き、広報や母子健康手帳交付時に各種教室の周知を図る。	地域健康課

大柱6 特に支援を必要とする子どもとその家庭への支援の充実

中柱1 児童虐待防止対策の充実

87	6-(1)-ア	児童虐待の発生予防と早期発見、早期対応	総合評価	
			A	
子育て支援関係機関の連携を図り、健康福祉センター、幼稚園、保育所、認定こども園、学校等において、児童虐待の発生予防と早期発見及び早期対応に努めます。支援が必要な児童生徒へのアプローチや養育等で悩む保護者に対するサポートを行います。 ・児童虐待予防に関する啓発活動を行う ・こども家庭地域対策ネットワーク会議の開催 ・未就園児等全戸訪問の実施 ・指導監査時の確認 ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・相談員等を活用 ・親子支援相談の実施 等				
R2策定時担当課	こども家庭支援課、こども健康課、児童相談課、支援教育課、保育課、幼保児童施設課		対象年齢	誕生前～18歳未満、保護者
R7担当課	こども家庭支援課、地域健康課、児童相談課、支援教育課、子育て支援課、指導監査課		【子どもの権利を守る条例にかかる施策】	
実績			今後の課題と取組	課名
・こども家庭地域対策ネットワーク会議の開催 全体会議 年1回 各機関から「子どもに関する日頃の事業活動と課題について」 ・実務担当者連絡会議 年4回 意見交換「多様化する家族への関わり方とその支援について」について サポートチーム会議 年266回 ・未就園児等全戸訪問 延97件		評価	・全体会議や実務担当者連絡会議では、通常時に直接顔を合わせない機関からの情報提供を受けることで、有意義な情報交換の場となっている。サポートチーム会議は、年々開催回数が増加しており、地域の児童らを見守るために、関係機関が情報共有の場を積極的に求め、強く虐待予防に努めたいという意識の高まりがある。引き続き、ネットワークを生かし、子ども虐待の予防、早期発見、適切な対応のため関係機関の連携を図る。 ・全戸訪問では、訪問時間帯の工夫や不在票の投函なども行いながら対象児童すべてを確認することができている。	こども家庭支援課
		A		
・妊婦の全数把握、出産子育て応援交付金における伴走型相談支援面談、こんにちは赤ちゃん訪問、乳幼児健診等の母子保健活動の中で、要支援者の早期発見、早期支援に努め、他機関との連携を図り、問題の重症化防止に取り組んでいる。 ・産婦健診を実施している市内の医療機関と連携し、産後うつや育児不安などを早期発見し、必要なサービスにつなげるなど、早期支援することにより虐待予防に努めた。		評価	母子保健活動の中で、妊産婦や保護者と関わることができる機会を通して、問題の早期発見・支援の早期対応を行うことができた。また、必要に応じて、関係機関と連携を取りながら、虐待の予防に努めることができた。引き続き、問題の早期発見、早期支援を行い、問題の重症化防止に努める。	地域健康課
		A		
虐待を受けている児童生徒をはじめとする要保護児童等の早期発見、早期支援のため、小中学校等関係機関から情報を収集した。また、サポートチーム会議・主任児童委員との連絡会の開催や、学校・警察署等との連絡会への参加を行い、情報の共有に努めた。		評価	関係機関との会議等を通じて児童生徒の支援について役割分担を行い、適切な支援を実施した。引き続き、学校等からの情報収集に努め、会議・連絡会等を通して、関係機関との連携を深めるとともに、支援のタイミングを逸しないよう十分に気を付けながら、必要な対応を速やかに実施する。	児童相談課
		A		

・要保護児童対策検討会議 実務担当者会議分科会(2か月に1回開催) ・スクールカウンセラー・相談員ブロック別研修会(年3回) ・サポートチーム会議(多数) ・長期欠席調査における要保護児童対策検討会議対象児童・生徒の状況報告(毎月) ・児童生徒を取り巻く環境チェックの実施(年1回) スクールソーシャルワーカーの活用(環境チェック対象の児童生徒すべてについて、学校に聞きとり対応)	評価	・要保護児童対策検討会議 実務担当者会議分科会を4地区それぞれ6回開催し、長期欠席者の状況報告やサポートチーム会議等の記録を用いて、対象家庭の情報共有と支援計画について確認できた。 ・スクールカウンセラー・相談員ブロック別研修会を全市立中学校区でそれぞれ3回開催し、支援の連携を深めることができている。 ・学校とスクールソーシャルワーカーによる環境チェックの確認により、対象家庭の早期発見、早期対応につなげることができた。	支援教育課
	A		
横須賀市子ども虐待防止マニュアルに基づき、保健師・児童相談所・小学校等とのサポート会議を開き、情報交換をする中で、早期対応に努めている。	評価	日々、園児や保護者と接する中で、身体的・知的・心理的影響の根源等を早期に発見し連携機関に報告を行った。今後も保護者の悩みに寄り添うなど、虐待防止に努める。	子育て支援課
	A		
幼稚園、保育所、認定こども園等の指導監査時において、虐待防止に関する研修や児童相談所等の連携、子どもの心身状態の確認等の取り組み状況について確認した。 指導監査実施数 幼保連携型認定こども園 21施設 (21施設) 幼稚園型認定こども園 4施設 (10施設) 幼稚園 5施設 (19施設) 認可保育所 31施設 (31施設) 小規模保育所 3施設 (3施設) 家庭的保育事業所 15施設 (15施設) 一時預かり事業所(単独型) 4施設 (4施設) ※ ()内は、令和6年4月1日現在の施設数	評価	指導監査時に各施設における虐待防止に関する取り組みを確認した。 今後も指導監査における取り組み状況の確認を継続する。	指導監査課
	A		

88	6-(1)-イ	特定妊婦等への支援	総合評価	
			A	
妊娠の可能性があり、若年や経済的困窮等が理由で受診が難しい女性の支援を行います。 ・市販薬での妊娠検査 ・医療機関での妊娠判定検査の全額補助 ・支援を要する妊婦等の相談、同行受診等				
R2策定時担当課	こども健康課		対象年齢	誕生前～
R7担当課	こども家庭支援課、地域健康課		【子どもの権利を守る条例にかかる施策】	
実績			今後の課題と取組	課名
妊娠の疑いがある特定妊婦に対して、簡易妊娠検査および妊娠判定検査の全額補助の実施 令和6年度実績 1人		評価	妊娠判定検査件数は、令和2年度から横ばいの状況。引き続き、支援を必要とする特定妊婦への支援を行う。	こども家庭支援課
		A		
支援を要する特定妊婦に対して、各健康福祉センター保健師が相談・支援を実施した。 延べ49件		評価	特定妊婦への相談・支援は、令和2年度から横ばいの状況で、出生数は減少している一方で、特定妊婦は一定数いる状況。今後も丁寧な支援を継続していく。	地域健康課
		A		

89	6-(1)-ウ	妊産婦のケア体制の充実【3-(1)-エの再掲】	総合評価	
			A	
母子健康手帳交付時から、若年や経済的困窮等がある妊婦を早期に発見し支援を行います。 また、産婦健康診査やこんにちは赤ちゃん訪問、乳児健康診査時にメンタルヘルスチェック等を行います。 特に出産後から4か月までの母親の孤立感を軽減する取り組みを進めます。妊産婦のメンタルヘルス相談を実施し、子育てのストレス軽減を図ります。 また、心身のケアや育児サポート等きめ細かな支援を図ります。 ・メンタルヘルス相談の実施 ・産後ケアの実施 ・利用者支援事業(母子保健型) ・母子健康手帳交付時面接及び医療機関との連携 ・支援を要する妊婦等の相談 ・授乳相談の実施 等				
R2策定時担当課		こども健康課	対象年齢	妊産婦
R7担当課		こども家庭支援課、地域健康課	【子どもの権利を守る条例にかかる施策】	
実績			今後の課題と取組	課名
・親子支援心理相談や精神科医によるメンタルヘルス相談で保護者のケアを行った。 相談延べ576人 ・産後ケア事業により産後の母子の心身のケアや育児サポートを行い利用料の一部を助成した。 延べ517回（デイケア116回、ナイトケア36回、ショートステイ201回、訪問型164回）		評価	産後ケア事業では、これまで窓口や郵送での申請を中心に行ってきたが、令和6年度からは「e-kanagawa横須賀」による電子申請の受付を開始した。従来は、利用者が担当課に利用相談を行い、担当課が予約手続きを行っていたため、複数回の連絡や開庁時間外の予約ができないなど、利便性に課題があった。こうした状況を踏まえ、令和7年度からは、スマートフォンなどによる登録を通じて、いつでも予約ができる予約システムの実証実験を開始した。今後も、利用者の利便性向上を図っていく。	こども家庭支援課
		A		
・健康福祉センターでメンタルヘルスチェックの後、心理相談員による親のメンタルヘルス相談(周産期メンタルヘルス相談)を実施した。 実績 60回 延べ44人 ・妊婦健康診査(実施回数16回)のうち、10,000円3回分、5,000円13回分の公費負担を行った。(多胎児を妊娠した妊婦のみ、5,000円3回分追加助成あり) 受診件数20,078件 ・産婦健康診査(実施回数2回)のうち、5,000円2回分の公費負担を行った。 受診件数2,589件		評価	親のメンタルヘルス相談は、妊婦や育児に不安等のある親に対して、案内をしている。令和2年度から利用者数が減少していたが、令和6年度は前年度より、やや増加した状況。令和7年度からは、市民向けの名称を「ママ・パパのためのこころの相談」に変更し、対象となる方が、より気軽に利用できるようにしており、今後も、実績をみながら、開催方法等を検討していく。 引き続き、妊産婦健康診査の助成を行い、経済的負担の軽減を図る。	地域健康課
		A		

90	6-(1)-エ	こんにちは赤ちゃん訪問事業の推進【3-(1)-オの再掲】		総合評価	
				A	
妊娠初期から子育てに対して、切れ目のない相談体制を整えるため、生後4か月までの乳児がいる家庭への訪問指導、相談等を実施します。 ・全世帯への家庭訪問の実施 等					
R2策定時担当課		こども健康課		対象年齢	誕生前～生後4か月、保護者
R7担当課		地域健康課		【子どもの権利を守る条例にかかる施策】	
実績				今後の課題と取組	課名
生後4か月までの乳児がいる家庭を保健師、助産師が訪問する「こんにちは赤ちゃん訪問」を行った。 延べ3,536件			評価	出生数減少に伴い、訪問件数は減少傾向にあるが、生後4か月までの乳児がいる家庭へのこんにちは赤ちゃん訪問は、高い実施率で行うことができた。訪問が行えない家庭においても、生活実態の把握を行い、必要な支援につなげるなどをし、養育環境把握は毎年度100%だった。引き続き、「こんにちは赤ちゃん訪問」を実施し、早期から各家庭に沿った相談や情報提供を行っていく。	地域健康課
			A		

91	6-(1)-オ	育児支援家庭訪問事業の推進【1-(3)-クの再掲】	総合評価	
			A	
様々な原因で子育てが困難になっている家庭にヘルパーや助産師を派遣し、育児、家事の援助や育児に関する技術指導を行うことにより、子育ての負担の軽減や環境の改善を図ります。				
担当課	こども家庭支援課		対象年齢	誕生前～18歳未満、保護者
			【子どもの権利を守る条例にかかる施策】	
実績			今後の課題と取組	課名
19件(新規14件/継続5件)*うち1件はキャンセル 助産師8件(延62回)・ヘルパー14件(延127回) 会議13回(助産師のみ)		評価	特定妊婦や要支援家庭に対してヘルパーや助産師の派遣を行うために、関係機関による会議を行っている。その会議で世帯の課題などを参加者で共有し、サービスの必要性の有無や利用期間及び利用したことによる効果等について協議を行い、派遣を決定している。 今後も関係機関と密に連携を図りながら、引き続きスピード感を持った対応に努める。	こども家庭支援課
		A		

92	6-(1)-カ	子どもの人権に関する意識啓発、学習機会の充実	総合評価	
			A	
出前トークや学習会等の開催を通じ、いじめや虐待の防止、命や自分自身の大切さ等について、子どもや青少年をはじめ、広く市民に向けて子どもの人権についての正しい理解の普及・啓発を行います。特にしつけのための体罰が法改正により禁止となったことを踏まえ、その周知・啓発を行い、子どもの権利擁護に努めます。 ・「子ども虐待防止オレンジリボンたすきリレー」において啓発活動の実施 ・体罰によらない子育て等の推進についての啓発活動の実施 ・子どもの人権を考える講座の開催 等				
R2策定時担当課	こども家庭支援課、こども健康課、 幼保児童施設課、児童相談課、 人権・男女共同参画課、教育指導課、 教育研究所、生涯学習課		対象年齢	誕生前～大学生、保護者等
R7担当課	こども家庭支援課、地域健康課、 指導監査課、児童相談課、 教育指導課、教育研究所、生涯学習課		【子どもの権利を守る条例にかかる施策】	
実績				課名
・中高生等の若年層を対象としたデートDV防止啓発講演会の開催 「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」 「女性に対する暴力をなくす運動」 ・児童虐待防止月間に、西コミュニティセンター・久里浜行政センターの展示スペース及び本庁舎内掲示スペースでのパネル展示 ・本庁舎及びティボディエ邸でのライトアップ実施 ・啓発グッズを作製し、展示スペース及びはぐくみかん各課、庁舎受付にて市民への配布、職員のグッズ着用 ・商業施設のデジタルサイネージ、市内の広報掲示板へポスター展示 ・「#にっぽんオレンジ運動」に賛同 ・子どもの人権について正しい理解の普及を図るために、「子どもの権利条約」および「横須賀市子どもの権利を守る条例」の趣旨をやさしく解説した各種パンフレット(小学校低学年・小学校高学年・中学生用)を配布した。			評価	・中高生等の若年層を対象としたデートDV防止啓発講演会を継続実施していく。 ・この5年間は、パネル展示の内容や啓発グッズのデザインを新しくし、広報する場所を検討、SNS配信や、5県市の合同ライトアップ、「#にっぽんオレンジ運動」への賛同表明等により、広く周知できるよう努めた。昨年の行政センター等での展示では、啓発グッズの配布数が予想を上回り、市民の意識の高さがうかがえた。今後も、展示場所や展示物の工夫をしながら、啓発に努めていく。 ・子どもの人権について正しい理解の普及を図るために、「子どもの権利条約」および「横須賀市子どもの権利を守る条例」の趣旨をやさしく解説した各種パンフレット(小学校低学年・小学校高学年・中学生用)を配布した。今後も、適宜パンフレットの内容やデザインを検討しながら、正しい理解の普及に努める。
			A	
			こども家庭支援課	

妊婦や乳幼児とその保護者とのふれあい体験を通して、命の大切さや、妊婦や子ども達への思いやりの気持ちを育てる機会とするため、双子、三つ子等の多胎児を対象としたツインズ全体会で保育ボランティアを受け入れた。	評価 A	ツインズ全体会の中で、学生のボランティアを受け入れることができた。引き続き、ツインズ全体会など保育を要するイベントが開催される場合は、保育ボランティアの受け入れ等、妊婦や乳幼児とその保護者とのふれあいの機会を提供する。	地域健康課
指導監査時において、子どもの人権に関する取り組み状況(国籍や性差、信条等の違いを認め、尊重し合えるような取り組み、障害児に対する合理的配慮(各施設における障害児対応職員の配置等)等)について確認した。 指導監査実施数 幼保連携型認定こども園 21施設 (21施設) 幼稚園型認定こども園 4施設 (10施設) 幼稚園 5施設 (19施設) 認可保育所 31施設 (31施設) 小規模保育所 3施設 (3施設) 家庭的保育事業所 15施設 (15施設) 一時預かり事業所(単独型) 4施設 (4施設) ※ ()内は、令和6年4月1日現在の施設数	評価 A	指導監査時に各施設における子どもの人権に関する取り組みを確認した。 今後も指導監査における取り組み状況の確認を継続する。	指導監査課
・虐待防止推進月間において、デジタルサイネージを活用した児童虐待防止の掲示を行った。 ・オレンジリボンたすきリレーの後援及び実施し、横須賀市区間では、延べ13名のランナーの協力を得て、啓発した。 ・オレンジリボンたすきリレーのスタートセレモニーとして、児童養護施設のバンドメンバーによる演奏により啓発した。 ・意見表明等支援事業の実施に伴い児童養護施設等への児童の権利擁護について研修を実施した。	評価 A	・オレンジリボンたすきリレーについては、コロナ期間は、実施が難しかったが、掲示等で啓発に努め、令和5年度からは実施を再開し、啓発の拡充を行った。 ・市民向けだけでなく、学校との連携強化のため、11月の月間に生徒指導担当者会議で啓発の機会を設けた。 ・意見表明等支援事業の実施に伴い、児童養護施設職員等への権利擁護の研修を実施し、児童の権利への理解の促進に繋がった。	児童相談課
・子どもの権利条約のパンフレットを小学1・4年生、中学1年生に配布し啓発をした。 ・人権教育担当者研修講座や人権教育指導者養成研修講座で子どもの人権をとりあげ周知した。	評価 A	・子どもの権利に関するパンフレットを小学1・4年生、中学1年生に配布し啓発をした。 ・今後も人権教育担当者研修講座や人権教育指導者養成研修講座で子どもの人権をとりあげ周知する。	教育研究所
人権啓発講座「子どもと人権」を7月に3回開催した。 ・7月 2日「子どもの声を聴き、地域で支えるために」(19人) ・7月 3日「食と料理を通して子どもと地域に寄り添う」(15人) ・7月11日「いじめから小さな世界の全体主義を考える」(25人) ※()内は参加人数	評価 A	人権に関する正しい理解と人権意識の高揚を図るため、講演会や講座等種々の啓発活動を積極的に実施してきた。引き続き子どもの人権を考える講座を引き続き、開催していく。	生涯学習課

中柱2 ひとり親家庭の自立支援の推進

93	6-(2)-ア	ひとり親家庭等の就業支援	総合評価	
			A	
ひとり親等の自立を支援するため、ハローワーク、商工会議所と連携した就業支援を推進します。 また、キャリアコンサルタントの配置による就業・転職相談を実施するとともに、スキルアップのための講座の受講等に必要となる費用の一部を給付します。 ・ハローワーク、商工会議所と連携した就業支援(在宅就業等を含む)の推進 ・キャリアコンサルタントによる就業・転職相談の実施 ・高等職業訓練促進給付金、自立支援教育訓練給付金等の各種給付				
R2策定時担当課	こども青少年給付課		対象年齢	0歳～18歳、保護者
R7担当課	こども給付課		【子どもの権利を守る条例にかかる施策】	
実績			今後の課題と取組	課名
・自立支援教育訓練給付金等を支給した。 自立支援教育訓練給付金:16人(介護職員初任者研修ほか) 高等職業訓練促進給付金:26人(看護師ほか) 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金:0人 ・就労相談:就労相談員を配置し、就労相談を実施した。 新規の相談実人数45人、就労決定実人員25人 ・就業支援講習会等事業:商工会議所に委託し、パソコン講座を実施した。 受講者 58人 ・在宅就業推進事業:商工会議所に委託し、在宅就業講習会等を実施した。 講習会等延参加者18人(在宅就業実績7件)		評価	自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金とも利用者が増加傾向にあり、就職に有利になる資格取得者が増加している。 また、商工会議所に委託して行うパソコン講座は、就労相談と連携を図りながら就業につながるよう務めている。 今後も引き続き、関係機関等と調整・連携を図りながら事業を行い、自立のための就業につなげていく。	こども給付課
		A		

94	6-(2)-イ	ひとり親家庭等の子育て・生活支援	総合評価	
			A	
ひとり親家庭等の孤立化を防ぐため、自立支援員による相談支援や、情報交換・仲間づくりのための交流会及び子どものしつけ・育児や健康管理等に関する講習会を実施します。 また、ひとり親等が病気等により急きょ生活支援が必要となった場合は、日常生活支援員を派遣します。 ・母子、父子自立支援員による相談及び支援 ・ひとり親家庭等の仲間づくりや生活向上の推進 ・ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施				
R2策定時担当課		こども青少年給付課	対象年齢	0歳～18歳、保護者
R7担当課		こども給付課	【子どもの権利を守る条例にかかる施策】	
実績			今後の課題と取組	課名
・母子・父子自立支援員による相談及び支援 年間相談件数 延1,979件 ・NPO法人ひまわりへの委託により、ひとり親家庭等交流会を12回開催し、当事者間の悩みを共有、交流の促進及び情報交換を行った。 参加者 延232人 ・NPO法人ひまわり及び横須賀市母子福祉会への委託により、生活向上のための講習会を8回開催した。 参加者 延76人 ・ひとりで子育てをしている方向けのリーフレットを作成し、関係機関等に配架、配布依頼した。 5,000部作成		評価	母子・父子自立支援員による相談件数は年毎の増減はあるものの、年間平均1,908件で、主な相談内容は母子父子寡婦福祉資金貸付金に関するものである。 引き続き、相談者の話を丁寧に聞き、課題や問題点の整理、制度の説明や受付、対応窓口の案内等を行っていく。 ひとり親家庭の孤立を防ぐための講座や交流会については、参加者数に年毎の増減はあるものの、参加者からは高い評価を得ており、今後も必要に応じて情報提供方法を検討する。 令和6年度に、より効果的な支援の周知のため、ひとりで子育てをしている方向けのリーフレットを作成したので、機会をとりえて配付するとともに、今後もひとり親を支える制度の周知に務めながら、引き続き事業を実施していく。	こども給付課
		A		

95	6-(2)-ウ	ひとり親家庭等の養育費確保支援	総合評価	
			A	
離婚後のひとり親家庭が、養育費が享受できる社会の形成に寄与するため、養育費確保のための活動を支援します。 ・養育費確保のための法律相談の実施 ・養育費確保のための公正証書等の作成や、保証契約の締結に要する費用の助成				
R2策定時担当課	こども青少年給付課		対象年齢	0歳～20歳(「大学卒業まで」など特別の取り決めがある場合を除く)、保護者
R7担当課	こども給付課		【子どもの権利を守る条例にかかる施策】	
実績			今後の課題と取組	課名
・養育費弁護士相談:神奈川県弁護士会等に委託し、弁護士による養育費に関する法律相談を一般相談 年14回、国際離婚相談を年3回実施した。 相談者 34人 ・養育費オンライン相談:NPO日本キャリア・コンサルタント協会に委託し、家庭裁判所の調停委員の経験等を有する者による養育費等に関するオンライン相談を年20回実施した。 相談者 47人 ・養育費に関する公正証書等作成補助金 補助金交付決定者 41人 ・養育費の保証契約補助金 補助金交付決定者 0人 ・強制執行申立て手数料に対する補助金 補助金交付決定者 1人		評価	養育費相談は、養育費弁護士相談に加え、令和4年度から養育費オンライン相談を始めた。 相談の入り口として養育費も含めた離婚前後の相談などは養育費オンライン相談、調停中などの場合は養育費弁護士相談と、利用者の状況により選択して利用できるようになった。対面式の弁護士相談の実績は若干減少してきているが、家にいながら電話やZOOMで相談ができる養育費オンライン相談の実績は増えてきている。さらにe-kanagawaでの申請を導入し、利便性を図った。 また、公正証書等作成補助金等についても、ホームページの充実やチラシ等の配架により、制度の周知を図った。 養育費は子どもの成長のために必要であり、親の義務であることなども含め、養育費にかかる支援制度について、引き続き周知に努めながら実施していく。	こども給付課

96	6-(2)-エ	ひとり親家庭等の経済的支援	総合評価	
			A	
ひとり親等の生活の安定と児童の福祉の増進を図るため、経済的支援を実施します。 ・児童扶養手当の支給 ・母子父子寡婦福祉資金の貸付				
R2策定時担当課	こども青少年給付課		対象年齢	0歳～18歳、保護者
R7担当課	こども給付課		【子どもの権利を守る条例にかかる施策】	
実績			今後の課題と取組	課名
・児童扶養手当の支給 延 30,732件		評価 		

中柱3 障害児施策の推進

97	6-(3)-ア	経過健診(フォローアップ教室)の充実	総合評価 A
乳幼児健康診査後、発達の経過観察を行いながら、今後の子どもの療育や子育てについて保護者とともに考える場であるフォローアップ教室の開催方法等について検討し、内容を充実します。 ・乳幼児健康診査後の経過健診の実施 ・1歳6か月健康診査後のフォローアップ教室の開催			
R2策定時担当課	こども健康課	対象年齢	3か月～3歳
R7担当課	地域健康課	【子どもの権利を守る条例にかかる施策】	
実績		今後の課題と取組	課名
・フォローアップ教室で発達の経過観察を行い、今後の療育や子育てについての方針を保護者とともに検討した。 必要に応じて、療育相談センターへの紹介や、就園先での状況確認など、健康福祉センターと療育相談センター及び幼稚園・保育園・こども園との連携を図った。 フォローアップ教室 82回 延べ466人 ・年1回の心理相談員連絡会や、療育相談センターと健康福祉センターの連絡会を通じて、各機関の役割・連携について確認し、フォローアップ教室の内容の充実につなげた。		評価 A ・フォローアップ教室は令和2年度はコロナ禍で開催回数が減少したが、R3年度以降は予定通り開催できた。 ・教室内で今後の療育や子育てについての方針を保護者とともに検討し、教室卒業後に必要な機関の紹介や、関係機関と連携しながら支援の継続を行った。 ・引き続き関係機関との連絡会等を通じ、フォローアップ教室の内容の充実を図り、関係機関との連携の強化に努める。	地域健康課

98	6-(3)-イ	療育相談センターの充実	総合評価 A
発達の遅れや障害のある概ね18歳までの子どもを対象に、幼稚園、保育所、認定こども園、学校等の地域と連携した支援を行います。診療部門では専門職による相談、評価、診療を、通園部門では、福祉型児童発達支援センターと医療型児童発達支援センターにおいて子どもに応じた専門的な療育支援を行います。地域生活支援部門では、保護者支援を含めた療育に関する様々な相談に応じ、巡回相談や各種教室の開催、相談支援事業、保育所等訪問支援を行います。			
R2策定時担当課	こども家庭支援課	対象年齢	0歳～18歳未満
R7担当課	こども家庭支援課	【子どもの権利を守る条例にかかる施策】	
実績		今後の課題と取組	課名
【診療部門】 ・初診 延942人、再診 延11,295人 【通園部門】 ・在籍：医療型5人、福祉型96人 延6,902人 ・保護者勉強会7回(参加人数：延88人) ・保育所等訪問支援：訪問回数 20回 ・居宅訪問型児童発達支援：訪問回数 0回 【地域生活支援部門】 ・電話相談 4,898件 ・面接相談 1,568件 ・巡回相談 251回(訪問先：幼稚園56回、保育所61回、認定こども園87回、学校35回、特別支援学校1回、その他11回) ・親子教室240回、延1,183人 ・早期療育・療育教室318回、延1,636人		評価 A 診療所の受診件数、療育相談件数は、令和2年度にコロナ禍による利用控えがあったものの、令和3年度以降は増加している。嘱託医や相談担当職員の増配置を行い、多くの相談に対応した。 令和3年度から保育所等訪問支援事業を、令和6年度から居宅訪問型児童発達支援事業を開始し、センターの外へ向けた支援も実施できている。従来から継続している巡回相談は訪問回数を増やし、地域の事業所や保育所等へ子どもとの関わり方の助言を行った。 また、就学後もスムーズに支援が移行できるよう、教育委員会と協力し、就学説明会を開催している。 地域の療育支援の中核を担うセンターとして、今後は、事業所や保育所等へのコンサルテーション・スーパーバイズや訪問支援によるアウトリーチの更なる充実を図っていく。	こども家庭支援課

99	6-(3)-ウ	障害福祉サービスと地域生活支援事業の整備	総合評価	
			A	
ホームヘルパー派遣やショートステイ、移動支援等の事業について、他の施策を踏まえて有効で持続可能な制度として整えていきます。 ・ホームヘルパー派遣 ・ショートステイや移動支援等のあり方の検討(障害とくらしの支援協議会内に各「あり方検討プロジェクト」を設置等) ・サービス提供者の資質向上の研修				
担当課	障害福祉課		対象年齢	全年齢
			【子どもの権利を守る条例にかかる施策】	
実績			今後の課題と取組	課名
・障害とくらしの支援協議会の体制の見直しを行い、個別の事例から地域課題の抽出を行い、その解決に向けた具体的活動につなげていく体制を整備した。 ・グループホーム従事者を対象とした障害のある人の人権や虐待防止等に関する基礎研修を動画配信により実施し、少なくとも84人が受講した。 ・障害のある方の移動に関する施策の見直しの一環として、障害とくらしの支援協議会の中にワーキンググループを立ち上げ、生活介護および放課後等デイサービス事業所に対する送迎に関するアンケートを実施、約90%の事業所から回答を得た。		評価	障害とくらしの支援協議会でまとめられた意見を反映させて作成した障害福祉計画等に基づき、目標達成に向けて取り組みを着実に進めてきた。 今後も引き続き、障害とくらしの支援協議会をはじめとする関係機関と連携しながら、計画に記載された事業に取り組んでいく。	障害福祉課
		A		

100	6-(3)-エ	障害の多様化に伴う教育的ニーズに対応した支援	総合評価	
			A	
障害の多様化に対応した教育支援が行えるよう、支援教育コーディネーター連絡会の充実や、相談支援チームの巡回相談部が学校を訪問し巡回相談を行います。 特別支援学校(ろう、養護学校)は、障害のある子どもの教育支援の拠点として、学校や保護者の求めに応じて様々な相談に対応します。 各学校は、保護者や関係機関と連携して就学前から就労までを見据えた個別の教育支援計画を作成し、活用することに努めます。就学前の障害児支援のため、幼稚園教諭や保育士等を対象に各種研修を実施します。 ・巡回相談の実施 ・個別の教育支援計画の作成 ・支援教育コーディネーター連絡会の開催 ・発達支援コーディネーター研修等の開催				
担当課	支援教育課、障害福祉課		対象年齢	0歳～18歳未満
			【子どもの権利を守る条例にかかる施策】	
実績			今後の課題と取組	課名
相談支援チームや特別支援学校のセンター的機能を活用して巡回相談を実施。様々な視点からの指導・助言を行った。また、支援教育コーディネーター連絡会を開催し、市内の支援教育に関する情報の発信と、支援教育に関わる研修を行った。 【横須賀市相談支援チームによる巡回相談】 実施件数 41件(小学校39件、中学校2件) 【支援教育コーディネーター連絡会】 実施回数 7回 ・横須賀市の支援教育について／支援教育コーディネーターの役割について(オンライン) ・不登校児童生徒への対応(講演) ・育ちと支援をつなぐ研修会(コラボ研修) ・インクルーシブ教育システムの構築(講演) ・校内資源の活用／校内支援体制の構築(経験3年未満対象研修) ・年間の振り返り		評価 <		

幼稚園教諭や保育士、放課後児童クラブ指導員等を対象とした研修を実施した。 【発達支援コーディネーター研修】 4日間コース 1回実施(31人受講) 【発達支援コーディネーターフォローアップ研修】 3日間コース 1回実施(13人受講) 【発達支援コーディネーター連携強化ネットワーク研修(コラボ研修)】 2日間コースのうち、1日目は講義およびグループワークの実施、2日目は、学校見学を実施(16人受講) 【放課後児童クラブ等指導員障害児支援研修】 3日間コース 1回実施(33人受講)	評価	計画期間を通して下記4つの研修を行い、継続的に修了者を出しているが、研修受講を希望する園に偏りがあり、市内の全園に修了者を配置するまでには至っていない。今後は未配置の園への働きかけを工夫し、全園への研修修了者の配置を目指す。 ・発達支援コーディネーター研修 ・発達支援コーディネーターフォローアップ研修 ・発達支援コーディネーター連携強化ネットワーク研修 ・放課後児童クラブ等指導員障害児支援研修	障害福祉課
	B		

101	6-(3)-オ	障害児入所施設の確保	総合評価	
			B	
障害のある児童が入所して、日常生活指導及び独立自活に必要な知識技能を養う福祉型障害児入所施設を1か所確保します。				
担当課	こども家庭支援課、児童相談課	対象年齢	0歳～18歳未満	
		【子どもの権利を守る条例にかかる施策】		
実績			今後の課題と取組	課名
現在、市内には福祉型障害児入所施設として、県所管の「三浦しらとり園」があるが、県の今後の施設運営の動向も注視しながら、方向性について検討した。		評価	今後も、市内への新たな入所定員枠の確保に向け、県や「三浦しらとり園」とも調整しながら、引き続き検討する。	こども家庭支援課 児童相談課
		B		

中柱4 社会的養護体制の充実

102	6-(4)-ア	児童虐待の発生予防と早期発見、早期対応【6-(1)-アの再掲】		総合評価
				A
子育て支援関係機関の連携を図り、健康福祉センター、幼稚園、保育所、認定こども園、学校等において、児童虐待の発生予防と早期発見及び早期対応に努めます。支援が必要な児童生徒へのアプローチや養育等で悩む保護者に対するサポートを行います。 ・児童虐待予防に関する啓発活動を行う ・こども家庭地域対策ネットワーク会議の開催 ・未就園児等全戸訪問の実施 ・指導監査時の確認 ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・相談員等を活用 ・親子支援相談の実施 等				
R2策定時担当課	こども家庭支援課、こども健康課、児童相談課、支援教育課、保育課、幼保児童施設課		対象年齢	誕生前～18歳未満、保護者
R7担当課	こども家庭支援課、地域健康課、児童相談課、支援教育課、子育て支援課、指導監査課		【子どもの権利を守る条例にかかる施策】	
実績		今後の課題と取組		課名
・こども家庭地域対策ネットワーク会議の開催 全体会議 年1回 各機関から「子どもに関する日頃の事業活動と課題について」 ・実務担当者連絡会議 年4回 意見交換「多様化する家族への関わり方とその支援について」について - サポートチーム会議 年266回 ・未就園児等全戸訪問 延97件	評価	・全体会議や実務担当者連絡会議では、通常時に直接顔を合わせない機関からの情報提供を受けることで、有意義な情報交換の場となっている。サポートチーム会議は、年々開催回数が増加しており、地域の児童らを見守るために、関係機関が情報共有の場を積極的に求め、強く虐待予防に努めたいという意識の高まりがある。引き続き、ネットワークを生かし、子ども虐待の予防、早期発見、適切な対応のため関係機関の連携を図る。 ・全戸訪問では、訪問時間帯の工夫や不在票の投函なども行いながら対象児童すべてを確認することができている。		こども家庭支援課
	A			
・妊婦の全数把握、出産子育て応援交付金における伴走型相談支援面談、こんにちは赤ちゃん訪問、乳幼児健診等の母子保健活動の中で、要支援者の早期発見、早期支援に努め、他機関との連携を図り、問題の重症化防止に取り組んでいる。 ・産婦健診を実施している市内の医療機関と連携し、産後うつや育児不安などを早期発見し、必要なサービスにつなげるなど、早期支援することにより虐待予防に努めた。	評価	母子保健活動の中で、妊産婦や保護者と関わることができる機会を通して、問題の早期発見・支援の早期対応を行うことができた。また、必要に応じて、関係機関と連携を取りながら、虐待の予防に努めることができた。引き続き、問題の早期発見、早期支援を行い、問題の重症化防止に努める。		地域健康課
	A			
虐待を受けている児童生徒をはじめとする要保護児童等の早期発見、早期支援のため、小中学校等関係機関から情報を収集した。また、サポートチーム会議・主任児童委員との連絡会の開催や、学校・警察署等との連絡会への参加を行い、情報の共有に努めた。	評価	関係機関との会議等を通じて児童生徒の支援について役割分担を行い、適切な支援を実施した。引き続き、学校等からの情報収集に努め、会議・連絡会等を通して、関係機関との連携を深めるとともに、支援のタイミングを逸しないよう十分に気を付けながら、必要な対応を速やかに実施する。		児童相談課
	A			
・要保護児童対策検討会議 実務担当者会議分科会(2か月に1回開催) ・スクールカウンセラー・相談員ブロック別研修会(年3回) ・サポートチーム会議(多数) ・長期欠席調査における要保護児童対策検討会議対象児童・生徒の状況報告(毎月) ・児童生徒を取り巻く環境チェックの実施(年1回) - スクールソーシャルワーカーの活用(環境チェック対象の児童生徒すべてについて、学校に聞きとり対応)	評価	・要保護児童対策検討会議 実務担当者会議分科会を4地区それぞれ6回開催し、長期欠席者の状況報告やサポートチーム会議等の記録を用いて、対象家庭の情報共有と支援計画について確認できた。 ・スクールカウンセラー・相談員ブロック別研修会を全市立中学校区でそれぞれ3回開催し、支援の連携を深めることができています。 ・学校とスクールソーシャルワーカーによる環境チェックの確認により、対象家庭の早期発見、早期対応につなげることができた。		支援教育課
	A			

横須賀市子ども虐待防止マニュアルに基づき、保健師・児童相談所・小学校等とのサポート会議を開き、情報交換をする中で、早期対応に努めている。	評価	日々、園児や保護者と接する中で、身体的・知的・心理的影響の根源等を早期に発見し連携機関に報告を行った。今後も保護者の悩みに寄り添うなど、虐待防止に努める。	子育て支援課
	A		
幼稚園、保育所、認定こども園等の指導監査時において、虐待防止に関する研修や児童相談所等の連携、子どもの心身状態の確認等の取り組み状況について確認した。 指導監査実施数 幼保連携型認定こども園 21施設 (21施設) 幼稚園型認定こども園 4施設 (10施設) 幼稚園 5施設 (19施設) 認可保育所 31施設 (31施設) 小規模保育所 3施設 (3施設) 家庭的保育事業所 15施設 (15施設) 一時預かり事業所(単独型) 4施設 (4施設) ※ ()内は、令和6年4月1日現在の施設数	評価	指導監査時に各施設における虐待防止に関する取り組みを確認した。 今後も指導監査における取り組み状況の確認を継続する。	指導監査課
	A		

103	6-(4)-イ	家庭養護の充実	総合評価	
			A	
里親制度の周知を図り、新たに登録する里親を増やすよう努めます。里親を対象とする研修を実施し、里親制度等を充実するとともに、小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)を促進し、家庭養護を推進します。 ・児童に対する面接や継続相談の実施 ・縁組里親の養成や養子縁組里親への委託推進 ・養育里親対象更新研修の実施 ・専門里親の新規養成 ・新規ファミリーホームの設置検討 等				
担当課	こども家庭支援課、児童相談課	対象年齢	0歳～18歳未満	
		【子どもの権利を守る条例にかかる施策】		
実績			今後の課題と取組	課名
・ファミリーホーム(3施設)に対して、措置費を支弁するとともに、安定した事業の運営に向けて職員の配置や生活環境、措置費の加算申請等について助言や指導を行った。 ・ファミリーホーム新規開設希望者に、現時点での制度の説明等を行った。		評価	この5年間にわたり、3施設を対象に措置費の支弁を継続し、安定した運営に向け職員配置や生活環境の整備、加算申請などについて適切な助言・指導を行ってきた。また、新規開設希望者に対しても制度説明を行い、事業の理解促進を図った。こうした取り組みにより、ファミリーホームの運営基盤が強化され、各施設で子どもたちがより安心・安全な環境で生活できる体制の維持に寄与した。一方で、職員確保や新規開設に向けた担い手不足、加算制度の運用手続きの煩雑さ等が課題として認識されるため、引き続き現場との連携と支援の強化が必要である。	こども家庭支援課
		A		
・里親委託率 (小規模住居型児童養育事業への委託を含む) 26.8%(令和7年3月1日現在) ・里親講座(市民対象) 1回実施 6月26日 開催 16人参加 ・養育里親研修 11月2日 開催 34人参加 ・養育里親の新規養成 4組 7人 ・専門里親の新規養成 0組 0人 ・里親フォーラム 10月28日 開催 19人参加 (里親講座の説明を含む)		評価	里親説明会を年2実施予定。 ・里親向け研修会実施予定。 ・養育里親対象更新研修実施予定。 ・養育里親を新規に養成する。 ・専門里親を新規に養成する。 ・里親フォーラムを開催する。 ・児童福祉司任用後研修を活用し、里親への研修受講の機会を拡充する。 ・これらの取り組みを充実させることで、家庭養護の充実を図っていく。	児童相談課
		B		

104	6-(4)-ウ	児童養護施設等の充実	総合評価	
			A	
心のケアや治療を必要とする子どもに専門的なケアを行うとともに、学習の習慣付けを支援し、学校や施設での不適応を予防します。 また、社会生活に関する情報提供等を通じて、施設退所後の自立に向けた支援を行います。子どものプライバシーに配慮した生活環境を充実します。 ・子どもへの専門的ケア ・施設等退所後の自立に向けた支援 ・児童養護施設学習支援事業の実施				
担当課	こども家庭支援課、児童相談課		対象年齢	0歳～18歳未満
			【子どもの権利を守る条例にかかる施策】	
実績			今後の課題と取組	課名
・児童養護施設(2施設)及び乳児院(1施設)にて小規模グループによるケアを実施。小規模グループケアとして指定した。ユニット化・個室化されたことで子どものプライバシーが確保されるとともに、家庭的な雰囲気の中で職員のきめ細やかなケアを受けられる環境となった。 ・児童養護施設からの小規模化に向けた相談に対応した。		評価	児童養護施設2施設および乳児院1施設において、小規模グループケアへの移行を推進し、指定を完了した。これにより、ユニット化・個室化が進み、子どものプライバシー確保とともに、より家庭的な雰囲気のもとできめ細やかなケアを受けられる環境が整備された。 また、各施設からの小規模化に関する相談に対応し、現場の課題や要望を丁寧に把握しながら、きめ細やかな支援を実施した。 今後は、引き続き小規模グループケアの質向上や、現場職員のスキルアップ支援、個別ニーズへの対応などを進める必要がある。	こども家庭支援課
・施設退所後の就労や進学について、施設や事業者とともに支援を実施した。 ・児童養護施設に学習講師を派遣し、入所している小中学生への学習支援を実施した。 講師派遣時間 1835.75時間		評価	・「地域の架け橋横須賀ステーション」については、児童養護施設等からの進学率の上昇、新たな補助金の活用等の影響もあり、活用の希望者は少なかった。 ・参加登録団体には引き続き情報提供を行った。 ・今後は現事業の見直しを検討しつつ、児童福祉法の改正を踏まえた自立支援の拡充を目指す。 ・学習支援事業について、令和2年度、令和3年度は、新型コロナウイルスの影響でやむを得ず講師の派遣が中止となる時期があり、派遣時間数が減少した。令和4年度以降は、徐々にその影響も落ち着いてきたため、コロナ禍前のように事業を実施することができた。継続して講師を派遣できたことにより、入所児童の学習の定着や意欲の向上だけではなく、講師との個別の関わりを通して児童が精神的に安定する様子も見られた。 今後も家庭学習の定着や学力の向上を目指すとともに、児童が他者との関係性を築くきっかけの一つとなるよう、施設と情報共有しながら児童の学習状況を把握し、講師の派遣を継続していく。	児童相談課

105	6-(4)-エ	家庭での養育支援の推進	総合評価	
			B	
児童相談所に家族再統合専門チームを設置し、子どもが安心・安全に生活できるよう親子関係の調整を図ります。 ・虐待等で分離した親子の再統合について個別の分析を深める ・再構築、再統合の親子交流プランの作成、実施				
担当課	児童相談課		対象年齢	0歳～18歳未満
			【子どもの権利を守る条例にかかる施策】	
実績			今後の課題と取組	課名
児童相談所長を含めた児童相談所職員で全措置児童を対象に措置中の児童および家族への計画的な支援を目的とした児童相談所内検討ヒアリングを15回(146人)行った。 親子再統合プラン8世帯 親子再構築プラン17世帯 計33世帯実施した。		評価	・家族背景が多様で複雑化しており、親子再統合及び再構築に進むことが難しい現状がある。 ・引き続き児童相談所内検討ヒアリングを行い、児童福祉施設等の子どもの親子再統合、再構築の視点に立ち、家庭復帰に向けた支援が必要な親子に対して、親子交流プランを実施していく。	児童相談課
		B		

106	6-(4)-オ	子どもの自立支援の推進	総合評価	
			A	
施設等退所後、生活や就職についての相談等自立に向けた支援を行います。 ・青少年自立支援関係機関連絡会議の開催 ・「地域の架け橋横須賀ステーション」等の活用による子どもの自立支援 ・児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)の実施				
担当課	こども家庭支援課、児童相談課		(R2策定時)対象年齢	15歳～39歳
			対象年齢	0歳～39歳
			【子どもの権利を守る条例にかかる施策】	
実績			今後の課題と取組	課名
・青少年自立支援関係機関連絡会議 全体会議 年1回 議題(1)各所での取り組みについて (2)個別検討会議について (3)こども家庭センターについて (4)横須賀市の相談体制について 個別検討会議 年2回 検討事項:これまでの支援内容の共有、各機関が可能な支援内容の確認 ・自立援助ホームに対して、措置費を支弁するとともに運営等について必要な助言等を行った。 (対象) ・青少年自立支援関係機関連絡会議:15歳～39歳 ・自立援助ホーム:18歳～20歳		評価	・青少年自立支援関係機関連絡会議全体会については、この5年間、新型コロナウイルス感染症の影響による書面開催を含め、毎年開催することができた。令和2年度から令和4年度まではコロナ禍の影響により個別検討会議の開催はなかったが、令和5年度からは継続的に開催している。今後も、社会的養護の子どもを含めた青少年への支援を効果的に実施するため、青少年自立支援関係機関連絡会議を開催し、関係機関と連携して具体的な支援を進めていく。 ・5年間にわたって、自立援助ホームに対する措置費の支弁を継続的に実施し、事業運営や児童の自立支援に向けて必要な助言や指導も行ってきた。これらの取り組みにより、自立生活を営むための基盤が着実に整備され、関係機関との連携も深まってきた。 一方、進学や就労の面で困難を抱える場面も依然見受けられることから、助言等を行うとともに、社会的養護自立支援補助金の交付等、退所後の住居や生活基盤の確保、就労・進学等に向けたサポートを一層強化し、安定した自立と社会参加を積極的に後押ししていく。	こども家庭支援課
		A		

・市内の事業者と連携し、退所後の就労等を支援する「地域の架け橋横須賀ステーション」の参加登録団体に情報提供を行った。 ・自立支援コーディネーターを配置し、里親、施設入所中の高校生年齢の児童を中心に、関係性形成、自立支援を行った(相談支援:延599件)。 ・月1回、県域のアフターケア事業所、児童養護施設等との連絡会を行った。 (対象) ・地域の架け橋横須賀ステーション:0歳～18歳	評価	・「地域の架け橋横須賀ステーション」については、児童養護施設等からの進学率の上昇、新たな補助金の活用等の影響もあり、活用の希望者は少なかった。 ・参加登録団体には引き続き情報提供を行った。 ・令和4年度からは、自立支援の拡充のため自立支援コーディネーターを配置し、里親、施設入所中の高校生年齢の児童を中心に自立支援を行った。 ・自立支援コーディネーターを児童相談所内に配置したことで、高校3年からでなく、高校1、2年のから関係性構築や個々のプログラムの策定など、丁寧に支援できたことは評価できる点である。一方で、施設退所後の支援が主な業務であるが、措置権者である児童相談所にいることで、相談しにくさが生じている懸念がある。 ・今後は、社会的養護自立支援拠点事業(こども家庭支援課実施)へ移行予定。移行に伴い、児童相談所自立支援コーディネーターによる支援と丁寧な引継ぎを実施するとともに、連携を深める。 ・施設等を退所後も頼ることができる人や場所の確保をし、自立への支援を拡充する。援に努めていく。	児童相談課
	B		

107	6-(4)-カ	社会的養護にかかわる職員の資質の向上		総合評価	
				A	
社会的養護の担い手となる職員の専門性を強化するための研修を実施し、職員の資質の向上を図ります。 ・施設職員を対象とした研修会の実施					
担当課		こども家庭支援課、児童相談課		対象年齢	0歳～18歳未満、支援者
				【子どもの権利を守る条例にかかる施策】	
実績			今後の課題と取組		課名
5県市(神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市)合同で研修会を行った。 研修内容:社会的養育における施設の役割、職員のメンタルヘルス、子どもの権利擁護とアドボケイト等 参加人数:40名 実施日数:2日間(1月に1日目、2月に2日目を実施施)		評価	神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市の5県市合同で研修会を実施した。研修内容は、社会的養育における施設の役割、職員のメンタルヘルス、子どもの権利擁護やアドボケイト等、多岐にわたるテーマを網羅するものであり、各施設職員の資質向上や、子どもたちの安心・安全の確保に資するものであった。 本研修を通じて、関係機関間の連携強化や、最新の知見に基づくケア手法の共有が促進された。また、職員のメンタルヘルスへの配慮や、子どもの主体性を尊重した権利擁護の重要性についても改めて認識が深まった。 引き続きこうした合同研修の機会を設け、地域全体での専門性向上やネットワーク強化を図り、より質の高い社会的養護の実現に努めていく。		こども家庭支援課
		A			
市内二か所の児童養護施設にてバウンダリーについて(計3回 参加人数延29人)、性教育について(計1回 参加人数延22人)研修を実施した。		評価	知識の定着と向上のために、継続して実施していくことが重要であるため、今後も児童養護施設と相談しながら、希望に応じた研修を開催していく。また、児童相談所の開催する各種研修への参加も促していく。		児童相談課
		B			

108	6-(4)-キ	子どもの権利擁護の推進	総合評価	
			A	
施設入所時等に「子ども権利ノート」を配布し、子どもが自らの権利について学習し、理解できるよう促します。 また、施設内虐待の予防策や対応策をまとめたガイドラインに沿って適切に対応し、子どもの権利を守ります。 ・「子ども権利ノート」の配布 ・被措置児童等虐待対応ガイドラインの管理				
担当課	こども家庭支援課、児童相談課	対象年齢	0歳～18歳未満	
		【子どもの権利を守る条例にかかる施策】		
実績			今後の課題と取組	課名
・意見表明等支援員の派遣 実施人数 児童相談所一時保護所 延 93人 児童養護施設 延 32人 自立援助ホーム 延 2人		評価	令和6年度より、意見表明等支援事業を開始した。事業を利用した児童のアンケートからは、7割～8割の児童が「自分の話を十分聴いてもらえた」と感じている様子が窺えた。 引き続き、支援員と協力しながら児童への事業の定着を図っていく。 また、被措置児童等虐待が疑われる場合にはガイドラインに沿って適切に対応する。	こども家庭支援課
		A		
・一時保護所にて、週1回児童集会の場を設け、一時保護所での生活の希望など、自分の意見を伝える機会をつくった。 ・一時保護所における意見表明等支援事業について、積極的に活用するよう児童福祉司等、児童心理司、一時保護所指導員から入所児童に対し働きかけた。 ・全措置児童に子ども権利ノートの説明と配布をした。		評価	・全ての施設入所児、里親委託児に「子どもの権利ノート」を配付・説明を行い、相談ハガキの活用についても周知できた。 ・施設内の「意見箱」の設置を継続し、児童自身が意見を伝えることができる手段とする。 ・一時保護所に入所してる児童に対し、意見表明等支援事業の意味と活用について児童福祉司等、児童心理司、一時保護所指導員から伝えていく。 ・児童養護施設、自立援助ホームに入所している児童に対し、「子どもの権利ノート」を説明する際に併せて意見表明等支援事業について説明を行う。	児童相談課
		A		

大柱7 子どもの貧困対策

中柱1 経済・生活の支援

109	7-(1)-ア	子育て家庭への経済的支援		総合評価	
				A	
子育てにかかる経済的負担を軽減するため、各種費用の軽減、給付金の支給や医療費の助成等を行います。 ・教育・保育に関する経済的負担の軽減や実費徴収に係る補足給付 ・教育・保育施設、認可外保育所等に関する保育料の負担軽減 ・児童手当の支給 ・就学援助 等					
R2策定時担当課		幼保児童施設課、保育課、 こども青少年給付課、支援教育課		対象年齢	0歳～18 歳、保護者
R7担当課		子育て支援課、こども給付課、 支援教育課		【子どもの権利を守る条例にかかる施策】	
実績			今後の課題と取組		課名
【実費徴収に係る補足給付の対象者実績】 対象者数 201人		評価	各施設で実費徴収方法が異なることもあり、対象となる世帯への周知が十分でない等の課題もあった。 引き続き、対象となる世帯への周知をしながら、適切に給付を行っていく。		子育て支援課
		B			
【無償化対象者実績】 教育・保育施設利用者 7,274人 認可外保育所等(私学助成幼稚園含む)利用者 1,745		評価	この5年間、教育・保育施設に通う3歳から小学校就学前までの子どもの保育料無償化や、要件に該当する子どもの保育料の軽減を図った。また、令和4年4月から認可保育施設等の保育料の多子軽減について、兄弟の年齢にかかわらず第2子は半額、第3子以降は無償とした。保育料の軽減や多子軽減に取り組むことで、子育て世帯の経済的な負担軽減を図ることができた。令和7年4月からは、企業主導型保育事業所に通う第2子についても保育料半額助成するよう無償化を拡充する予定である。引き続き、無償化や保育料軽減に取り組むことで、子育て世帯の経済的負担軽減や教育・保育施設等の利用のしやすさの向上を図る。		
		A			
【児童手当の支給】 受給者数:21,286人 支給額:4,625,570,000円		評価	児童手当法に基づく適切な事務処理及び対象者への周知を継続して行っていく。また、法改正に対する対応など、今後も対象者の利便性等を考慮して適切に対応を行う。 現在、月額として、①3歳未満:15,000円、②3歳以上18歳到達年度末:10,000円、③第3子以降30,000円を支給		こども給付課
		A			
就学援助費認定者に対し、学用品費支給(小学校2,493名、中学校1,557名)、修学旅行費支給(小学校468名、中学校484名)、学校給食費支給(小学校2,486名、中学校1,540名)等を行った。		評価	就学援助費認定者に就学援助費を支給し、継続的に就学奨励を進めることができた。 今後は、学校やスクールソーシャルワーカーと連携しながら、更なる制度の周知や申請の補助をして確実に就学奨励に繋げていく必要がある。 社会情勢等も勘案しながら、引き続き経済的理由により、就学が困難な児童生徒の保護者に対し、就学援助費を支給する。		支援教育課
		A			

110	7-(1)-イ	ひとり親家庭等の就業支援【6-(2)-アの再掲】	総合評価	
				A
ひとり親等の自立を支援するため、ハローワーク、商工会議所と連携した就業支援を推進します。 また、キャリアコンサルタントの配置による就業・転職相談を実施するとともに、スキルアップのための講座の受講等に必要となる費用の一部を給付します。 ・ハローワーク、商工会議所と連携した就業支援(在宅就業等を含む)の推進 ・キャリアコンサルタントによる就業・転職相談の実施 ・高等職業訓練促進給付金、自立支援教育訓練給付金等の各種給付				
R2策定時担当課	こども青少年給付課		対象年齢	0歳～18歳、保護者
R7担当課	こども給付課		【子どもの権利を守る条例にかかる施策】	
実績			今後の課題と取組	課名
・自立支援教育訓練給付金等を支給した。 - 自立支援教育訓練給付金:16人(介護職員初任者研修ほか) - 高等職業訓練促進給付金:26人(看護師ほか) - 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金:0人 ・就労相談:就労相談員を配置し、就労相談を実施した。 - 新規の相談実人数45人、就労決定実人員25人 ・就業支援講習会等事業:商工会議所に委託し、パソコン講座を実施した。 - 受講者 58人 ・在宅就業推進事業:商工会議所に委託し、在宅就業講習会等を実施した。 - 講習会等延参加者18人(在宅就業実績7件)		評価	自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金とも利用者が増加傾向にあり、就職に有利になる資格取得者が増加している。 また、商工会議所に委託して行うパソコン講座は、就労相談と連携を図りながら就業につながるよう務めている。 今後も引き続き、関係機関等と調整・連携を図りながら事業を行い、自立のための就業につなげていく。	こども給付課

111	7-(1)-ウ	ひとり親家庭等の子育て・生活支援【6-(2)-イの再掲】	総合評価	
				A
ひとり親家庭等の孤立化を防ぐため、自立支援員による相談支援や、情報交換・仲間づくりのための交流会及び子どものしつけ・育児や健康管理等に関する講習会を実施します。 また、ひとり親等が病気等により急きょ生活支援が必要となった場合は、日常生活支援員を派遣します。 ・母子・父子自立支援員による相談及び支援 ・ひとり親家庭等の仲間づくりや生活向上の推進 ・ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施				
R2策定時担当課	こども青少年給付課		対象年齢	0歳～18歳、保護者
R7担当課	こども給付課		【子どもの権利を守る条例にかかる施策】	
実績			今後の課題と取組	課名
・母子・父子自立支援員による相談及び支援 - 年間相談件数 延1,979件 ・NPO法人ひまわりへの委託により、ひとり親家庭等交流会を12回開催し、当事者間の悩みを共有、交流の促進及び情報交換を行った。 - 参加者 延232人 ・NPO法人ひまわり及び横須賀市母子福祉会への委託により、生活向上のための講習会を8回開催した。 - 参加者 延76人 ・ひとりで子育てをしている方向けのリーフレットを作成し、関係機関等に配架、配布依頼した。 5,000部作成		評価	母子・父子自立支援員による相談件数は年毎の増減はあるものの、年間平均1,908件で、主な相談内容は母子父子寡婦福祉資金貸付金に関することである。 引き続き、相談者の話を丁寧に聞き、課題や問題点の整理、制度の説明や受付、対応窓口の案内等を行っていく。 ひとり親家庭の孤立を防ぐための講座や交流会については、参加者数に年毎の増減はあるものの、参加者からは高い評価を得ており、今後も必要に応じて情報提供方法を検討する。 令和6年度に、より効果的な支援の周知のため、ひとりで子育てをしている方向けのリーフレットを作成したので、機会をとらえて配付するとともに、今後もひとり親を支える制度の周知に務めながら、引き続き事業を実施していく。	こども給付課

112	7-(1)-エ	ひとり親家庭等の養育費確保支援【6-(2)-ウの再掲】	総合評価	
				A
離婚後のひとり親家庭が、養育費が享受できる社会の形成に寄与するため、養育費確保のための活動を支援します。 ・養育費確保のための法律相談の実施 ・養育費確保のための公正証書等の作成や、保証契約の締結に要する費用の助成				
R2策定時担当課	こども青少年給付課		対象年齢	0歳～20歳(「大学卒業まで」など特別の取り決めがある場合を除く)、保護者
R7担当課	こども給付課		【子どもの権利を守る条例にかかる施策】	
実績			今後の課題と取組	課名
・養育費弁護士相談:神奈川県弁護士会等に委託し、弁護士による養育費に関する法律相談を一般相談 年14回、国際離婚相談を年3回実施した。 相談者 34人 ・養育費オンライン相談:NPO日本キャリア・コンサルタント協会に委託し、家庭裁判所の調停委員の経験等を有する者による養育費等に関するオンライン相談を年20回実施した。 相談者 47人 ・養育費に関する公正証書等作成補助金 補助金交付決定者 41人 ・養育費の保証契約補助金 補助金交付決定者 0人 ・強制執行申立て手数料に対する補助金 補助金交付決定者 1人		評価	養育費相談は、養育費弁護士相談に加え、令和4年度から養育費オンライン相談を始めた。 相談の入り口として養育費も含めた離婚前後の相談などは養育費オンライン相談、調停中などの場合は養育費弁護士相談と、利用者の状況により選択して利用できるようになった。対面式の弁護士相談の実績は若干減少してきているが、家にいながら電話やZOOMで相談ができる養育費オンライン相談の実績は増えてきている。さらにe-kanagawaでの申請を導入し、利便性を図った。 また、公正証書等作成補助金等についても、ホームページの充実やチラシ等の配架により、制度の周知を図った。 養育費は子どもの成長のために必要であり、親の義務であることなども含め、養育費にかかる支援制度について、引き続き周知に努めながら実施していく。	こども給付課

113	7-(1)-オ	ひとり親家庭等の経済的支援【6-(2)-エの再掲】	総合評価	
				A
ひとり親等の生活の安定と児童の福祉の増進を図るため、経済的支援を実施します。 ・児童扶養手当の支給 ・母子父子寡婦福祉資金の貸付				
R2策定時担当課	こども青少年給付課		対象年齢	0歳～18歳、保護者
R7担当課	こども給付課		【子どもの権利を守る条例にかかる施策】	
実績			今後の課題と取組	課名
・児童扶養手当の支給 延 30,732件 ・母子父子寡婦福祉資金の貸付 母子福祉資金 貸付件数 延 53件 父子福祉資金 貸付件数 延 2件 寡婦福祉資金 貸付件数 延 1件		評価	・令和7年度も引き続き実施する。 支給月額 46,690円～11,010円 第2子以降加算 11,030円～5,520円 ・貸付金を利用する方は増加傾向にある。周知方法として、チラシの配付やホームページ等の名称を「ひとり親家庭のための貸付(母子父子寡婦福祉資金貸付)」とするなど、わかりやすい周知を図った。 引き続き、他の奨学金情報も収集し、総合的な案内を行いながら母子父子寡婦福祉資金の貸付を実施する。	こども給付課

114	7-(1)-カ	子どものライフステージに応じた支援		総合評価
				A
市、学校、関係機関等において、妊娠・出産から子どもの自立まで、子どものライフステージに応じた支援を図ります。 ・こんにちは赤ちゃん訪問の実施 ・こども家庭地域対策ネットワーク会議の開催 ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・相談員等の活用 ・児童養護施設等退所後の自立に向けた支援 等				
R2策定時担当課		こども家庭支援課、こども健康課、児童相談課、支援教育課		対象年齢 0歳～18 歳未満
R7担当課		こども家庭支援課、地域健康課、児童相談課、支援教育課		【子どもの権利を守る条例にかかる施策】
実績			今後の課題と取組	課名
・こども家庭地域対策ネットワーク会議の開催 全体会議 年1回 各機関から「子どもに関する日頃の事業活動と課題について」 ・実務担当者連絡会議 年4回 意見交換「多様化する家族への関わり方とその支援について」について サポートチーム会議 年266回		評価	全体会議や実務担当者連絡会議では、通常時に直接顔を合わせない機関からの情報提供を受けることで、有意義な情報交換の場となっている。サポートチーム会議は、年々開催回数が増加しており、地域の児童らを見守るために、関係機関が情報共有の場を積極的に求め、強く虐待予防に努めたいという意識の高まりがある。引き続き、ネットワークを生かし、子ども虐待の予防、早期発見、適切な対応のため関係機関の連携を図る。 関係機関：医師会、民生委員児童委員・主任児童委員、保育園・幼稚園・認定こども園、児童養護施設・乳児院、警察署、消防署、小・中学校、ほか庁内関係機関	こども家庭支援課
		A		
生後4か月までの乳児がいる家庭を保健師、助産師が訪問する「こんにちは赤ちゃん訪問」を行った。 延べ3,536件		評価	出生数減少に伴い、訪問件数は減少傾向にあるが、生後4か月までの乳児がいる家庭へのこんにちは赤ちゃん訪問は、高い実施率で行うことができた。訪問が行えない家庭においても、生活実態の把握を行い、必要な支援につなげるなどをし、養育環境把握は毎年度100%だった。引き続き、「こんにちは赤ちゃん訪問」を実施し、早期から各家庭に沿った相談や情報提供を行っていく。	地域健康課
		A		
・市内の事業者と連携し、退所後の就労等を支援する「地域の架け橋横須賀ステーション」の参加登録団体に情報提供を行った。 ・自立支援コーディネーターを配置し、里親、施設入所中の高校生年齢の児童を中心に、関係性形成、自立支援を行った（相談支援：延599件）。 ・月1回、県域のアフターケア事業所、児童養護施設等との連絡会を行った。		評価	・「地域の架け橋横須賀ステーション」については、児童養護施設等からの進学率の上昇、新たな補助金の活用等の影響もあり、活用の希望者は少なかった。 ・参加登録団体には引き続き情報提供を行った。 ・自立支援の拡充のため自立支援コーディネーターを配置し、里親、施設入所中の高校生年齢の児童を中心に自立支援を行った。 ・入所している間の支援は拡充できたが、施設退所後に支援につながることは難しく、定期面接の継続は年2名ほどであった。 ・今後は、社会的養護自立支援拠点事業（こども家庭支援課実施）へ移行となるが、丁寧な引継ぎを行い、対象者の自立支援に努めていく。	児童相談課
		B		
・スクールカウンセラー 市内小学校12校に6名配置。年間35日・1日6時間勤務。 市立高校全日制・定時制に1名ずつ配置。年間70日・1日4時間勤務。 ・スクールソーシャルワーカー 市立小・中・高・特別支援学校を対象に市立学校を5ブロックに分け各ブロックに1名ずつ配置する。1名当たり年間90日。 ・登校支援相談員 市内中学校23校に23人配置。月16日勤務。 ・ふれあい相談員 市内小学校46校に43人配置。月8日勤務 月4日の学校が6校。		評価	・スクールカウンセラー 市内小学校12校に6名配置。年間35日・1日6時間勤務。 市立高校全日制・定時制に1名ずつ配置。年間70日・1日4時間勤務。 ・スクールソーシャルワーカー 一人当たりの担当校数が多く、担当するケースも増加傾向にある。より効果的な支援ができる体制づくりが課題。 ・登校支援相談員 生徒のニーズに合わせた支援ができるよう、事例検討など必要な研修等を講じる。 ・ふれあい支援相談員 市内小学校44校に44人配置。月12日勤務。	支援教育課
		A		

中柱2 教育の支援

115	7-(2)-ア	社会的居場所づくり支援事業の充実【4-(1)-スの再掲】		総合評価	
				A	
生活保護世帯や生活困窮世帯の子ども等のうち、学習支援を要する者、ひきこもりや不登校となっている者の、健全な学習・育成・社会参加及び自立の助長を図ります。 ・生活保護世帯の小学・中学・高校生への個別学習支援 ・生活困窮世帯の中学生への学習支援 ・生活保護世帯等の子どもと保護者に対する相談 等					
担当課		生活支援課		対象年齢	小学生～高校生
				【子どもの権利を守る条例にかかる施策】	
実績			今後の課題と取組		課名
・平成23年度から生活保護受給世帯の中学生等を対象に、NPO法人に委託して学習支援を実施した。 令和6年度実績 中学生12人・高校生10人・高校中退者2人に対し学習支援を実施 ・平成24年度から、子ども支援員を配置し、生活保護ケースワーカーとの家庭訪問等を通じて家庭状況を把握したうえで、子どもの日常生活や親の生活習慣等、世帯全体の課題解決に向けた支援を行った。 令和6年度実績 家庭訪問等支援回数 273回 ・平成28年度から生活困窮世帯の中学3年生を対象に、NPO法人に委託して学習支援を実施した。また、令和6年度からは新たに生活困窮世帯の中学2年生も対象に加えた。 令和6年度実績 9地区 中学3年生96人、3地区中学2年生18人、合計114人に対し学習支援を実施		評価	引き続き、生活保護受給世帯の中学生等を対象に、高校への入学と卒業に向けた支援をCW・こども支援員・NPO法人(以下「3者」とする。)と連携して実施するとともに、生活保護世帯の子どもが多く在籍する高校との連携を継続していくことで、中退・留年防止のネットワークづくりを目指す。 昨年度までの、これらの取り組みにより、進学を希望する生活保護世帯の中学校3年生の9割以上が高校進学を果たしている。 また、支援が届かないことで退学になっていた生活保護受給世帯の生徒が、3者の支援により卒業することができる等、一定の成果が出ているほか、大学等への進学についても3者による支援により、奨学金の紹介や給付金等の支給を可能な限り早急に行うなど、安心して進学ができる環境づくりに努めている。 生活困窮世帯の中学生の支援については、引き続き、市内全域(9か所)で就学援助費の対象世帯の中学校2年生(10月開講)・3年生(5月開講)を対象にNPO法人に委託して学習支援事業を実施している。 令和6年度は、学習支援事業に参加した中学校3年生全員が全日制の高校へ進学することができた。 上記のとおり、生活保護世帯・生活困窮世帯に対する学習支援については、貧困の連鎖の防止のための十分な成果が出ていると判断している。		生活支援課
		A			

116	7-(2)-イ	社会的養護を必要とする子どもの自立支援の充実		総合評価	
				B	
社会的養護を必要とする子どもが施設退所後等に、自立した生活が営めるよう適宜支援を行います。 ・児童養護施設学習支援事業の実施 ・「地域の架け橋横須賀ステーション」等の活用による子どもの自立支援					
担当課		児童相談課		対象年齢	0歳～18歳未満
				【子どもの権利を守る条例にかかる施策】	
実績			今後の課題と取組		課名
・児童養護施設に学習講師を派遣し、入所している小中学生への学習支援を実施した。 令和6年度講師派遣時間 1835.75時間 ・市内の事業者と連携し、退所後の就労等を支援する「地域の架け橋横須賀ステーション」の参加登録団体に情報提供を行った。		評価	・「地域の架け橋横須賀ステーション」については、児童養護施設等からの進学率の上昇、新たな補助金の活用等の影響もあり、活用の希望者は少なかった。 ・参加登録団体には引き続き情報提供を行った。 ・今後は現事業の見直しを検討しつつ、児童福祉法の改正を踏まえた自立支援の拡充を目指す。 ・学習支援事業について、令和2年度、令和3年度は、新型コロナウイルスの影響でやむを得ず講師の派遣が中止となる時期があり、派遣時間数が減少した。令和4年度以降は、徐々にその影響も落ち着いてきたため、コロナ禍前のように事業を実施することができた。継続して講師を派遣できたことにより、入所児童の学習の定着や意欲の向上だけではなく、講師との個別の関わりを通して児童が精神的に安定する様子も見られた。 今後も家庭学習の定着や学力の向上を目指すとともに、児童が他者との関係性を築くきっかけの一つとなるよう、施設と情報共有しながら児童の学習状況を把握し、講師の派遣を継続していく。		児童相談課
		B			